

大川市議会第2回定例会会議録

平成22年3月4日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	石橋忠敏	10番	中村博満
2番	箴島かおる	11番	岡秀昭
3番	吉川一寿	12番	中村武彦
4番	今村幸稔	13番	佐藤操
5番	平木一朗	14番	山田廣登
6番	古賀龍彦	15番	井口嘉生
7番	石橋正毫	16番	古賀勝久
8番	川野栄美子	17番	古賀光子
9番	福永寛	18番	神野恒彦

欠席議員

なし

2. 地方自治法第121条の規定により出席した市吏員

市長	植木光治
副市長	福島裕幸
教育長	石橋良知
会計管理者	宇木博子
(兼)会計課長	
消防長	柿添新一
(兼)警防課長	
経営政策課長	木下修二

総務課長	今泉貞則
(併)選挙管理委員会事務局長	
企画調整課長	古賀文博
税務課長	古賀重敏
環境課長	宮崎幹男
インテリア課長	田中稔久
農業水産課長	
(併)農業委員会事務局長	添島清美
農村環境整備課長	田中俊
都市建設課長	今村辰雄
まちづくり推進課長	川野徳秀
上下水道課長	宮崎博巳
学校教育課長	武下博子
監査事務局長	武下知寛

3. 本議会の書記は次のとおりである。

議会事務局長	酒見隆司
議会事務局書記	永尾龍之介
議会事務局書記	石橋英治
議会事務局書記	堀修

4. 付議事件

1. 一般質問

5. 一般質問通告

発言 順位	議席 番号	氏 名	質 問 要 旨
1	16	古 賀 勝 久	1. 新田入り江の工事進捗と工事完了時期について 2. 新田（安中町）旧山崎邸跡地の管理について 3. 大川市の環境保全について
2	1	石 橋 忠 敏	1. 市民参加の行政評価制度導入の進捗状況について 2. まちづくりの推進事業の是非について 3. 行政内部の指揮命令権のあり方について
3	5	平 木 一 朗	1. 商業と農業の振興策について 2. いじめ問題や体罰等について
4	8	川 野 栄美子	1. 新幹線開通と観光戦略について 2. 中心市街地の再生と優先事業について
5	7	石 橋 正 毫	1. 用途地域内の道路・クレーク等の環境整備について

午前9時 開議

○議長（井口嘉生君）

皆さんおはようございます。各位の御参集、感謝申し上げます。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

それでは、日程に従い、これから一般質問を行います。この際お願いいたします。

一般質問の発言時間につきましては、答弁を含め1時間30分程度でお願いしたいと思っておりますので、この点、執行部におかれましても何とぞ御協力のほどをお願いいたします。

それでは、順次発言を許します。まず、16番古賀勝久君。

○16番（古賀勝久君）（登壇）

おはようございます。議席番号16番の古賀勝久でございます。議長のお許しを得まして、通告に従い、壇上より一般質問をいたします。

年寄りでございますので、1番に行わせてもらえるかと思っておりましたが、さにあらず、議会運営委員会で決定いたしましたとおりでありまして、まことに光栄に存じます。

最近の風評を見ますと、二、三歳児を虐待し、死に迫いやるといふ痛ましい、まことに痛ましい悲惨な出来事が多く聞かれます。このようなことにつきましては、みんなで守りまし

よう。子供は世界の宝でございます。

では、一般質問の本題に入ります。

1番目としまして、国土交通省の所管であります。現在行われております新田入り江の工事進捗の状況と工事完了の時期について、当局から情報がありましたら、お答えをお願いいたします。

2番目としまして、旧山崎邸跡地、大川市大字新田北方775番地の管理についてを2番目に御質問いたします。

3番目に、大川市の環境保全について。

3番目の小さな1番としまして、大気汚染について、NO_x、SO_x、測定濃度と濃度基準について。CO₂につきましては、後ほど自席から御質問いたします。

小さな2番目としまして、水質、BOD、SS、pH、濃度基準について。BODとCODはかなりの相関がございますので、CODにつきましては、これは割愛しております。

それから、小さな3番目に騒音につきましても、これは入れるべきでございましたが、私が通告をするときに慌てまして、騒音を入れておりませんので、これは自席からお伺いしたいと思っております。

それから、小さな3番目としまして、ダイオキシン対策について。

この以上の点を御質問いたします。

壇上からの質問はこれで終わりたいと思っております。あとは自席より質問いたします。

以上でございます。

○議長（井口嘉生君）

市長。

○市長（植木光治君）（登壇）

おはようございます。早速でございますが、古賀勝久議員の御質問の新田入り江の工事状況と工事完了時期についてでありましたので、御答弁申し上げます。

国の直轄事業として行われております新田入り江地区高潮対策事業におきましては、平成18年の台風13号が襲来した折に、高潮状態となり、筑後川の新田地区の堤防で越波寸前の状態までなりましたが、消防団等の尽力により災害を回避することができました。

それ以降、本市における陳情や古賀議員、地元市議会議員等関係者の御尽力により、国の補正予算の採択を受け、早いスピードで事業が進捗をしているという状況であります。

平成21年度の工事状況につきましては左岸側——上側になりますが、左岸側の地盤改良と築堤工事を行い、さらに、昨年9月から樋門本体と周辺堤防のかさ上げ工事に着手されているところでもあります。

また、工事の完成時期につきましては、右岸側、左岸側の堤防かさ上げ工事が平成22年度までに、それから、樋門の本体工事が平成23年6月ごろまでとなっており、平成23年度中には全工事が完了予定となります。

それから次に、新田安中町の旧山崎邸跡地の管理に関する御質問でございますが、旧山崎邸跡地につきましては、ふるさと大使でもある山崎健元市長から、昨年、ふるさとのために役立ててもらいたいとの思いから、新田安中町の土地約1,500平米を大川市へ御寄附をいただいたところでもあります。

山崎家は、3名の国会議員を輩出し、山崎健元市長御自身も大川市長を1期務め上げられ、大川市の発展に御尽力いただきました。このことは、市はもとより、地元新田安中町の皆様におかれましても、誇りに思われているものであると感じております。

旧山崎邸跡地の活用につきましては、近くに安中町公民館があり、地域の中心的位置になりますので、現時点では地域の広場的活用を考えております。

既に、地域において、草刈りや樹木の枝おろし等の作業も実施いただいている状況もあり、市といたしましては、利用や管理するために必要な施設の整備を図った上で、地域の皆様に御愛護していただきたいと考えております。

いずれにしても、旧山崎邸跡地の管理や活用の方法につきましては、記念碑の設置の件等々も含め、地域の皆様の御意見を踏まえながら、適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

次に、大川市の環境保全についてのおただしでございますが、まず、大気の測定についてであります。市内において、年に一度、窒素酸化物（NO_x）、硫黄酸化物（SO_x）などを測定しているところであります。

大気汚染に係る環境基準によりますと、窒素酸化物の環境基準は1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでの範囲内、またはそれ以下であることとなっており、測定結果は0.015ppmとなっております。

また、硫黄酸化物につきましては、1時間値の1日平均値が0.04ppm以下で、かつ1時間値が0.1ppm以下であることとなっており、測定結果は0.004ppmとなっております。

次に、水質についてであります。市内の広域河川の19カ所において、年3回の水質調査を行っております。水質汚濁防止法による生物化学的酸素要求量（BOD）の基準値は5ミリグラムパーリットルとなっており、測定結果はほぼ基準値内となっております。また、浮遊物質量（SS）については、50ミリグラムパーリットルとなっており、測定結果はほぼ基準値内となっているところでございます。

次に、ダイオキシン等々につきましては、これはもう調査をいたしておりますので、ついでに申し上げておきますが、ダイオキシン類による環境汚染の防止等の対策を総合的に推進するため、ダイオキシン類対策特別措置法が平成11年7月に公布され、平成12年1月より施行されているところであります。

清掃センターにおけるダイオキシン対策につきましては、ごみ質の均一化や焼却温度の高温維持など、適切な管理に努めているところでありますが、今後とも、このことにつきましては、万全を期していく所存でございます。

以上で、壇上からの答弁は終わりますけれども、答弁漏れございましたら、自席から答弁をさせていただきます。

○議長（井口嘉生君）

16番。

○16番（古賀勝久君）

それでは、自席から質問いたします。

新田入り江の工事進捗、工事時期について質問いたします。

ただいま市長より壇上から答弁をいただきましたが、平成12年までは堤内に――堤防の内側ですね、内側に8軒ほどの民家がありました。それまでは、毎年のごとく高潮や台風で住居が床上浸水をしていましたので、国会要望を開始いたしましたのは、平成17年だったと記憶しておりますが、国土交通省――当時の建設省ですね――で予算化をされたのが平成9年で、本工事の総予算が35億円と聞き及んでおります。

毎年、工事は進められていますが、それから13年たちまして、やっと本体の樋門工事が始まったわけですが、具体的な計画が不明でありますので、先ほどの答弁に加えまして、情報を知ってあります限り御披露願いたいと思います。

○議長（井口嘉生君）

都市建設課長。

○都市建設課長（今村辰雄君）

ただいまのお尋ねの新田入り江の今後の計画でございますけれども、平成21年度現在、今年度の事業費としましては、9億円の予算でもって、新田入り江の樋門、それにかかる仮設工、そうした基礎工がこれから進められます。

そして、新田入り江樋門本体の工事につきましては、平成21年9月に、平成23年6月10日までの期間の3カ年の国債工事ということで、完成するまで予算を確保された中での事業展開が予定されております。

平成22年度におきましては、引き続き新田入り江樋門本体工事が続けられることとなっております。先ほど市長答弁にありましたように、平成23年6月までに全体が事業完了する予定となっております。

以上でございます。

○議長（井口嘉生君）

16番。

○16番（古賀勝久君）

御答弁ありがとうございました。

ただいまより質問しますことは国土交通省も十分御存じのことであろうと思えますし、プロが設計をされておりますので間違いなことだと思えますが、金剛院樋門と社津樋門の両方から新田入り江に流れ込んでおるわけでございますが、社津樋門のほうが約1メートルぐらい水位が高い状況でございます。

それで、社津樋門と金剛院樋門が合流する段階で、どういう対策をとられるのか、それをお伺いしたいと思います。

○議長（井口嘉生君）

都市建設課長。

○都市建設課長（今村辰雄君）

ただいまのお尋ねであります本川の金剛院樋門と社津樋管との流末の形態がどういった形になっているかということでのお尋ねと思えますけれども、これにつきましては、地元が御懸念されているようなことも当初ありまして、これにつきましては、金剛院樋門分の本川と社津樋管側の流末につきましては、分離構造という形で設計なされておまして、そういった形で今後整備が進められます。

以上です。

○議長（井口嘉生君）

16番。

○16番（古賀勝久君）

答弁ありがとうございました。

そういう点をお伺いしまして安心した次第でございますが、次にお伺いします。

新田入り江には、本体の大樋門のほかに安中側から、開と通常申しますが、開側から1つ小樋門がございます。

それともう1つ、三条野のほうから、左岸側から小樋門があります。これは、地元説明会の折には、必ず改築をするという国土交通省からの説明がございましたが、本当になされるかどうか、それをお確かめしたいと思います。

○議長（井口嘉生君）

都市建設課長。

○都市建設課長（今村辰雄君）

先ほどお尋ねであります新開樋管、それと内玉新開樋管、これにつきましては、既に改築が行われておりまして、御指摘のとおり、樋管の改築がなされているところでございます。

以上です。

○議長（井口嘉生君）

16番。

○16番（古賀勝久君）

ありがとうございました。

それでは、2番目の山崎邸のことにつきまして御質問いたします。

山崎健元大川市長が、大川市へ山崎邸跡地を平成21年に無償寄附されました。それは皆さん御承知のとおりだと思っておりますが、土地面積は1,508平方メートルでございます。標準価格として約30,000千円。それから、山崎邸を解体するのに用したお金が約5,000千円かかっております。これは皆様御案内のとおりだと思いますが、改めて申し上げますと、山崎家は元来名家でありまして、長崎の出身で、柳川の立花家の御典医として仕えられ、相当の大地主でありました。

その後、山崎健元市長のおじの山崎達之輔氏が代議士となられまして、農林大臣を2期務

められております。それから、山崎健元市長の父上の山崎巖氏は内務大臣を務められ、その後、自治大臣と国家公安委員長を兼任されております。その後、いとこの山崎平八郎氏が衆議院議員で、国土庁長官を歴任されております。

さらに、今回、山崎邸解体の折に、有名な明治期の黒田多吉氏がつくられた欄間7点——黒田多吉氏は安政の江戸時代にお生まれになられまして、昭和12年まで生存されていたそうでございますが、その匠のつくられた欄間7点と、それから、犬養毅氏の書、それから、非常に頑丈な長持ち、それから、古文書一式、それから、縁側のガラスが非常にめずらしいものであったそうでございますが、これを大川市のほうに寄贈されております。

そして、その欄間につきましては、一刀彫で有名な岳野博昭さんにお伺いしましたところ、ちょっとこの欄間のお値段をつけようとしても、つけがたい、非常に難しいと、それだけ価値のあるものだとおっしゃっておられましたので、市といたしましても保存される際には十分お気をつけになってもらいたいというふうに思います。

こういうことを山崎元市長さんは、土地、解体、それから、お宝を寄贈されるというようなことをなさっております、しかも、ふるさと大使として頑張っておられますが、山崎邸跡地の整備につきまして、わかる範囲で説明をお願いしたいと思います。

○議長（井口嘉生君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（川野徳秀君）

整備につきましては、地元の区長さん初め、安中町のほうで御協議をいただきまして、実は整備を一定市のほうで行いたいと、その後については地元のほうで管理をお願いしたいということをお願いをいたしまして、つい昨日、地元で協議された結果を持ってこられまして、その中で、特に排水が悪いということで、排水については、できるだけ全体的に排水できるように行っていきたいというふうに思っております。

それから、公民館で駐車場が不足しているということでございますので、公民館の前については駐車場用地として使っていただくということで整備を行っていきたいというふうに考えております。

具体的には、来年度になりますけれども、その中で整備をさせていただいて、後につきましては地元のほうで管理をお願いしたいということと、もう1点は、実は南側に板塀がございます。これは非常に立派な板塀でございます、これにつきましては保存する、そのまま

残すかどうかということで、これも地元で御協議いただきまして、できたら残していきたいということで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（井口嘉生君）

16番。

○16番（古賀勝久君）

ありがとうございました。

整備につきましてお伺いしましたが、管理の面まで御答弁をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日、傍聴に見えていらっしゃる中央新田町の区長でございます高田隆穂氏の招集によりまして、安中町で2月26日に運営委員会が——これは運営委員会と申しますと、総会に次ぐ町の議決機関でございますが、運営委員会を開きまして、高田区長さんがまとめられた件につきましては、管理の点では安中が行うということを決めてあって、総会に諮りたいということでございます。これは特に公民館の役員の方をお願いをしたいというようなことを決めておられますが、非常にボランティアで公民館の役員の方は大変なことであろうと思います。

現在も管理しなければいけない公園などが、安中町には数えますと6カ所ぐらいあります。それで、非常に簡単にいくものではございません。であります。高田区長さんは、これを会議に諮りまして安中で管理をしたいということでございますので、市といたしましても、その辺をお酌み取りの上、6カ所の部門を管理しなきゃいけませんので、できるだけ大工事、例えば、木を切り落としたり、もったいない木があるわけでございますが、こういうことを行うときには御協力のほどをお願いしたいというふうには思っております。質問でございます。

○議長（井口嘉生君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（川野徳秀君）

ただいまの質問につきましては、趣旨がわからなかったんですが、大きな木を切る場合につきましては、どういうことございましたでしょうか。

○議長（井口嘉生君）

16番。

○16番（古賀勝久君）

私が質問したのが非常にわかりにくかったというようなことでございますが、現在、山崎邸跡地には、木がまだたくさんありますね。であります、中には、特に非常に貴重な年代を経た、どこかに移しかえれば利用価値のあるような木があるわけでございます。

それで、それを移動させる際などにつきましては、まちのほうからも御相談を差し上げたいと思っておりますので、市のほうとしましても、御協力をお願いしたいというふうに思うわけでございますが、ただいまの樹木の件につきましては、以上でございませうでしょうか。

○議長（井口嘉生君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（川野徳秀君）

基本的には、今あります木については、そのまま残していきたいというふうに考えております。

ただ、先ほど言いますように、駐車場とかで整備する場合に、ちょっと邪魔になる分については、そのときには地元のほうに、例えば今おっしゃいますように、どこかで利用したいとかいうことであれば、そこら辺の移植も考えたいと思いますが、基本的にはできるだけ残すという形での整備を行いたいというふうに考えております。

○議長（井口嘉生君）

16番。

○16番（古賀勝久君）

樹木を残すとおっしゃいましたが、樹木はそのままあるものではございません。必ず春には芽吹いて、どんどんと伸びていきます。そうしますと、周りの住宅、山崎邸の外の住宅には非常に迷惑をかけるようなことになりますので、区長さん初め、町内としましては切り落とし作業をしていらっしゃると思いますが、それを処理したり、運搬したりすることにつきまして、市のほうとしましても御協力を仰ぎたいと思っておりますが、それにつきましてはいかがでございませうか。

○議長（井口嘉生君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（川野徳秀君）

これにつきましては、先ほどおっしゃいますように地元でお願いしております公園がほかにもあるわけですが、基本的には除草とか消毒とか、そういうものについて、草木の除草とか消毒というようなことでお願いしておりますが、大きな木の伐採とか、大がかりのものについては市のほうで直接やっております、この山崎邸跡地につきましても、整備後は大がかりな分については、市のほうで直営でやっていきたいというふうに考えております。

○議長（井口嘉生君）

16番。

○16番（古賀勝久君）

よくわかりました。どうもありがとうございます。

それから、次に進みたいと思います。

同じ用件でございますが、山崎邸跡地の、先ほどるる申し上げましたとおり、市長初め、歴代の大臣が3代も出ております。それで、かなり大がかりな碑とは申しませんが、山崎邸跡地であったというようなあかしを残しておきたいというような気持ちを、その運営委員会の中でも出ましたし、皆さんに呼びかけたらというようなことでございますが、もう現在では市の物件でございますので、安中町から無断でその碑を立てるようなことはできませんので、市といたしましては、いかがなお考えをなさっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（井口嘉生君）

総務課長。

○総務課長（今泉貞則君）

先ほど壇上から市長のほうも答弁をいたしました中に、記念碑の設置の件につきましても、地域の皆様と協議して適切に対応していきたいという答弁をしたところでございます。貴重な財産をいただいております。そういう面からして、市の所有の土地ではございますけれども、地域の皆さんと協議して進めていきたいというふうに思います。

○議長（井口嘉生君）

16番。

○16番（古賀勝久君）

どうもありがとうございます。蛇足ながら申し上げますと、旧衆議院議員の3区の選挙区で有名な方がほかにも出ていらっしゃいますが、文部大臣をなさいました荒木万寿夫さん、

大牟田の方でございますが。それから、副総理をなさいました石井光次郎さん、久留米ですね。その人たちも、直接私は立ち会って、その碑を見たわけではございませんが、もう既に碑は立ててあるというようなことでございますので、市の物件とはいえ、できるだけその点につきましてよろしく、寛容な気持ちでお願いしたいというふうに思っております。

さらに、安中町としましても、碑を立てるからといって、100千円も200千円も個人で出すというようなことじゃなくて、そこに個人個人で1千円か2千円持ち寄って、できるだけ広く、そして、浅く、少なく集めて、碑の財源にしたらどうかというような意見も相当出ておまして、皆さんに広くお願いをして回ったらどうかというようなことでございますが、それにつきまして、当局のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（井口嘉生君）

総務課長。

○総務課長（今泉貞則君）

ちょっと質問の趣旨がよくわからないといえますか、市のほうでこの記念碑を立てるに当たって、そういう御寄附を呼びかけるということではできないかなというふうには思っております。

ただ、地域の皆さんがそのような形で御寄附を集められて、記念碑を設置しようということになった折には御協議をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（井口嘉生君）

16番。

○16番（古賀勝久君）

まことにありがとうございます。非常に心温まる、実りある答弁であったと思いますが、山崎元市長さんと直接、数回にわたってお会いしましたが、これからもふるさと大使として、できるだけ大川が発展するように御協力をしていくというようなコメントでございまして、今後、山崎邸跡地はいかなるものになるものでございましょうか。例えば、買い手がついたら売り払うとかというようなことがございますでしょうか、お答えを願います。

○議長（井口嘉生君）

総務課長。

○総務課長（今泉貞則君）

先ほどから、一定整備をして地域に管理をお願いしたらということを申し上げております。

ということは、現段階です、せつかく貴重な財産をいただいて、地域の公園みたいな活用ができればということでございますので、売却というようなことは考えておりません。

○議長（井口嘉生君）

16番。

○16番（古賀勝久君）

ありがとうございます。

それでは、大きな3番目の大川市の環境保全について、話題を変えていきたいと思ひます。

先ほど市長さんから御答弁がありましたように、とにかく大川市はNO_x、SO_xともに問題ないということでございまして、非常に安心しているところでございまして、これは外国のことではございますが、NO_xは水分、いわゆる雨に接しますと硝酸に変わります。それから、SO_xは水分と接触しますと、特に雨と合いますと硫酸に変わります。

それで、この硝酸、硫酸に変わりますので、日本に及ぼす影響としまして、酸性雨の原因となります。それで、人間の生命はもちろんでございますが、樹木やほかの植物を枯らすような現象が世界じゅうには起きております。

それで、市長さんから御答弁がありましたように、大川市では問題ないけれども、できるだけこれをキープしていくような方向で進んでもらいたいと思ひます。

それから、二酸化炭素の増加で地球の温暖化につながりますので、これにつきまして、大川市といたしましては、地球温暖化対策推進委員会をつくっておられるそうではございますが、それにつきまして、その内容につきまして、どのようなものであるかお伺いをしたいと思ひます。

○議長（井口嘉生君）

環境課長。

○環境課長（宮崎幹男君）

大気中の硫黄酸化物、それから窒素酸化物などが雨に接触することにより、酸性雨の原因となり、また、二酸化炭素の増加が及ぼす地球温暖化等の影響につきましては、古賀議員の御指摘のとおりというふうに認識をいたしております。

また、二酸化炭素につきましては、化石燃料の使用量を減らすということが肝要と言われておりまして、エコな生活をしていくことが重要ということでございます。

この対策につきましてでございますが、身近な取り組みといたしましては、ごみの減量や

緑化事業及び雨水の再利用等の促進に取り組んでいるところでございます。

また、御指摘がございました市役所内に大川市地球温暖化対策推進委員会を設置して、本市の事務事業に関する温室効果ガスの発生抑制に積極的に取り組んでいるところでございます。

この地球温暖化推進委員会の概要でございますが、副市長を委員長として、副委員長に総務課長、あとは関係課長がその委員に名を連ねておるところでございます。

以上でございます。

○議長（井口嘉生君）

16番。

○16番（古賀勝久君）

CO₂対策につきましては、具体的にはどういうふうなアクションをとられていらっしゃいますでしょうか。

○議長（井口嘉生君）

環境課長。

○環境課長（宮崎幹男君）

具体的な対策といたしましては、まず庁舎内の電気使用量の削減、それから、重油等の燃料の削減、それから、公用車のガソリン、そういうものの削減でございます。ちなみに、この推進委員会の基準年を17年度にいたしておりまして、19年度の実績につきましては、CO₂を3.6%減らしておりまして、金額にいたしまして16,800千円の効果を上げているところでございます。

以上でございます。

○議長（井口嘉生君）

市長。

○市長（植木光治君）

私のほうから少し補足説明させていただきますが、まず、NO_x、SO_xの件でございますが、現状では、環境基準をクリアいたしておりますので特段の問題はございません。

この2つの物質につきましては、我が国におきましては昭和42年の公害対策基本法の施行以来、自動車対策、それから、工場のばい煙対策、あるいは発電所のばい煙対策と、こういったことを積極的に実施することによりまして、我が国においては、おおよそこの問題につ

きましては、公害としての問題はクリアしているということでございますが、議員も御存じのとおり、最近特にNO_xの濃度が少しずつ実は上がっている状況がございます。これは国内的な発生源の発生量がふえているということではございません。NO_xの発生源は主に自動車の排気ガスでございますが、これにつきましても、我が国のすぐれた脱硝技術によりまして、ほぼパーフェクトに対策がとられておりますが、そういう中でNO_xがふえているというのは、これは多分、越境移動といまして、海外からのNO_x、SO_xの移流が原因であろうというふうに思っております、このことにつきましては、国のレベルにおきましても非常に心配をされております。

ありていに言いますと、中国の工場、あるいは石炭火力発電所からのばい煙、NO_x、SO_xが偏西風に乗って我が国に飛んできていると、こういう状況が推定されておまして、多分間違いないだろうと思っております。

いずれにしましても、このことにつきましては、市のレベルでは対応できませんが、国のレベルで、例えばODAなんかを活用いたしまして、中国に環境対策技術を移転するといったような方向で全体の解決を図られているというふうに理解をいたしております。

それから、CO₂につきましては、先ほど担当課長も言いましたように、要は本市でやれるCO₂対策、地球温暖化対策といえますのは、1つはやっぱり省エネであります。省電力と言っていいかもしれません。これは、我が国の発電量の、大体我々が使っているこの電気の半分以上が実は火力発電で供給をされておりますので、その部分でどうしても、NO_x、SO_xはほとんど出ないような対策がとられておりますけれども、CO₂は出てまいります。特に、石炭を燃やしているようなところでは丸とCO₂という格好で出てまいりますので、電力を節減する、節約するということは直ちにCO₂対策につながるということで節電ということを一つの柱に掲げております。

あわせて、例えば、太陽光発電の導入でありますとか、そういうことによって、電気事業者からの電力の使用量を減らしていく。こういったことが地球温暖化対策、本市でとれる地球温暖化対策のメインテーマ、メインディッシュになっていくんだろうというふうに思いますし、そういう哲学のもとで計画書が作り上げられているというふうに思っております。

○議長（井口嘉生君）

16番。

○16番（古賀勝久君）

市長答弁どうもありがとうございます。

次に移ります。

環境保全対策についての水質に入りたいと思います。BOD、SS、pHにつきましては、年3回測定をなさっていて、これも基準内に入っているということでございますが、特に局所においては、水質が極度に悪いところが見受けられます。

BOD、COD、SS、pH、その他のものがクリークにおいて上昇した場合、腐敗し、魚類の生存がなくなり、悪臭が強くなり、蚊などの害虫が発生するような状況であることは間違いありません。それで、具体的になりますが、長期総合計画の中で、基本計画審査特別委員会というのが議会の中で設置されまして、そのメンバーの全議員が、クリークが非常に極度に悪いところがあるというところで、重点プロジェクトに入れてもらえないかというような御意見が強くありました。であります。このときの結末としましては、重点プロジェクトには入れないけれども、総括質問として、このクリークの汚れについて質問したいということで、箴島議員が総括質問いたしました。それに対しまして、市長からも答弁がございまして、できるだけそのクリーク対策については手厚く行っていきたいと、予算も考えているというようなお答えでございましたが、この点につきまして、特に3カ所、年間にかけているところは異常ないにしましても、局所では非常に悪いクリークの状況が見受けられるわけでございますので、その点につきまして御答弁願いたいと思います。

○議長（井口嘉生君）

農村環境整備課長。

○農村環境整備課長（田中美俊君）

現在、クリークの管理につきましては、行政区長さん、各地区にあります地区用排水路管理推進委員会とか、各集落の地区用排水路管理委員会などの協力を得ながら、しゅんせつや地域住民による共同作業を行いながら、意識改革の啓発に努めているところでございますが、なかなか大川市のクリークにつきましては、水が普通から、特に花宗川につきましては、矢部川の水を花宗川に引き入れて、農業用水とかに使っているところでございますが、これは水量が限られておりますので、それをクリークにためまして、大事に使っている状況でございます。

それで、雨が降った後につきましては、下流のほうに流すことはできませんが、それ以外のときは、それを大事にクリークにためときまして、国営水路と普通の幹線水路と、また支

線水路にためておきまして、それを大事に使っているわけでございます。

それで、水を汚さないためには、皆さんの力をおかりしまして、家庭の雑排水をなるべく汚さない、ある程度きれいにして、いろいろ浮遊物を取り除いてもらって流していただくというような努力を重ねていかなければ、なかなかきれいにならない状態だと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（井口嘉生君）

16番。

○16番（古賀勝久君）

答弁ありがとうございました。

この件につきましては、官民一体となって正常化を図っていくということにつきましては、私自身は理解をしているつもりをしておりますが、特に、現在、直接クリークの水を使って取り上げましたいろんなものは、私たちの口に入ります。それで、生命にかかわる可能性があります。それで、この辺から非常にクリークが悪い、汚れているというようなクレームが来たときには、農村環境整備課としましては分析をなされたことがございますでしょうか。

○議長（井口嘉生君）

農村環境整備課長。

○農村環境整備課長（田中美俊君）

うちのほうで、その分析は、農作物に対する関係という分析は、農村環境整備課では行ったことはありません。

○議長（井口嘉生君）

16番。

○16番（古賀勝久君）

先ほどお伺いしますと、大川市の環境課におかれましても、いろんなところでスポット的に分析をなさっていらっしゃいますが、農村環境整備課長、それと比類してやはりここは汚いというときには、ちゃんとした数値でお答えをして、これだけ汚れているというようなものを残すべきではないかと、BOD、COD、SS、pHその他水の清浄さをあらわす数値につきましては、ちゃんとしたそれがもとになりますので、ぜひやってもらいたいと思います。これには、やはり私も私ごとながら、ある民間会社に勤めていたときに分析、あるいは

そういう科学的な処置をしたことがございますが、金がかかります、非常に金がかかります。件数をふやせばふやすほど金がかかります。

それで、この件につきましては、農村環境整備課長だけでは、よし、それでは分析やろうというようなお答えをすることができないと思うんですよ。それで、これは大川市のことでございますので、分析したからといって、クリークがきれいになるということではありません。であります、このレベルまで達したらもう大丈夫だというようなその比較になりますので、官民一体となって取り組んでいく中でも、そういう実情を数値であらわせるような形にしておいてもらいたいと思うんですがね。質問です。

○議長（井口嘉生君）

市長。

○市長（植木光治君）

御質問、御指摘は真摯に受けとめてまいりたいと基本的に思っておりますが、ただ1点だけ、今御質問をお伺いして、誤解のないようにと言ったら失礼かもしれませんが、申し上げておきたいのは、水質の問題は、汚濁の問題と、それから汚染という2つ、全く性格の違うものがございます。環境基準も水質汚濁項目と、それから水質汚染項目と大きく性格を2つに分けて環境基準がなされております。

今、議員御指摘になりましたのは、いわゆる生活排水、食べ物、生活の中から出てくるその排水がクリークに入って、そして、そこで腐って生活環境を悪くしていると、生物の生息の障害になっていると、こういうことでございますので、それを調べる指標としては、CODでありますとか、BODでありますとか、SSでありますとか、pHであるとか、こういったいわゆる生活環境項目と言われるものについて、それをモニタリングしております。

そういう中で、議員が御心配されているようなところを調査いたしますと、やはりこれは相当悪い数字が出てくるだろうというふうに思います。BOD、COD、そういったものについては悪い数字が出てくるだろうというふうに思っておりますけれども、今おっしゃいました口に入ってどうだこうだという問題は、これは、例えば化学工場が周りであって、それで汚染されているんじゃないかということは大川市にあっては基本的にはありませんので、そういう御心配は私は要らないんじゃないかと。あくまで生活環境項目として水が汚れている、あるいは腐敗している、そういった部分について、我々はより精密にチェックをしていく必要があるし、そのデータを残していく必要があるだろうというふうに思っております。

データを残すということは、対策の効果を追っかけるという意味もございますので、そういう意味におきましても、19ポイントをもう一回精査いたしまして、必要に応じて調査地点数をふやしていく。そういった努力は、検討はしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（井口嘉生君）

16番。

○16番（古賀勝久君）

まことにありがとうございます。そういうお答えをいただくことにつきまして、非常に感謝いたしております。

私は若干、質問の内容の中で誤解と申しますか、表現が非常に悪い部分もありましたが、やはり水質を保持していくということにつきましては、何とぞ重要な、1つのメルクマールとして持っていただきたいと思えます。

それでは次に、地下水の分析はやっていらっしゃるでしょうか。質問です。

○議長（井口嘉生君）

環境課長。

○環境課長（宮崎幹男君）

地下水の調査は、年1回実施をいたしております。

以上です。

○議長（井口嘉生君）

16番。

○16番（古賀勝久君）

それにつきましては、いろんな項目を申し上げますと、大川市にはこういうものが出てくるよというようなこととかなんとか出かねませんので、ちょっと言えませんが、それについては正常でありますか、正常ではありませんか。それをお答えください。

○議長（井口嘉生君）

環境課長。

○環境課長（宮崎幹男君）

まずもってお断りをしておきたいと思いますが、私どもで実施している地下水調査というのは、地下をボーリングして、そこから地下水をくみ上げて、それを調査するという方法ではございません。

私たちがとっている調査方法は、今、一般の御家庭にあります井戸水ですね、これを調査の対象箇所としております。そして、大川市内6校区ございますが、毎年各校区1つずつ合計6カ所を地下水の調査箇所として調査をやっているということでございます。

調査結果につきましては、おおむねこの地下水の基準に合致しているというふうにご考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（井口嘉生君）

16番。

○16番（古賀勝久君）

環境課長、地下水のことにつきましては理解いたしました。

それでは、3番の騒音について、住工が混在しているところがかかなりありまして、騒音に悩まされているというようなことがあります。それにつきましては、これは特にイメージとしてわかれるのは木工業等々につきましてイメージがわかれますが、木工業以外にもかなりありますよ。それにつきましては、その環境課に対しまして、御相談なりクレームなりが来ることがございますか、お伺いします。

○議長（井口嘉生君）

環境課長。

○環境課長（宮崎幹男君）

騒音につきましては、毎年十数件の苦情が来ております。

苦情の実態でございますが、今御指摘のとおり、ほぼ事業所と住居が隣接しているという場所からの苦情でございます。

以上でございます。

○議長（井口嘉生君）

16番。

○16番（古賀勝久君）

それにつきまして対応をとれるものならとりたいと思っていらっしゃいますでしょうか、その点につきましてはいかがなものでしょうか。

○議長（井口嘉生君）

環境課長。

○環境課長（宮崎幹男君）

苦情のいわゆる取り組み方法、苦情後の取り扱いでございますが、苦情があった場合は、苦情の申立者と、それから当該原因者と思われる事業所の方と直接お会いしまして、御意見を伺った後、解決を図っているところでございます。

苦情の内容次第では、早急な対応が改善の大きさとか、経済的な問題等で難しいこともございますが、比較的軽微な騒音の苦情につきましては、迅速に対応していただいております。

以上でございます。

○議長（井口嘉生君）

16番。

○16番（古賀勝久君）

わかりました。

それでは、もっと早く終わるつもりをしておりましたが、つつい長くなりましてどうも済みません。もう長くはありませんので、御勘弁をお願いしたいと思いますが、最後に、ダイオキシン対策について。

これダイオキシンは水素と炭素と酸素と塩素、クロール、このクロールがくっついていないとダイオキシンには決してなりません、これは私は液状だと思っておりましたが、仕事の上でやっておりましたときに、固形物だということで仰天したことがございますが、固形物でございます。そして、この固形物は油分にしか溶解しません。それで、その固形物を魚が食べますと、体内の油分でもって分解して、その魚の中にダイオキシンが居残るというようなことになりまして、我が大川市におきましても、とにかく小工場がいっぱいありますが、800度C以上にならないと焼却分解はいたしませんので、これをぜひ守ってもらうような方策をとってほしいと思います。これはもちろん、ダイオキシンが人体に猛毒でございますので、当局の取り組みについてお伺いしたいと思います。

○議長（井口嘉生君）

環境課長。

○環境課長（宮崎幹男君）

ダイオキシンの問題でございますけれども、このダイオキシンにつきましては、今、御案内のとおり、廃棄物処理施設や事業所の焼却施設だけではなく、一般家庭での焼却、あるいは

は野焼き等々に関係する問題でございます。そして、環境問題の解決にはお一人お一人の環境に対する御理解と御協力が不可欠であります。

今、清掃センターでは、法律的には800度以上で焼却をするというふうな指針が出ておりますが、私どもでは最低850度、そして、システムの設定値は870度以上に、そのシステムを設定いたしまして、ごみの焼却に当たっているというところでございます。

今後とも、このダイオキシン等々の環境問題につきましては、環境イベントや地域での説明会、こういったあらゆる機会を通しまして、環境意識の高揚に努めていきたいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（井口嘉生君）

16番。

○16番（古賀勝久君）

随時、環境問題につきましてわからないところを御質問してまいりましたが、やっぱりとるべき対策としては、まだ山積しているというような感が強いような状況でございます。

市長さんにお伺いします。

市長さんの諮問機関であります環境審議会がもう12年間開かれておりませんが、こういう環境対策が山積している状態の場合、環境審議会を開いて、ひとつ検討されたらいかがかと思っておりますが、それにつきまして御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（井口嘉生君）

市長。

○市長（植木光治君）

その前に、ダイオキシンの問題とかいろいろお尋ねいただきまして、ありがとうございます。

補足的に申し上げますと、まず、騒音の問題は、これは非常に難しい問題でありまして、感覚公害でありますから、なかなか対処が難しいんですけれども、ちょっと詳しく申し上げますと、規制がかかっているのは航空機騒音、航空機ですね。それから、道路騒音、それから普通の生活騒音、それから建設、特定建設作業の建設騒音、それから、特定施設といえますけれども、ある種の機械を備えている工場からの騒音と、これが法律で、騒音規制法で規制がかかる騒音の発生源であります。こういったものにつきましては、法に基づきまして、

測定をした上である種強制力を持って是正をすることができますが、本市におきましては、多分、騒音規制法に基づく特定施設の設置というのはほとんどないんじゃないかと思います。ただ、現実には、担当課長が申しますように、苦情がある程度、相当程度来ておりますので、事業者に対してその旨を伝えまして、適切な対応をしていただいておりますけれども、なかなかうまくいかないケースもございますので、粘り強く、そういう対処を今続けているということでございます。

それから、ダイオキシンにつきましては、今、議員御指摘のように、2478という非常に複雑な構造をしておりますけれども、その4つの位置に塩素がついたやつが一番猛毒でございます、少なくとも塩素の原因になるようなものがないと、原理的にはダイオキシンの発生はないと。したがって、議員御指摘のように、塩ビとか塩素を含んだ物質を合わせて燃やさないというのが一番重要であります。ただ、市の焼却施設の場合には、どうしてもそういうものが混入してまいりますので、安全装置として、バックアップとして800度以上を確実にキープするように、八百数十度をキープいたしますと、ダイオキシンは分解して発生をいたしませんので、それをキープするというので、ばい煙中のダイオキシンを除去していこうというふうに考えております。

それから、一般の工場につきましては、ダイオキシン対応炉といいまして、これも焼却温度がポイントになるわけですが、800度以上で確実に燃焼できるような炉の導入につきましても各方面をお願いいたしております。それからまた、一般の生活の中でも、先ほど言いましたように、昔から木や、のこくず、あるいはワラというのは何百年、何千年と燃やして生活をしてきておりますので、そんなに問題はないと思うんですが、やっぱりそこに塩ビみたいなものが入り込みますと、小さな発生源でありますけれども、ダイオキシンの発生源になっていくということで、これは市民がすべてみんな気を使っていくべきことかなというふうに思っております。

それから、最後の環境審議会でございますが、御指摘のように、水質の問題につきましては、いろいろ課題もございますので、この際、各方面の御意見も聞く意味におきましても、新年度におきましては開催の方向で考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（井口嘉生君）

16番。

○16番（古賀勝久君）

実りある答弁まことにありがとうございました。

これを持ちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（井口嘉生君）

ありがとうございました。

ここで暫時休憩いたします。なお、再開時刻は10時35分といたしますので、よろしくお願
いいたします。

午前10時20分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（井口嘉生君）

休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

次に、1番石橋忠敏君。

○1番（石橋忠敏君）（登壇）

皆さんおはようございます。議席番号1番石橋です。

まず、初めに今回の一般質問について皆様にお断りしておきます。私の行政改革の一環として市職員の意識改革及び市議会議員の意識改革を求めるため、私の議員活動にとっては絶対に必要な問題であるので、質問が通告どおりにいかない点もあるかと思いますが、市長が答弁されたとおりの満座の中での一問一答のおおりの質問をしますので、問題があれば訂正しますので、よろしくお願ひします。

まず1番に、市民参加の行政評価制度についてお尋ねします。

市民参加の外部評価制度の導入については、ことしより施行となりましたことはどうもありがとうございました。ですが、肝心の市民評価委員の選考についてどうなっているのかを改めてお伺ひします。

前回、市長の答弁では学識者や専門的知識を有する者、市民の目線で評価ができる者が必要と答えてあるが、本来の市民が参加する行政の中の市民参加の評価制度についてはちょっと趣というか趣旨が異なるような気がするので、私の意見を述べさせていただきます。

私の要望は、第1が一般の納税者である市民の中から公募を募るべきであるという気持ちでおります。もちろんその中には学識者、専門的知識者も必要とは思っております。

それです、評価委員の数と一般市民と、先ほど市長の言われる知識者の割合をお答え願ひしたいと思います。

それからついでに、行政運営にかかわる関係書類を市民がいつでも閲覧できるコーナーの設置を要望しておきます。

次に、住んでよかったと思える水と緑の景観のまちづくりについて質問をさせていただきます。

中身的には、前回の一般質問に対する回答をもらっていないので、これは議席において一問一答という形で答えを聞くだけにしておきます。

その関連ですが、前回、決議をされました第5次長期総合計画について、確かに可決されていることで今さらと言われると思いますが、中身について1人の議員として二、三の確認をしたいことがあるので、白か黒かで簡単に結構ですからお答えをお願いします。これについても一問一答ですから、議席で質問させていただきます。

次に、指揮命令権のあり方についてという表題を使うておりますが、それでは指揮命令権についての質問をさせていただきます。

この指揮命令権というものは、使う側の使い方によっては恐ろしいものであると私自身は思うております。それについて質問をさせていただきます。

指揮命令権とはどのような組織においても絶対不可欠であると、必要性があると、これは当然、私自身も十分理解した上で質問するので、その件もよろしくをお願いします。

指揮命令権とはもろ刃の剣、もしくは字がわからんけど、両刃（りょうは）の剣、こういう表現で明確にあらわせるものだと、指揮命令権については本当にもろ刃の剣であるということを皆さんも十分理解してほしいと思います。

上に立つ者の器のいかんでは、その組織を破滅もさせるし、また下につく者にとっては身を縮め、精神的に追い込まれるようなことにもなりかねない。また、あえて自殺、この職務に関しての自殺にまで追い込むような、そのような恐ろしいものであるということを皆さんは理解してほしいと思います。

確かに、指揮命令権というのは組織を継続していく上では絶対不可欠で、これはなくてはならないもので、それがあがるゆえに組織そのものは成長するものであるんですが、その反面、私が今言っているようなもろ刃の剣で、何というんですかね、下の者——部下にとっては身を縮めてね、精神的に追い込まれてノイローゼ気味になったりする。また、それが募れば、思い余って自殺にまでなるというような内容もあると私はそれなりに思うております。

その上に、そういうふうな反対の刃を使われた場合は、組織そのものの機能すら麻痺して

しまうし、またその下の人間の能力さえ押しつぶしてしまうと。意見も言えないような状態になれば、当然、その人の持つておる能力、そのものすら押さえ込むというんですか、発揮できなくなると、そういうことにもなりかねないとは思うんですが。

これはですね、行政機能が麻痺するということは、これは私たち市民にとっては大変な問題なんです。麻痺するということは、もう本当に私自身は痛切に感じておるんですけど、私たち市民が行政は何しよつとか、いかげんやないか、だらだらやないか、何や、何かとやっておるのはね、私は市の職員の味方をするわけじゃないんですけど、やはりこの指揮命令権という、このものによってね、やはりそういう機能の麻痺というのも発生しておるんじゃないかという危機感を私は感じています。

今、ちょっと、私、余談というか、書いておるやつと違うことを言っておりますけど、これが本市の行政においてはとっても重大なことであり、これは全く行政における上司が部下に対するいじめであると、私はこれは断言できると思います。学校教育の場でのいじめ、また、この指揮命令権というのは、その学校教育——同級生同士のけんかをしたりいじめたりする、そのいじめもあってはならんことやけど、行政における指揮命令権というのは、使い方によっては親に逆らう力のない幼児に対する親の虐待行為、幼児虐待、逆らえないという前提のもとにそれをいじめるとするのは、先ほど言うように親に逆らう力のない幼児に対する親の幼児虐待に等しいとも思える問題であるとは思います。

その意味から、そのものずばりが、今の大川の行政の中に私はあるのではないかと危機感を感じております。

それで、その件について二、三、例を挙げて質問をさせていただきます。

これが、私が今言っておるのが、指揮命令権というもののもろ刃の剣の恐さなんです。また、我々議会の議員の間にもそういうことあると思いますけど、これはもう別問題ですから、当然、議会は何かと言われる、議員は何かと言われるから、当然それはあると思います、私たち議会にもですね。でも、ちょっとこれはね、あと議会のことです。

私がそう感じる理由は、ずっと前、七、八年か10年ぐらい前に、この大川市役所の中の若い職員とその上司である課長補佐か何かが自殺をしたことがあるんですよ。その若いその職員は、何もわからないまま上司の言うとおりのその自分の仕事というのを遂行しておったんですが、その内容にはですね、ちょっと長たらしくなるんやけど、上の人間がやりかけたことをそのままやっておった結果、役所に迷惑をかけた、それはおまえの責任だと、責

めて責めて責められてですね、3カ月後におまえは死んで責任をとれと言われてね、その若い職員はみずから自分で自殺をしておるんですよ。そして、その上司の方は部下がそういうことで自殺したんだったら、わしはもう生きておかれんと言われてね、1週間か10日後にまた自殺しておるんですよ。これが大川市の行政です。この事実関係については、私、全部把握しています。なぜかというね、若い職員は私のいとこの子供でしたから、その子供が3カ月間ね、内容的なものをずっとつづつておる日記を私、親から見せてもらいました。だから、この事実関係については、私が言っておる内容はそのままです。

これは、明らかに行政の指揮命令権に基づく上司の部下に対する行政のいじめであると、私はそういうふうに解釈しております。

それとまた、これと同様の行政のいじめが今の大川の行政にあると、感じると先ほど言いましたけど、この件についても皆さんは全員御承知と思うんですけど、4年間の間で副市長が2人もやめた事実、これは前回の佐藤議員の一般質問で市長が答えられておった内容も一理あると思うんですが、これはね、先ほど言う指揮命令権によるいじめであるんじゃないかなろうかと、私はそう感じています。

なぜかという、2人の副市長がやめた理由は、そのうちの1人の副市長がやめた原因はね、私が一番よく知っておるんです。いろいろな問題を積み合せた中で「じゃあ、これはだれが責任とるんだ」と副市長に私、問い詰めたときに、副市長は「ある人が責任とります」と。だれが責任とるか聞いたときに「ある人が責任です」と。「じゃあ、その人のところに行こう」と、そういう話をした際に、その前の過去の副市長は「ちょっと待ってくれ」と、ちょっとそこで黙られて、そこで二、三十分黙られて考えられた結果、「いや、執行部の最高責任者は私ですから、私が責任をとります」と言われて、3日後に私のところに「市長のところに辞表を届けてきました」と、「これで勘弁してください」と。勘弁してくださいじゃないですね、責任のとり方として、その二、三日後に私のところに見えて、「私は、市長のほうに辞表を届けました」というのが7月の二十七、八日です。私のところに見えたのが7月の22日か3日やったです。

それで、私は玄関口でその方に言ったんですけど、「トカゲのしっぽ切りのような責任のとり方じゃなくて、あなたは行政に残って今の行政のあり方を変えるべきじゃないんですか」と。「あなたがやめたからといって大川の行政は変わらんやし、また、だれが副市長になるかもわからんやし、かえってあなた自身が自分なりに是非のわかる判断能力を持っ

ておるんであれば、あえてあなたが行政に残ってください」と。私に対する責任のとり方というのは、私はそうあってほしいという願いをしたんですが、その方は「もう、今の現状でこれ以上、自分は心臓に病を持っているから、もうこれ以上、自分の体が大事だからやめさせてください」と言われたから、私は「ああ、そうですか、それでは仕方がないです」と。確かに私も自分自身、悪かったなというような気持ちもあったんですが、やっぱりその方がそう言われるし、今の現状で自分の体が大事だと言われることによってやめられたんです。それが月末にやめられた方です。

そして、その次にまた副市長が見えました。その副市長は、私と先輩後輩でもありながら、いろんなことで私もその行政のことについて相談とかアドバイスとか受け続けてきたんですが、その方がやめられる1カ月か2カ月前に、私に「石橋さんちょっと」と言われて、「もう任期の切れ際だから、わしはもうやめるから」と。「何でですか」と私、聞いたんですよ。

「いや、もうわしは副市長の座というか、副市長という立場での責任にとというか、耐え切れん」と、「もうこれ以上耐え切れんから、やめたいんや」と。私は、その副市長に対しても、その先ほどの副市長と同様に「あなたはこの行政の中身、いろんな問題、総合的にいろんなことを知られておるし、また行政の執行部ともいろんな先輩後輩というか、そういう形であるから、いろんなコミュニケーションのとり方もあるし、いろんな問題とかそういうふうなことに對しても解決しやすいじゃないですか」と。「あなたがいれば、私らが市民からのいろんな要望とかいろんな困っておる問題とかを投げかけても、あなたは今まで過去に大川市におったんだから、内部的なことは十分あなたが熟知しているから残ってください」と。

「そのほうが私たち議員も、やはり市民のための動きとしてはしやすいから残ってくれんですか」と私は相談したんですけど、その方も先ほど言ったように、「いや、もうこれ以上耐え切れんから」と。で、私はその方に「ああ、何が原因だろう」と言ったんですけど、その方は何も言わなかったんです。何が原因ということも私には言ってくれなかったんですけど、ただ「耐え切れん」と言われてやめられました。

そういうことを考えるとね、末端の市の職員であれ、行政の幹部職員であれね、全く言葉に余りなじまない、しかし行政マン、職員、組織の人間としては当然、自覚せにゃいけん指揮命令権というもののかさによって自分の意見を言われたい、自分が意見を言っても聞いてもらえない。

私が、先ほどちょっと失礼しました、先ほど2度目にやめられた方のことはね、私なりの

判断であれば、副市長という席の中で執行部のそれぞれの幹部職員からいろんな要望を与えられても上に通すことができない。となるとその方は、1つは市長と執行部の板挟みになって精神的に困られたんじゃないやろうかと思うんですね。耐えられなくなったんじゃない、これは私の憶測ですから、その方は何も言っていません。

ただ、そういうふうなことがね、これでは行政執行部の職員も指揮命令権による被害者ではないかと思います。また、行政機能が麻痺してしまう上に、上司に対して意見も言えないようであれば、先ほど言ったように職員の能力は死んでしまうし、そのような事態になりかねないと私自身はそう思いますが、まだちょっと、あとは自席でちょっといろいろ質問させてもらいますけど、これは若い職員にとっても上の課長とか係長がちゃんと物を理解して聞いてくれば、市の職員たちの下の連中は自分の力、自分の能力を十分発揮できると思うんですが、この指揮命令権というのは上の人間がいいように使えるんじゃないけど、その立場を利用して聞かなければいいことですから。

そうであると本当に若い職員たちもね、私はここの行政の中の市の職員の若い連中とは結構、仲がいいんですよ、一番末端の人たちは。結構仲いいんですけどね、市の職員たちが、そういう若い連中の言う言葉はね、「まじめに仕事をするのがばからしい」と。「まじめに仕事をするのがばからしい」と言うんです、「あほくさい」と。それはなぜかですよ。これは行政の配置というか、行政の人事管理というか、指導か、これはちょっと私も専門的な言葉はちょっとわかりませんので、これは1つの課に10人おれば10人で仕事を分担すると。その中の1人が仕事をずるけてやらなければ何の処罰もないまま、あとの残りの9人が、そのずるけておった、そのずるをやった職員の仕事をあとの残りの9人が応援せにやいけんらしいですよ。そういうシステムだから、時間がたつに従ってね、一生懸命やっておった人間も一生懸命やってもね、ずっこけている人間の仕事を手伝わなければいけん、かと言ってその問題についてだれも批判もせん、そういうふうな内容ですよ。

それかといって若い職員は、上に対してそれを言っても上は自分で処理せろ。ちょっと私も、どこまでいいかわからんけど、その一番末端から2番目、3番目、4番目というこの縦の列があると思うんですがね。2番目は2番目で、今度3番目に言う。3番目は3番目であいまいな返事をする。だから今度ね、行政というのは3年、4年で各部をかわるんですよ、異動している。異動すると、また新しい人間関係、その中でまたやっているんだから、本当に自分のやる気のある人間とか若い、何ですかね、やる気というか能力のある人たちはもう

死んでしまうんですよ。それを上の職員たちは、あえてそれを指導するわけでもないんですよ。あえてそれを指摘してその人間の是非を問うとか、そういうことは全くないんですよ。ありきたりの言葉での注意だけですよ。

だったら地方公務員というのは、首にならないんやから、一般の企業と違って就職したら最後ね、定年まで刑事事件でも起こさない限りは首にならないんだから、何をやってもいいんですよ。仕事をやらなくても、何をやっても人が何しようが。もうだからこそ、今の行政は我々市民からの要望とか苦情とかいろんな問題を投げかけても後回し、後回し、後回しになって、みんな、結局は市民が行政に対する不信感を抱き、また行政の職員たちの批判をする。そういうふうなサイクルになっているのが現状ではないかと私は思うんですが、そういうことを踏まえた上で、ちょっとこれは一問一答じゃないんですけど、私自身はそういうふうに思うておるから、こういうふうなことでは本当にやめていく人も勝手、いじめられたと言って愚痴を言うのも勝手、それは勝手なんですよ。

しかし、ここは行政ですから、この行政のそういうふうないろんなしがらみによって行政の機能が麻痺するということは、私たち市民からしてみれば大変な問題なんですから、これについては市長にじっくり話を聞きたいと思います。

これで終わります。済みません。これで壇上での質問は終わります。どうもありがとうございました。

○議長（井口嘉生君）

市長。

○市長（植木光治君）（登壇）

まず、市民参加の行政評価制度につきましては、さきの12月市議会定例会でも答弁いたしましたように、来年度に外部評価を実施するための評価委員会の設置に向けて準備を進めているところであります。

外部評価が適正、的確に行われ、かつ、公平性が担保されるためには、幅広い学識や専門的知識が求められる一方で、市民の目線に立つことも必要であると考えております。

このようなことから、評価委員会の委員につきましては、評価制度に関して識見を有する方及び公募委員によって構成する形で現在検討を進めているところであります。

次に、まちづくり推進事業についての御質問にお答えいたします。

市政運営の基本として産業、環境、教育、文化・芸術の政策領域を4つエンジンに見立て

て推進すべきと考えており、具体的な施策につきましては、さきの議会で議決をいただき策定をいたしました第5次長期総合基本構想及び基本計画に基づき、市民の皆様の知恵と力をおかりし、さまざまな取り組みを進めてまいります。

総合計画の柱の一つに、木工業の振興、中心市街地の再生などをすすめる「大川を元気にするにぎわいづくり」を掲げているところではありますが、御質問の中心市街地のまちづくりは、この中にあって重要な施策であり、主な目的はまちの元気再生であります。

この取り組みには、地元の熱意・機運が重要であると考えており、その高まりの中で地元の知恵を結集するまちづくり協議会をつくり、それを元気再生のエンジンにした地元主導のまちづくりを実現するため、行政として可能な支援を行ってまいりたいと考えております。

既に、小保・榎津地区では協議会がつくられ、町並み保存やまちの再生などの取り組みの進め方について協議が進んでいるところでもあります。

また、中心市街地商店街でも、これまでつくられたまちづくり構想の実現に向けた協議会を立ち上げる準備が進められており、両地区での機運の高まりを見せております。

このまちづくりを支援するため、市といたしましては本年度よりまちづくり交付金事業として、小保・榎津地区の町並み整備事業やメロディロード改修事業などのハード整備とともに、まちづくり協議会支援のソフト事業を行っております。

また、国の経済対策交付金を活用した昇開橋周辺の筑後川遊歩道整備を実施しているところではありますが、これらのハード面の整備を行うことで元気再生に向けた取り組みが、それぞれの地区で加速されるものと考えております。

当然、市民生活の基盤である道路・水路の維持・改修は、行政施策の大変重要な要素であり、財政状況が厳しい中でもいろいろな工夫をし、住みよいまちづくり、生活環境基盤づくりとして、市民の皆さまの声を聞きながらこれからも進めていく必要があると認識いたしております。

次に、行政内部の指揮命令のあり方についての御質問でございますが、行政の職務に関する命令につきましては、地方自治法に「職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」と服務に関する規定が明文化されているところであります。

この上司の職務上の命令とは、職務の遂行について、その職員を指揮監督する権限を有す

る上司から指揮監督下にある職員に対して発せられる命令であります。

本市では、市政の基本的な経営方針及び政策に関する事項について、市政の一体的、機能的推進を図るため、市長をトップとする経営会議において活発な議論を展開した上で市政方針の決定を行い、さらに、副市長をトップとした政策調整会議において、組織として最終の調整や確認を経て市政の重要施策及び重要事項に関する決定を行っているところであります。

以上、壇上からの答弁であります。ほかにもいろいろ御指摘ございましたので、多分、答弁漏れがございますから、自席から答弁させていただきます。

○議長（井口嘉生君）

1 番。

○1 番（石橋忠敏君）

どうもありがとうございました。行政評価制度についての導入というか施行については、本当にありがたいことだと思っております。

ただ、先ほど言った、市長も言われたように、確かにいろんな学識者、いろんな専門的知識を有しておる人、また市民の目線で見ると判断のできるような人、それに伴って、先ほど言ったように本当に納税をしている市民、自分たちの銭を使うことについての強い、何というんですか、危機感じゃない、自分たちが納税をしている、納税をしておるのは自分たちの生活を守るために税金という形で行政に対して預けているものであって、市の財源というのは市民から預かっておるといふ、表現上悪いんですけど、要は市民が困ったときに救済するため、市民の生活を守るために使ってもらべき金として税金を納めておるんであって、そういうことから見ると、この評価委員というのは、その事業事業についてやはり納税者、自分たちが納めた金がどういうふうに使われておるのかということについて明確に判断できるかどうか、意見を述べられる気持ちを持った人である市民が一番大事ではないかと思っておりますので、その件はよろしく願います。

それと、次にこれからはちょっと一問一答という形でお願いしたいんですが、前回の一般質問のときに私は答えをもらっていないので、今回は一つ一つ、イエスかノーかだけで結構ですので、いいか悪いか、イエスかノーか、これだけで結構です。いろんな説明とか何かは私自身もようわかっていますので、必要ないので、イエスかノーだけで、そうしないと時間がないのでよろしく願います。

市長にお伺いします。

まちづくり予算の5億円の出所、予算の調整の仕方、これは私は漠然と聞いておったんですが、行政からは6割、国、県のほうから4割の補助事業という形で聞いておりますけど、それはどうですか。

○議長（井口嘉生君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（川野徳秀君）

基本的にはそういうことでございます。4割補助で、あと残りが市の。それで、そのうちの75%が起債という形になります。（「はい、ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○議長（井口嘉生君）

1番。

○1番（石橋忠敏君）

はい、ありがとうございました。

次に、前回お伺いしておった市長に対してお答えをいただきたいんですが、今の大川市にとって一番最優先に取り組むべき事業、絶対的にそれじゃないんですけど、最優先的に取り組むべき事業はどれと思われますかということで、私は5つの題を上げておったと思うんですね。1つは、道路整備事業、2つ目に地場産業に対する支援事業、3つ目に生活環境の整備事業、4つ目に観光事業。この観光事業の中には歴史的事業も入っておりますけど、それに、一番最後にクリーク等の幹線水路の整備事業ですね。この5つを述べておったんですが、何番目ということで結構ですので、市長がどう考えられておるか、市長自身の気持ちですから、これはあくまでも私の参考としますので、お願いします。

○議長（井口嘉生君）

市長。

○市長（植木光治君）

今、言われました5つの政策領域につきましては、これはそれぞれ事業目的、あるいは行政目的が異なっておりますから、同列の中でどれが一番優先順位が高いということは、これはつけがたい、正直言ってそう思います。

ただ、予算面で見ればですね、多分、道路事業が一番大きいということになるんじゃないでしょうか。

○議長（井口嘉生君）

1 番。

○1 番（石橋忠敏君）

はい、ありがとうございました。その辺は私もようわかります。

だから、これは予算面の問題とか、どれを、いろんな目的は、当然これは全部違うのを私は並べていますから、そういう中で総合的に考えて今の、先ほど古賀勝久議員も言ったいろんなことでクリーク問題とか、治水問題とか、そういう大まかなところ、予算の出所が何ぼやからということ、その予算を比較してどれだということは決められないということじゃなくて、ただ予算がいかにかかろうとしようが、私自身が聞きたかったのは、市長がこの5つの事業に対して、本当なら今の大川を考えると何が必要かなという気持ちの中で答えられる答えが欲しかっただけです。

○議長（井口嘉生君）

市長。

○市長（植木光治君）

繰り返しになりますけれども、それぞれ目的が違うわけですね。ですから、その目的が違うものの中でどれが一番重要かと言われても、それは答えようがないということです。

○議長（井口嘉生君）

1 番。

○1 番（石橋忠敏君）

それは答えようがないと思います、どれが一番大事かね。

ただね、市長は大川市全域のすべてを把握しなきゃいけないのですよね。いろんな事業は一つ一つ個別にすれば、どれが大事かかわからん。それは農村環境は農村環境、まちづくりはまちづくり、それはそれぞれで検討するのだから。

私が市長に聞いておるのは、大川市全域、子供問題も、学校問題も、道路問題もすべて踏まえた中で、今の大川に活力、活性化、これと呼び起こすためにはね、また次の世代へつなぐ重点プロジェクトとしては何が必要かですよ。重点プロジェクトじゃない、間違えました、済みません。次の子供とか孫たちの時代にこの大川というものをどういう形、そうするためには今、何が一番必要かということを知りたいんですけど、まあわかりました、それでいいです。

じゃあ、次、行きます。

「あまおう」の生産状況というのは御存じですか。済みません、市長にお願いします。

○議長（井口嘉生君）

市長。

○市長（植木光治君）

生産状況というのは、生産額ということでしょうか。（「いや」と呼ぶ者あり）

○議長（井口嘉生君）

1番。

○1番（石橋忠敏君）

じゃなくて、種をまいて水をやって育てられている、その生産状況ですね。

○議長（井口嘉生君）

市長。

○市長（植木光治君）

今、おっしゃったように苗をポットに植えて、そして定床といいますか、土に植えかえる。その間で当然、肥料も要るでしょうし、適切な水の管理も要るでしょうし、雑草の除去も要るでしょうし、そういった通常の、いわゆる作物をつくる作業が一連の作業として行われているというふうに理解いたしておりますし、生産額につきましてはおおよそであります、十三、四億円程度だったと記憶しております。（「14億です」と呼ぶ者あり）ちょっと詳しい数字は担当課長が申し上げます。

○議長（井口嘉生君）

1番。

○1番（石橋忠敏君）

この「あまおう」の件は、私は前回の一般質問のときにちょっといろいろお話をしたんですが、市長と直接話したときに、現場については現場担当がわかっているからそれでいいということで、現場視察もお願いしたんですが、長たる者が行くべきじゃないというか、長たる者よりも担当が知っておるということでしたので、本当に知ってあるのかなど。例えば、先ほどずっと古賀勝久議員が話されたように、ダイオキシン問題とか生活排水、いろんな問題の中で、そういう状況の中で「あまおう」が育てられておるという状況を本当に自分の目で見たことあるのかなと思いがあったものですから、それをちょっとお聞きしたんです。これはこれで終わります。

この次に私が質問しておいたのは、「あまおう」の市場が崩れた場合、市長が責任をとるぐらいの気持ちがあるのかという私は聞いておると思うんですが、これは失礼しました、これはもうちょっと私の失言というか、あれであって、ただ、そういうふうに言ったのは、それほど危険ですよということですよ。「あまおう」の市場がなくなる要素がありますよということを伝えたかっただけで、この質問は私、取り消します。

次は、市長もまちづくり推進の中で言われたように総合計画の問題ですが、思うか思わないだけでいいです、もう時間ないですから。

私は、この議会においてで可決されていることはですね、もう可決事項であるということは十二分に私自身わかっておりますので。ただ、中身について市議会の議員1人として二、三の確認をしたいので、白か黒か、そうかそうじゃないかだけで結構ですので、お願いします。

本件基本計画が作成されて私らも目を通したんですが、この基本計画そのものの中身は、中身というか書式の書き方とかそういうのは、行政の基本計画としてふさわしいと思われておるかどうか。ふさわしいかふさわしくないかだけで結構です。

○議長（井口嘉生君）

市長。

○市長（植木光治君）

この基本構想、基本計画、特に基本構想につきましては、議員御案内のように、諮問委員会に諮り、なおかつ今回は議会においても一部修正を受けるなど、ある意味では万機公論に決した形で形が整っておりまして、当然、適切だというふうに思っています。

○議長（井口嘉生君）

1番。

○1番（石橋忠敏君）

ありがとうございました。次、質問します。

この基本計画ですね、この基本計画を私は、この作成のあり方そもそもを否定していたんですけど、その中身を見ると、私はここの基本計画の中に医療福祉大学というのが頻りに書かれておるんですが、私はこれを外部の人に見せた場合、大川の行政は国際医療福祉大学と何か癒着しておるのかと、そういうふうには思われなないかと思うので、先ほどちょっと市長にこれは正しいのかどうかということの判断をしたんです。これについては、私もそういうふ

うに思うものですから。

次、2番の先ほど言われた今、古賀勝久議員とかいろいろ言っているけど、長期総合計画の重点プロジェクトの4項目、次の世代へつなぐ環境プロジェクトとありますが、これは決議事項ですので、それを変えてくれとかそういうつもりはないんです。ただ、これでいいのかと聞きたいだけなんですよね。ですから、ちょっとよろしくお願いします。

次世代につなぐ環境プロジェクト、こういう項目があるんですが、4項目だけの中の一番最後の4項目に対して、重点プロジェクトに対して次の世代につなぐ環境プロジェクトと記載されておるんですが、これに対して私ら審議会の委員なんかも再三クリーク整備事業とか道路整備事業が必要じゃないかと、これを加えてくれるように再三要望したにもかかわらず、確かに拒否されました。

先ほど言うように、市長は答弁の中にクリーク問題、水路問題、そういうダイオキシン問題、これは重点課題だと言われておるけど、私らもそう考えて、その10カ年の総合計画のプロジェクトの中に、重点プロジェクトですからね、細かいことじゃなくて長い期間をかけてでもやらなきゃいけないプロジェクトですから、あえて道路整備とかクリーク整備を強行に要望したんですけど、これは拒否されました。

ただ、その理由がね、私自身ちょっと理解できない部分もあるものですから、明確なる理由の説明——あつ、これはもう説明はいいです、これは時間が長くなりますからね。私自身はこの問題についてはね、次の世代の子供たちとか孫たちに残してやれる行政の事業、行政の事業ですよ、民間事業、個人の事業じゃなくて行政たるものが取り組むべき事業とすれば、クリーク整備事業、道路整備事業等もあつて当然しかるべきじゃないかと私自身は思うております。

これが基本計画においては、そこの辺のおばちゃんとかじいちゃんとか子供たち、もしくは市報でもね、常に市民にオファーというか、呼びかけてでもできるような次の世代へつなぐ重点プロジェクトの環境プロジェクト、環境ですよ、環境はごみの減少ですよ。それは確かにごみの減少も必要ですよ、再生利用も必要。しかし、市民にしてみればね、道路整備事業とあれば、道路がどういうふうに見えるやろうかと、これは夢を抱きますよ。クリークの中の整備事業と言えば、今まで市民はにおい、蚊、例えば農作物については水がないということにおびえておった。こういう中で、この10カ年の総合計画の中に用排水路及びその治水事業と、そういう名目をうたわれればね、大川市民はあすを夢見ることはできますよ。

しかし、ごみの処理じゃね、大川なんか、それなら10年間ね、重点プロジェクトから外されたんだったら、道路もそこそ予算は削られた予算の枠内でしかされん。そういう問題からかれて、それこそ人口の減少じゃないけれども、道路もようならん、クリークもようならんではね、大川におったって一緒くさち。仕事もないんやけん、ほんなら市外に出ていこうという人間もおるようになるんじゃないかという懸念を私はするんですよ。

確かに、この問題についてはもう明らかに私、あんまり言葉ではうまく言えんし、またここは議場であるからあれですけど、私はね、本当、重点プロジェクト、次の世代へつなぐ重点プロジェクトの項目の中には本当にね、クリークの整備事業があれば市民は喜びますよ、10カ年かけてようなるんじゃないかなという期待感を持ちますよ。例えば、道路整備もまた同じくね、バイパスができる、例えば外環状線ができるかもわからんとか、そういうことによって大川に対する価値観というか郷土愛もあるし、夢も期待もできますよ。

ところが、これを400項目以上あるね、やりますやりますやりますという451項目の中の最優先にする重点プロジェクトとしては、環境問題はごみですよ。こういうことに関しては私と、1人、2人か何人かおらすかわからんけど、私らは全く認められないということをお伝えしたいんですよ。ほんなことはね、先ほど市長も言うように、予算予算予算と言うけどですね、この予算は皆さんも御存じと思うんですけど、先ほど5億円の金を聞きますけどね、聞いたら4、6ですよ。ね、川野課長、4、6。6ということは5億円の金の6割は大川市の財源がいくんですよ、これ。ということは3億円いくんですよ。3億円を起債ですと60,000千円ずつ、今まで使っていた財源の中から60,000千円ずつは、このまちづくり事業の5億円の中に行く。

それとね、市長もいろいろ今まで従来どおりやる、従来どおりやると言うけど、従来じゃないんですよ、これは。これはまやかしなんですよ。なぜかという、私は開発公社の役員をしておるんですよ。開発公社というんですかね、土地開発、これにですね。今度320,000千円でね、公社の土地を市が買い上げると、利子の関係で。それによって320,000千円。じゃ、その320,000千円は県か国かと言ったら、そっちのほうから起債か何かで10カ年計画で10カ年払いで借りると。借りてそっちのほう金利が安いからと、銀行よりは安いと言われておる。ああそれか、それであれば当然、金利の安いほうから借り直するのがベターやから、それでもいいかなと思ったんですよ。

でも、これは10カ年ですよ。これは間違いかどうかわかりません。ただ、私はそのときに

10カ年ぐらいで返さやんということを聞いた。

ということは、私自身がまちづくりにいく一般の今までの財源の中から、まちづくりの事業に対して60,000千円。公社の土地を買い上げることによっての国に対する返済金として32,000千円、10カ年やったら。ということは約1億円の予算が、今まで事業としてなかったものに対して1億円抜けるんやけん、当然、今までの予算の100%の中から間違いなくそれぞれの課からむしりとった1億円は消えていくんですよ。そういう予算が目減りした中での従来の事業と言われりゃ、本当にどこまで仕事をしきつとやろうかと思うんですよ。

私はこういうふうにしてね、まちづくりの5億円の金は川野課長とも話したことがあるんですが、確かにね、今やらなきゃいけない仕事ならね、全部の課をかき集めてでも金をまとめてでもぼんとやる事業をやってくれと。それがいい結果になれば、おのずから次の翌年度は、もう今回は予算使わんでいいからよそこにでも貸してやるとか、予算の貸し借りなんかはされんことやろうけど、そういうぐらいの気持ちでやらんですかというような話をちょっとしたことがあるんですが、私がこういうふう憤りを感じておるのは、果たして今やっておる、まちづくりがやっておる事業が本当に市民の望んでおることか、市民が感謝感激しておるものか、このみんなの課から5億円持ち出した、この5億円の使い道が、市民が本当に感謝しておるのか、喜んでおるのか。喜びは、だれでも投げれば喜びますよ。ただ、感謝ですよ。

「ああ、これでよかった」「あっ、これで自分たちの生活が守られる」「あっ、これで自分たちが安心して暮らせる」と。こういうふうな事業に金が使われておるんやったら、私は何も言わないんですよ。

ところが、川野課長には再三、私、言っておるんやけど、あなたがやっておるまちづくりの遊歩道、昇開橋はね、あれは3分の1が反対でしょう。治水問題ですよ。道路事業に使うべきだということを指摘されておるでしょう。

次にね、小保の吉原邸の駐車場の拡幅工事、これについてもね、本当にあの小保地区の人たちはあれを喜んでないですよ。できるものならうれしいと。しかし、あんな事業やるぐらいだったら、自分ところの玄関先の側溝のふたぐらいかけてくれとか、こういうふうに言われている。

そして、次のそういうふうな事業に使われるとなるとね、正直言って今、市長が言うように、それなりにやっておる、それなりにやっておる、それなりにやっておると言ったって、総額的に見ると、従来どおりの予算の中から毎年1億円近い金が全部の課から、比率は別開

題として、ピンはねされるということですよ。

だから、私はこの問題もちよっと私、ちょっとあんまり長たらしくなったな、ちょっと。

だから、こういうふうな事業をやっておっいていいのかということですね。いいか悪いかを川野課長、答えてください。

○議長（井口嘉生君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（川野徳秀君）

こういう事業をやっておっいていいのかということでございますけれども、もちろん……（「いいか悪いかだけでいいよ」と呼ぶ者あり）これはもう必要な事業であって、いいというふうに思って、もちろん進めておるわけでございます。

○議長（井口嘉生君）

1番。

○1番（石橋忠敏君）

はい、ありがとうございます。本当に、あの事業で大川の市民があしたを生きる生活の活力になるということですので、それはありがとうございます。わかりました。

次に——これはもうダブるからですね、クリーク等はですね。

じゃあ、ちょっとこれ、最後のことですけどね、この市の財源を使うことになったという1つのことを私、市長にお伺いしますけどね、もうちょっとね、行政のあり方というものに対して、市民が納める税金は、本当は市民のために使うべきか、それとも市長の構想の実現のために使うべきか、この辺を市長のほうへ聞いたかったんですけども、そうじゃなくて、一番、川野課長にお聞きしますが、まちづくり推進課、これはどれかわからんけどですね、民間企業である三潞銀行跡の記念館に対して20,000千円近くのいろんな形でのお金が流れていると思うんですが、この流れておる項目は、私はちょっと認識してないんでわからないんですけど、私は、これはただ単なる民間、確かに歴史的価値があるということによって出されたんだと思うんですが、これはあくまでも民間ですから、民間に対して今、予算がない、みんな困窮している現況の中で、この20,000千円からの金を一民間企業に投げてもいいか悪いか、川野課長、これだけ答えてください。いいか悪いかだけでいいです。

○議長（井口嘉生君）

教育長。

○教育長（石橋良知君）

今、三瀨銀行のお話をされまして、これは文化財として指定しておりまして、文化財を改修するときにはその文化財に対する2分の1以下の補助をするということになっておりまして、その分の補助をしたところでございます。

○議長（井口嘉生君）

1番。

○1番（石橋忠敏君）

ありがとうございました。ということは、ちょっと再度お聞きしますが、文化財の認定を受ければ、行政はお金を出すということですか。

○議長（井口嘉生君）

教育長。

○教育長（石橋良知君）

文化財に指定してあります内容につきましては、文化財の保護という面で規定がありまして、その内容の中に入っておりまして、それによって行っております。

以上です。

○議長（井口嘉生君）

1番。

○1番（石橋忠敏君）

はい、わかりました。ありがとうございました。いや、私ね、これ、民間企業と聞いてですね、このオーナーである執行さん自体が大川市の職員でも一時臨時であったと言うし、まちづくり推進課の課長とは先輩後輩とか、そういうあってもないような事実関係のうわさ話を聞くものですからね、これは何かいというような考えになっただけです。済みません、ありがとうございました。

次に、これは具体的に私がわかることなんですけどね、市長にお伺いしますが、暴力団排除が盛んに叫ばれているんですが、私自身もちょっとあんまり言葉は言いにくいんですけどね、暴力団排除が盛んに叫ばれている中で、自己のマニフェストの実現のために暴力団関係者やパチンコ店の元仕事師とか暴力団関係者を役所の市長室に呼んで再三の打ち合わせをして、そういうことをしているのですか。

○議長（井口嘉生君）

市長。

○市長（植木光治君）

どういう意味でしょうか。（「済みません、間違いました。ちょっといいですか、特定しますので、昇開橋温泉です」と呼ぶ者あり）

○議長（井口嘉生君）

市長。

○市長（植木光治君）

昇開橋温泉が何でしょうか、ちょっとよくわかりませんが。

○議長（井口嘉生君）

1番。

○1番（石橋忠敏君）

実は、昇開橋温泉がオープンされる事前の段階で、いろいろあそこをどうするこうするということによって、大川市も財源の予算のついていなかったところで昇開橋温泉の前の拡幅工事をされておるんですが、そういうもろもろの打ち合わせ、いろんな体制の打ち合わせを、例えば大川市はあそこの昇開橋温泉から100坪寄附というか、寄附採納として100坪もらっていますよね。そういうふうな決め事、交渉事、そういうふうな段階に市長室か応接室かそこら辺に暴力団の組長関係とか、私も人様のことはちょっと言えないんで、ただ、はっきりさせるために言いますけど、パチンコのゴト師というんですか、そういうふうな方たちと色々な打ち合わせを再三にわたって応接室か市長室かわからんけど、そういうところで話をされたように感じるんですけど、それはいいことですか、いいことか悪いことかを教えてください。

○議長（井口嘉生君）

市長。

○市長（植木光治君）

議員に申し上げておきますけど、事実に基づかない言論は単なる誹謗中傷であります。

温泉が開発をされるというときに、開発者である、ちょっとお名前忘れまして、大宝さんだったか何かそういう会社の社長さんが、こういうことであそこに温泉を掘るんだということでごあいさつにお見えになった。それは、その当時のたしか人事秘書課長であった方と一緒に私の部屋にお見えになりました。それは事実であります、それは温泉を掘るというこ

とでごあいさつに伺ったと、そういうのが事実であります。

それから道路につきましては、若津の振興のために整備したのであります。

○議長（井口嘉生君）

1 番。

○1 番（石橋忠敏君）

道路拡幅については、市長が市長として当選されてから1年2カ月後の、もう発注ですよ。

ということは、市長が在任というか就任されてから1年2カ月後にもう発注、受注をしておる業者がおるんですよ。ということは、当然、あの発注をするにはね、過去にさかのぼってアセス、設計、実施計画、いろんなことの計画を踏まえる過程があるから、遅くてもそれをするには約四、五カ月ぐらいはかかると思うんですが。

となると、逆算すると市長が就任されてたった6カ月、半年後には、あの拡幅工事を実現の体制の中で行政は進んでいったということなんですよ。

ただ、となると、その予算は当初ね、ついていなかったはずですよ。ついていないはずないんですから。6月の9月ですから1年2カ月です。だったら、市長が就任されてからの後に予算委員会とか何かであの拡幅工事というのは予算外だったはずですよ、予算に載ってなかったはずですよ。

というのは、私もいろんな人といろんな話をしますし、私自身、あいまいなことではこういうふうな席では物を言うつもりはないんです。と、今先ほどのとおりです。

それと、じゃあ私がね、先ほど市長が言われるように誹謗と言われた。であれば、私はその当時、ここの市の市長室というか応接室に来た人を私、証人で呼んでくることもできます。なぜかという、私の知り合いですから。

だから、私はこの拡幅工事、100坪の寄附採納、すべての打ち合わせの中は私、全部、知っています。どういう経過になってどうなったということは。

だから、私はね、この問題は、本来は口にすべきじゃないと思っておったんですね、正直言って。私も同じ、市長も1票1票の選挙民、私も1票1票の選挙民。

ただ、余りにもこれじゃだめじゃと思わせるようなことがあり過ぎるから、先ほど言ったように指揮命令権ということによって、それをかさにした、私、ちょっと、訂正あったら訂正言ってくださいね。私はね、ワンマンじゃないかという気持ちがあるんですよ。何でもかんでも指揮命令権に基づいて、座布団の上に座ってね、何でもかんでも自分がやりたいだけ

やるのかというような気持ちにだんだんってきたものだから、それをブレーキをかける意味でも、私はその本人を呼んでくることもできるし、例えば、行政の内部の執行部あたりはわかると思うんですが、市長が就任されてから半年後にどうしてあの拡幅の道路ができたんですか。あれはですね、この中身の寄附採納の100坪のいわれも知っています。

だって、あそこの昇開橋温泉はですね、あれは袋だったから競売のときに馬場さんたちがいろいろやったけど、うちの佐藤議員もそれに色気を出しておったけど、あれは坪二、三千円ですよ。

ところがね、あの拡幅の道路をつくったがために、ただ民間の温泉ですよ、民間の温泉のためにあの道路をつくったがために、あそこはもう100千円以上しますよ、評価は。あの袋だったところの側面を全部市道としてああいう拡幅をしたことによってね、私、不動産屋じゃないからわからんけど、あれだけ景観がよくて、あのどん詰まりの中で半分以上が市道に面しておるとなれば、当然二、三千円の商品が、二、三千円ということはないでしょうけどね、5千円かそこらすると思うんですけど、今の現状では私のところでも七、八万円やから100千円近くすると思いますよ。

じゃあそういうふうにな、民間企業のために何でその評価を上げるようなことのために、当初ついていなかった予算をなぜ使うのかということですよ。

それと先ほど私はね、市長、この問題は、ある人に話をしました。話をした人たちにずっと聞いて回っています。

だから、何というんですかね、誹謗と言われりゃ、もう誹謗でもいいです。それじゃあれば、訂正します。私も言いたいものを全部、この前から市長は私との面談は避けてあるし、直接、私はいろんな話をしたかったんやけど、それもできない。満座の中で物を言おうじゃないかという市長の提案だから、いいこと悪いこと、言っていることを何もかも私の思いというのは、もう市長にこういう席でぶつけるしかないから、今言われる誹謗と言われりゃ確かに誹謗になるかわからんので、ただ事実は知っています、私は。訂正します、さっきのは。

それともう1つ。市長は、私たち全員協議会の席上の中で、特別職の報酬削減の問題のときに明確に言われましたよね、私が質問したことについて。今回は全部10%やと。市長、10%全部削減になっておるけど、あなたたちだけが前回は30%やったのに、何で10%になるのかと。じゃあ20%、あなたたちはいい思いをしておるやないかと、この改正案はと私が聞いたときに、まあ、うちの佐藤議員が、いやベースですと、ベースの問題の削減と言われた

ので、私はじゃあその30%減の意図は何だということを聞いたと思うんですが、そしたら市長は、それは以前、福岡におったと。その当時、10,000千円近い収入があったと。女房と2人と生活の中で余裕があったと。それで、そのとき初当選をしたときにうれしかったと、喜び合ったと。そういうことを踏まえた上で削減したと、こう発言されたんですけど、こういうこといいんですか。これを、いいか悪いかだけでいいです。

○議長（井口嘉生君）

市長。

○市長（植木光治君）

これは答えていきますけど、内容的には事前審査の部類に入るんじゃないかと思えますね、今回の条例の中に入れておりますのでね。その中で多分議論が出てくる話だと思いますが。

それともう1つ、これ、議長にお願いしたいんですが、やはり議場ですから、基本的には事前通告をしていただきたいというふうに思います。（「はい」と呼ぶ者あり）お願いします。答えてまいります。

正確に申し上げます、あのとき言ったことを。退職を4年控えてですね、市長選に立候補したわけですが、福岡におったときは年間の給与総額は10,000千円を相当程度超えておったということを申し上げました。それを投げ打つような形で立候補して、そして当選をさせていただいたというふうなことも申し上げました。余裕があつてなどということは申し上げませんので、これは訂正をお願いいたします。そういう事実が私の発言の中にありました。

そして、その30%、10%というのは、これは前回は佐藤議員から言っていただきましたけれども、今回の10%というのは本則を決める話であります。本則というのは、事務次官通達によって市民の各界各層によるメンバーによる報酬審議会を立ち上げて、そしてその意見を聞いて議会に提出をすると、そういうルールになっておりますから、諮問をいたしましたら10%が妥当であるという答申をいただきましたので、10%の内容で本則について提案をいたしております。

本則というのは、これは一たん決めますとですね、次の市長、あるいは次の次の市長ぐらゐまで影響を与えます。そう簡単に変更することはできない。

したがって、さまざまな角度からいろんな方が意見を出し合って妥当な数字を出していただいている。下げればいいという話でも、もちろんありません。

そういったことで妥当な数字は10%だろうということで答申をいただいておりますので、

今回、ルールに基づきまして特別職につきましては10%というふうにしております。あくまでも本則と附則の議論を混同しないようお願いいたしたいと思います。

○議長（井口嘉生君）

1番。

○1番（石橋忠敏君）

わかりました。そういう討論はね、私、この一問一答で時間がないということでもいいのか悪いのかだけの答えをいただきましたんですけど、今、そのような説明であれば、私らはそこまで詳しくいろんな行政の決め事というのはわからないものですから、それについてまた、私なりに勉強した上で討論するしかないと思いますので、その件についてわかりました。それでいいです。

それと、最後になるんですかね、川野課長にお答えをいただきたいんですが、あなたは先ほどからいろんなまちづくりとかいろんなことに対して、いろんな知識を持たれていろいろやられておるんですが、前回のときに私にクリークのしゅんせつはそれぞれが、農家の人間がやればいいんだというようなことを言われておったけど、私も向島地区でしゅんせつの要望というものを地元の人からあって、課長のほうに、課長がまだ上下水道の下水道課におられたときやったんですかね、ちょっとお願いしておったんですけど、2カ所あるんですけどね、この件については、先ほど言われるまちづくり、まちの活性化、先ほど言ったように水と緑の景観のまちづくり、こういうことであれば、当時担当された時期にこれはやるべきだと判断したことについてはいかがですか、されるつもりあるんですかいないんですか。教えましょうかね、いいですか、わかりますか。

○議長（井口嘉生君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（川野徳秀君）

1カ所については承知しております。2カ所というのは、もう1カ所はわからないんですが、1カ所はこの間も打ち合わせのときに言いましたとおり、その箇所の下流側を今、ことしやるようにしておりますので、当然、上下水道課長のところから昨年4月、異動しますとき、引き継ぎをいたしまして今、農村環境整備課のほうで整備をしていただくということになっておるところでございます。

○議長（井口嘉生君）

1 番。

○1 番（石橋忠敏君）

わかりました。ありがとうございました。もう1つのところはですね、新橋川の手前のあの住宅街のところですよ。両脇あって、真ん中が島になっているから、これはどうにもならんというか、検討し直さやんと言いつつたところですよ。でも、いいです。やる気があるということですから、ありがとうございました。

それからもう1つ、ついでにね。このまちづくり推進事業の1つですけど、小保の旧吉原家の駐車場の拡幅をされておるじゃないですか。今後、こういうことはあつてはほしくないからちょっと質問させてもらいますけど、あれはあえてノリの収穫時期なんですよ、あれ。それによって、あれから排出される汚水とか何かによってはノリに大変な被害をこうむるといふ前提の状況で発注されておるんですけど、あえてそれを海藻の被害のおそれのある事業をどうしてもやらにやいけなかったのかということなんですよ。

でも、やる方向として私も二、三聞いていますのでね、あえて設計とかやり方を変えてノリの被害が出ないようやるということも私も聞いておりますけど、これも人様の話ですけど、できればですね、やはり行政の事業というのは市民のそれぞれが被害をこうむる要素の時期、特にノリというのは、漁師にとってみれば基幹産業ですからね。となると、やはりノリのそういう時期には、極力、まちづくりの事業はよければ控えてほしいなというお願いです。よろしくお願ひします。もう、それで川野課長はいいです。

それからもう1つですね、農村環境の田中課長、お願ひします。

あなたはですね、前回、前市長にこれもクリーク問題、環境問題、ちょっと待ってください。通告外のこと、私が言っておりますけどね、それなりのことは打ち合わせのときに話しておったんやけど、通告書の中に私が今、質問しよる質問事項を全部は書き込むことは不可能だったんですよ。それと、市長がここで、満座の中で一問一答でやろうと言われておったから、私にとってはこの1時間半しかね、役所の執行部と公式の場で話すことはできないんですよ、私は。私は、市長はわしら議員とは直接会わないと。会えばね、耳打ち事に思われるから、そう思われかねないから、言いたいことがあつたりそういうふうな問題があるなら、こういう満座の中で討論をしようとする。実際、前々回ぐらいの一般質問のときに市長は答えられておる関係で、私は市長のところへ会いにいったとしても、よっぽどじゃなければ、酒見局長と1回だけ行ったんですけど、私はこの前から会ってもらえなくなってからもう半年

以上になっています。でも、それ1回以後、会っていません。

となると、私が私の思いをね、執行部とか市長たちに訴えるにはこの1時間半しか与えられてないんですよね、私は。だったらね、もうルール違反だろうが何だろうかというか、通告に記載されている分しか言うなと言われるのであれば、私はそれをあえて破ってでもね、言いたいものは言わせてもらいますよ、はい。

だから、どうしても農村環境整備課長……

○議長（井口嘉生君）

石橋議員は通告に従ってやってください。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）私は今のところは関連事項と思って……（「いや、大体、関連事項よ、これ。関連事項やから」と呼ぶ者あり）どうぞ。

○1番（石橋忠敏君）

それで、今、通告でと市長が言うから、私はそうじゃないですよ。市長が言っておるよに一問一答で応答しようと。あなたと、わしら議員たちと個別に会うのは耳打ち事とか変に勘ぐられるから一切会わないと、この議場で言ったやないの。

○議長（井口嘉生君）

はい、どうぞ。いいです。

○1番（石橋忠敏君）

農村環境の田中課長にお伺いしますけどね、私は20年来ね、行政のトラブル事というか20年戦争をやっておる市民からの要望でね、この問題に解決しようとした宮崎誠さんの件なんですけどね。あれはね、課長とかほかの溝田元課長、いろんな人が介在して、ここ私が議員をやってから2年半かけて、やっとその問題の解決の糸口というか、解決のところまで来たんですけどね。あとは、課長たちが境界の確定とか、後の工事をどうするという打ち合わせの最終段階になった途端に何の動きもされないということは、私に再三ね、どうにか話してくれ、どうしてくれ、ああしてくれという、再三言われておって私、一生懸命やっていますよ。本人たちを納得させたりね、地元の人たちに説明会を開いたりして事実関係を明確に出させて、その中でなるほどという中でね、あとは行政がこうやってくれということだったと思うんですけどね。それをどうしてやらないんですか。これも1つのね、指揮命令権のあたりですか。

○議長（井口嘉生君）

農村環境整備課長。

○農村環境整備課長（田中美俊君）

石橋議員につきましては、本木の問題については大変御協力をいただいているところであります。

今、都市建設課とうちと協議をしながら、宮崎誠さんの対岸者の方といろいろ協議をしているところでございます。それ、現在進行中でございます。

以上でございます。

○議長（井口嘉生君）

1番。

○1番（石橋忠敏君）

わかりました、ありがとうございます。後で、その内容を教えてください、よろしくお願い致します。

最後に、市長に私個人の先ほどの触れた問題ですけどね、1つはね、監査委員の件について、市長は議案書においては、この人事については有能な人材と、この議案書の中で説明文を読まれました。

ところが、反対した私たちは市長室に行って、市長にじかに、どうしてこういうふうな、例えば全員協議会の中で申し合わせとして決まったことを無視してまで何でそうしたのかと聞いたときには、市長はね、ある人から耳打ちされたと言われました、はい。そういうことがいいのか、1つはね。

それともう1つは、そのときにね、市長はこう言われましたね。「今後も耳打ち人事は大いに取り入れる」と。「前市長たちもそうやってきた」と。「だから、私も大いに取り入れる」と。私から見れば、もう本当、不思議だったんですけど、そういう考えは変わらないかどうかですね。そういう考えが変わらないかどうかの、イエスカノーかだけの答えでいいです。

○議長（井口嘉生君）

市長。

○市長（植木光治君）

ちょっと単純にイエスカノーでは答えられませんので、少し前ぶりをしゃべらせていただきますけれども、人事案件につきましては、我々は市内の情報につきましては、我々という

のは行政は、市内の情報につきましては、あらゆる情報についてやっぱり一番たくさん情報を持っている、そういう立場だというふうに思っております。

しかしながら、万能ではありません。ですから、この人がいいであろうというものを情報の中から拾い上げて、そして最終的には手続として必要な場合には議会にこれを諮って、その意見を聞き、これに御議決をいただくと。もうこういうルールであります。ですから、あくまで私自身は万能ではありませんから議会にお諮りをしていると、こういうことであります。

ただ、その中で先ほど監査委員の件につきましては、もうこれはるる申し上げておりますように、余りこういうことを申し上げたくないんですが、1回、もう既に議決をしていただいていることであります。（発言する者あり）それはね、いろいろ御不満もあるかもしれません。

話が飛躍しますけどね、やっぱり民主主義というのは多数決で決めるんですよ。それぞれ十人十色、いろんな意見がございますので、それを調整する人類の知恵として最大多数の最大公約という原理があって、それを具体的な手段としたのが多数決という、ある種のルールであります。これは人類の、ある意味では英知であるわけです。そこで決められたことは、どこかの市長選挙じゃありませんが、たかだか70票でも、それは勝ったら勝ったんですよ、負けたほうはそれにやっぱり従う。これが民主主義のルールでありますから、そのところは御理解をいただかないと、民主主義そのものを否定するような話になっていくと私は本当に心配をいたします。

以上であります。

○議長（井口嘉生君）

1番。

○1番（石橋忠敏君）

わかりました。言われていることは、モラルの問題ですよ。私は今回、議会の内容のことを言われたけど、一般の皆さんね、聞かれましたか。市長は万能ではない、私自身は万能ではない、間違うたことも出すかもわからんと。

しかしね、今言われるように市長はいいか悪いか、これを判断するのは議会でしょうと、民主主義に基づいた多数決でしょうということなんですよ。

それは確かに私たち議員はね、それなりの自覚をしないと大変な問題なんですよ、これ。あいまいに根回しとか頼み事とか何だかんでね、自分たちの信念、これはもう、先ほど私

がとめた内容なんですけど、あとは議会のことやから議会で私は改革すると言ったんですが、これはね、私が一番最初に言ったように行政の職員の意識改革、我々議員の意識改革というこの議員活動の中でこう、訴えていくと言ったんですけど、市長が言われるように民主主義の世界、この民主主義のね、これは議会で私、言おうと思ったんです、別の全員協議会のときに言おうと思うておるんですが、民主主義、民主主義、これももろ刃の剣なんですよ。もろ刃の剣だということを、我々議決をとる議員の人たちは自覚せんと、やはり市民の代弁者ですからね、私たちは。もうついでに関連ですから言わしてもらいます。私たちはね、ここに書いております、また我々議員、議会の内容においても、このいじめ問題に等しいように賛否のあり方についてね、本当にその議席に着く者の自覚と信念の持ち方、そういう信念を持っている人たちが賛成多数で採決するのであればね、これは確かにいい答えが出ますよ。

しかしね、賛成でもいい、反対でもいい、どうでもいい、あんたが頼むならおれ、賛成立っておこうで立たれたってね、これは全くおのれの保身と自分の私利私欲、全く信念を持たない者が市民の代弁者として議席に着けば、市民生活はそれによって左右されて地獄になるということなんです。これは私は議会で言おうと思ったんですけど、たまさか市長が言うから、私もあえて関連として発言させていただきます。

これはね、もろ刃の剣ですよ。行政における指揮命令権という物すごい反対の刃がもろ刃の剣というぐらい、その反対になれば、とてつもないことになる。この賛成多数というのも、おれどんが賛成すつとやけん、おれどんがよかこっちゃろうだいでは、何でもありのごた考え方で議決をとられたんじゃね、市長の思惑どおりですよ。あなたたち、ようと考えたほうがいいと思う。これは確かにその人の自覚ですよ。行政の問題もそう。トップの人間の器の問題ですよ。トップが何でもありのごた考え方でいいんですか。がちやがちやなるんやけん。ほんならわしら議員も何でもあり、自分の私利私欲に走っておって、はい賛成賛成賛成としておったって、その結果はね、間違いなく市民の生活を脅かすことになるんやけん、これも一緒ですよ、もろ刃の剣。ようと、これはもう議会でおれ、言おうと思うとったけど、ようと考えておって。

終わります——終わるて、おれ、これ全部言ったかね。もう時間ですから、済みません、ありがとうございました。一般質問を終わります。

○議長（井口嘉生君）

ここで暫時休憩いたします。なお、再開時刻は午後1時、13時といたしますので、よろし

くお願いいたします。ありがとうございました。

午後0時2分 休憩

午後1時 再開

○議長（井口嘉生君）

休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

次に、5番平木一朗君。

○5番（平木一朗君）（登壇）

皆様こんにちは。私事ですが、本日3月4日は私の大事な長男坊の誕生日でありまして、やっと1歳をきょうで迎えることになりました。今週末はもち踏みをするんですけども、履かせるわらじが大川に今なかなかないということで、隣町の柳川で買わざるを得なかったということ、知らなかっただけかもしれませんが、そんなことであります。本当に1年を迎えられて、この子の人生設計に関して携われることを誇りに思っている次第であります。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、商業振興、農業振興についてですけども、1番目に、昨年、定額給付金支給に合わせて地域経済対策の一環として発行したプレミアム商品券についてですが、麻生渡福岡県知事は、割り増し金つき、いわゆるプレミアム商品券の発行規模を、ことしは2倍以上の約150億円にふやすということを目指し、補助金を倍増して県の新年度予算案に盛り込む考えを示されており、大川のプレミアム商品券発行元である大川商工会議所も昨年同様、プレミアム商品券を出したい方向であると伺っておりますが、市としてプレミアム分約10,000千円を補助として出しておりましたが、新年度はどのような考えなのか教えていただきたいと思っております。

その他の部分は議席のほうで質問させていただきます。

2番目に、公共交通の点で乗り合いタクシーについてですが、市内循環型交通システムの中に乗り合いタクシー方式、いわゆるデマンド型交通システムを取り入れられないのかという質問です。

議員職につく前からこのシステム自体に興味があり、議員についてからは何度かこのシステムを取り入れた地域を視察しております中で、自分の中で具体的に効果として言われたことを幾つか説明させていただきますと、1つ目に、交通弱者に対して生活基盤の確保です。

ITを活用した乗り合いタクシーの運行により生活の不便さが解消でき、バスとは違い、基本ドア・ツー・ドアであり、夫婦のみの世帯や独居世帯を含む高齢者の生活基盤の確保に役立っております。

2つ目に、タクシー会社の売上高の増加や空車の有効利用です。これはタクシー会社のタクシーを借り上げているということで、そのようなことを使われてある自治体が非常に多いんですけれども、また雇用にもつながっているということです。

3つ目に、買い物客の増加です。乗降別の利用状況を見ると、郊外から中心市街地に来る利用者は医療機関目的の乗車が多くを占めるが、帰りは商店街等で買い物を済ませて帰る人が多い。これは商店街との試みで、買い物を一定額すると帰りの乗り合いタクシー代金は商店が負担するからのことでもあります。

4つ目に、自立支援効果が上げられます。これは高齢者の外出機会増加による生きがい創出と健康維持で、知り合った友人宅を訪問したり、生涯学習やカルチャー教室を受講したり、人との交流と生きがい創出に役立っておりますし、例えば、自分では運転できないからとか、安全の面で息子や嫁、娘や婿の機嫌を伺うことなく移動ができ、また短期間に集中して通院することができます。病状の早期回復による健康の維持や将来的な老人医療費の抑制にも期待できるとしております。

以上ですが、運営方法や方式はいろいろありますが、高齢化が進む本市としても交通弱者を救う市民サービスとして十分検討する余地があるかと思いますが、答弁のほうをお願いいたします。

3番目に、農業振興の件で市民農園について質問させていただきます。

近年、都市住民と農村の交流、レクリエーション等の余暇活動として行う農作物の栽培、農作業を通じた教育、障害者、高齢者対応への関心が深まるなど都市と農村との交流を進めることが強く求められている中、国としても平成17年改正特定農地貸付法が施行され、地方公共団体及び農業協同組合以外の多様なものによる市民農園の開設が可能となり、翌年、平成18年には、市民農園で栽培された農作物の販売が可能な範囲について考え方を示すなど、積極的な市民農園の開設の推進をしております。形態としては、都市住民が自宅から通って利用する日帰り型市民農園と、そこに滞在しながら農園を利用する滞在型市民農園があるほか、近年では農作業の教育的な機能や医療上の効果が認められ、学校法人や福祉法人等が農業体験や園芸療法を目的とした学童農園、福祉農園に取り組む例もあります。また、農作業

を初めて経験する方やいろいろな作物を栽培したい方のために、農園開設者が農作物の栽培指導や栽培マニュアル提供等を行う農園や、収穫祭等を開催し都市住民と地域との交流を図るような農園も増加しているとのこと。本市としても、本市が所有している遊休地で当分の間利用が決まっていない土地を有効的に利用できないのか。また、農業従事者の減少や高齢化が急速に進む中、団塊の世代の定年就農者の育成、市民の農業参画を含めた多様な担い手の拡大・育成事業として市民農園を推進できないのか、答弁をお願いいたします。

次に、教育問題といたしまして、いじめ問題や体罰に対する教育委員会の基本的な考え方と対応策について、教育長にお伺いいたします。

日々、教育関係の皆様には、「志・感謝・誇りをもちキラリ輝く大川っ子」を育成すべく、確かな教育理念を持って取り組んでおられますことに深く感謝申し上げます。

さて、いじめの問題がマスコミ等に出てまいりますと、学校の対応は決まっております、「申しわけない。被害者の心の中を理解できなかった。今後、生徒に人権、命の大切さ、優しさを指導していきます」と大体述べられる答えが多いです。しかし、このような答弁は、私的には、いじめなどが現実に存在するのは信じられないという前提のもとかまと議論であり、余りにも現実性に欠け、偽善すら感じられます。私は、このような答弁やマスコミに出るいわゆる評論家等発言を聞くと、教育的な深さを全く感じることはできません。

体罰についても、近隣の市町村にて体罰に対する懲戒処分がありました。詳しく内容を聞くと、授業の妨害を生徒がしたことに対して体罰を行ったということです。が、この被害者である生徒は、その後、自分の非を認めているということです。ただし、一番の被害者は、授業妨害により学ぶ権利がある生徒たちだということを前提としておきます。しかし、体罰を受けた生徒と学校、教育委員会だけでは終わらず、その生徒の親が訴訟まで起こしている。反面、いろいろな方々がその先生への訴訟を取り下げるために署名活動を起こされている。私なりに調べた結果、信念をもとに訴訟取り下げのための署名をいたしました。しかし、懲戒処分が県教委からおりたことにより、被害者側としたら、悪いことをしたから処分が下ったんだ。非を認めたととらえられても仕方ないような気もいたします。

他市のことですが、現実問題として教育現場で熱心に指導されている先生たちが抱える問題として、今5割以上に一番多い問題として親御さんとの対応ということを見ると、他人事では済まされないような気もいたします。無論、体罰は暴力だから悪い、そのとおりだと思っております。しかし、東国原知事は、学校教育の場で地域での子供との接し方について、

愛のむち条例や愛のげんこつ条例ができないか検討するに値するかもしれないとの発言をされました。本人のブログでも言っておられ、CX街頭調査では、賛同者は80%ほどという調査も出ております。なぜ愛のむち、愛のげんこつを懐かしむ気持ちが人の心にあるのでしょうか。難しいのは、ある年齢、ある個人に幾ら話をして理解させようとしても、それが理解できない場合もある。その場合を教育的にどうとらえるのか、どう対応するのか、掘り下げた考え方が示されてこないまま子供を必要以上に美化して、命の大切さ、子供の人権、優しさなど表面的な当たり前のことを深刻ぶってもっともらしく説いても理想どおりにはならない現実社会、人間の本質、子供の本性から背をそむけては結局きれいごとの建前的な教育となり、本気の教育効果はあらわれないと思います。そして、そのような環境の中育っていくことで、親ばかなら——私も親ばかの一人ではありますけれども——よいのですが、ばか親を育てる要因の一つと感じられます。教育者は教育、人間、あるいは社会の本質に一步踏み込んだ教育に責任を持って取り組んでいただく姿勢が今の時代重要ではないかと考えられますが、大変教育長には申しわけないんですが、本音のもう少し掘り下げた、そして現実的な対応を含んだ意見を含めて教育長の御所見を賜りたいと思います。

以上で壇上からの質問は終わらせていただきます。あとは議席にて質問させていただきます。

○議長（井口嘉生君）

市長。

○市長（植木光治君）（登壇）

平木議員の御質問にお答えをいたします。

まず、「おおかわプレミアム商品券」は、大川市が10,000千円の補助をし、県からの事務的経費の交付金約3,000千円の支援を受け、昨年6月に発行後、9日間で完売をされました。その後、事業所のアンケート調査では、売り上げの増加や購入単価の増加が見られた事業所が2割程度で、売り上げに変化がないとした事業所が8割近くあったと聞いており、やや正直申し上げまして期待外れの感もなくはありません。

売り上げ増加の事業所は料飲店関係が多く、これは料飲組合が商品券発行時に合わせて自前で飲食券を発行し、連携したことで効果があったものと推測され、商品券の発行が売り上げに直結するのではなく、商品券の発行と合わせて販売促進などの取り組みが必要ではないかと考えられます。

平成22年度のプレミアム商品券の発行につきましては、福岡県では事務的経費の交付金の増額と販売額の3%を事業主体に助成する方針が出されたと聞いております。大川商工会議所からの正式な意思表示はあっておりませんが、本年度もプレミアム商品券を発行したい旨の話を聞き及んでおります。

「おおかわプレミアム商品券」発行事業の助成に当たっては、今回の効果等の検証を重ね、より大きな経済効果が生まれるよう関係者間でよく検討していく必要があると考えております。

次に、乗り合いタクシーについてのおたしでございます。現在、お年寄りなどのいわゆる交通弱者への対策として、ドア・ツー・ドアのデマンド交通システムにつきましては、幾つかの導入事例があるように聞き及んでおります。おのおの地域の事情にもよると考えられますが、山間僻地を多く有し、高齢者などが日常の生活にも支障を来すというような地域で導入されている事例が多いと考えられます。

現在、市内の市民の足としての公共交通機関といたしましては、バス路線が5路線ありますが、うち3路線につきましては、生活赤字路線として他市町と協議をし、市町からの補助金によりバス路線を維持しているところであります。その額は年々膨らみ、大川市だけでも現在18,000千円を超えております。このような中でデマンド交通システムを導入した場合、既存のバス路線の利用者がさらに減少することが想定され、バス事業者への市町からの補助金増加につながってまいります。このことから、デマンド交通システムを導入した場合、バス路線の維持も含めた全体的な交通路線維持のための財政負担が相当膨らむことになると考えられます。

また、既存のバス路線からデマンド交通システム1本への変更も考えられますが、バス路線は他市町と共同して維持していることから、本市の判断のみではいかんともしがたく、関係市町との協議が必要となってまいります。したがって、バス路線を含めた市民の足の確保につきましては、デマンド交通システムを含め、総合的、広域的な観点から検討を進めていかなければならないと考えております。

なお、デマンド交通システムを導入することによる雇用の増や買い物客の増加、高齢者の自立支援の効果などについて、今後の研究課題として進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、市民農園の推進についての御質問でございます。

議員御案内のとおり、今日、市民農園は農業の振興や市民の福祉の向上、児童の食育など、さまざまな目的で関心が高まっております。このような中、古賀政男記念館南側の土地を、利用が決まるまでの間、市民農園として有効利用できないかというようなことも考えているところではありますが、この土地は、メロディー公園用地として市土地開発公社が先行取得しましたが、その後、経済情勢から、取得したすべての土地を市が開発することは難しくなりました。現在、この土地は、その利用方法が市の発展に貢献すると判断される場合は、譲渡する方向も考えております。

なお、市民農園が農業への理解促進や高齢者の健康増進など多面的な機能があることは認識をしておりますので、当面この土地につきましては区画ごとの個人貸付方式などではなく、市民参加型による市民農園的な土地利用を検討しております。

なお、いじめ問題、体罰等につきましては、教育長より答弁をいたさせます。

以上であります。

○議長（井口嘉生君）

教育長。

○教育長（石橋良知君）（登壇）

いじめ問題や体罰等に対する教育委員会の基本的な考え方と対応策について、平木議員の御質問にお答えしたいと思います。

初めに、いじめ問題でございますが、いじめとは、当該児童・生徒が、一定の人間関係のある者から、冷やかしかからかい、悪口やおどし文句、仲間外れや集団による無視、パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことを言われたなどの心理的な攻撃、あるいは、ぶつかられたり、たたかれたり、金品を隠されたり、盗まれたりするなどの物理的な攻撃を受けたことにより、子供の心や気持ちに嫌だ、つらい、耐えられないといった精神的な苦痛を感じているものととらえているところでございます。起こった場所は学校内外を問わないこととしているところです。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、いじめの有無をアンケートの数値のみで判断したり、一時的な様相や観察から主観的に判断するといった表面的、形式的に行うことなく、いじめられた児童・生徒の立場に立って行うものとしたしております。

いじめについては、次のような問題が挙げられます。

1に、いじめは一方的になされることから、個人の人権を否定するものであり、一人一人

の個性をも否定する大きな問題となります。2つ目に、いじめは、教師の児童・生徒への指導性と教師自身の人間性及び教師の指導のあり方そのものが問われる問題でもあります。3に、いじめは、家庭教育のあり方そのものにも大きなかかわりを有している問題でもあります。4つ目に、いじめは、学校、家庭、関係機関等が一体となって取り組むべき問題である等が指摘されているところであります。

また、いじめに対する基本的姿勢として、いじめは、人間として絶対に許されないという強い意識を持つことが重要であり、2つ目に、いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得るという危機意識を持って当たること。さらに、いじめられている子供を最後まで守り抜くという信念を持つことが大切であるという点が挙げられます。

いずれにいたしましても、いじめは、早期発見、早期対応が最も大切であるということは、言うまでもありません。

いじめ問題に対する教育委員会の取り組みといたしましては、学校のいじめの状況を確実に把握するための方策や、把握した状況に対して迅速かつ適切に指導・助言できるような組織づくり、さらには報告体制を整備しているところであります。また、学校や個人へのサポート体制や、いじめ問題に関する研修の充実、さらに、危機管理マニュアルを作成し、学校の中での教職員への共通理解を図ったり、学校の心の教育や人間関係、集団づくりの推進への支援を行ったりして、体制を整備しているところであります。

次に、体罰等に関する基本的な考え方と対応策についてですが、教育委員会といたしましても、校長会等を通じて、児童・生徒が問題行動を起こさないように児童・生徒に対する指導の徹底を促しているところです。この問題行動に対しましては教育指導、生徒指導を通して、児童・生徒の健全育成を図っているところでございます。

体罰に対する学校教育での基本的な考え方といたしましては、1つに、法のもと、学校教育法第11条にありますように「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」とありますように、体罰はいかなる事情があっても加えることはできないところです。

2つには、体罰は児童・生徒の人権を侵すとともに、教師と児童・生徒の信頼関係を失う行為であり、決して許されないものであります。

体罰というものは身体に直接苦痛を与えるものであり、すなわち、たたく、なぐる、ける

といった内容のものと、正座、直立等特定の姿勢を長時間させて苦痛を与える内容が挙げられます。けれども、体罰に該当するか否かの判断としては、「当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、場所的及び時間的環境等、様々の条件を考え合わせて肉体的苦痛を判断しなくてはならない。」となっているところであります。

体罰は法のもとに禁止され、人権を侵すことになるという認識を教師がしっかり持つと同時に、次のような体罰についての具体的な事例を心得ていることも大切であると考えています。

体罰に当たるものとしては、授業を受けさせない、用便に行かせない、食事時間が過ぎても教室にとめ置く、騒いだから教室外に出すこと、盗みの場合、自白や供述を強制するといったことなどが挙げられているところでございます。

さらに、体罰に当たらないものとしては、放課後等に教室に残留させる。授業中、教室内に起立させる。学習課題や清掃活動をさせる。学校当番を多く割り当てる。立ち歩きの多い児童・生徒をしかって席に着かせることなどが挙げることができます。

体罰は、精神的理解を抜きに肉体的苦痛を通して、子供に一定の方向づけをしようとするものであり、一時的には効果があるように見えても、実際には子供の反感を招くことが多いものです。「愛のむち」と言われるのは、あくまでも教師側から見た表現であって、子供側の側からすれば、むち以外のものではないと思います。

体罰は、子供の教育にとっては「百害あって一利なし」であることを十分に認識しておく必要があり、体罰許容めいた態度を見せてはいけないものと考えております。

体罰のない学校教育のためにも、教師が「だめなものはだめだ」と言える厳正な態度や、学校内での教師間の連携を生かし、子供への個別指導や保護者との連携を図りながらの生徒指導の充実、さらには、家庭、学校、地域との連携を生かした規範意識の醸成、並びに教育相談や生徒指導の専門的な関係機関との連携の強化を図りながら教育を進めていかなければならないと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（井口嘉生君）

5番。

○5番（平木一朗君）

市長、教育長、御答弁ありがとうございました。

それでは、一番最初、プレミアム商品券について議席のほうで質問させていただきますが、アンケートを私も見させていただいたんですが、予想以上に変化がなしという答えが非常に多かったと。やはり市長が答弁で言われますように、プレミアム商品券が今後出るということであれば、販売店なり組合なりそういったところでやはり努力をすることが活性化につながると思います。中には、どこぞの電器店では2割増しで別の商品券を加えてあげたり、ある商店街では同じように昔の何というんですかね、抽選会場を設けてプレミアム商品券で買われると抽選券の補助券をプレゼントするとか、そういった試みでやはりされておりますので、ただ単に行政、商工会議所がプレミアム商品券を出したからといって即座に地域経済につながることはないというのが反省点としては幾つか上げられてきたところでございますが、やはり市としてもまだ正式な要望は商工会議所のほうから来てないということでありましたが、反省点が上がってきた中でもう一度お聞きしたいんですけれども、今後ことしもぜひ地域振興のために、経済対策のためにやるべきだということが上がってきた場合、去年の反省点の中で、具体的に行政として10,000千円補助を出しておりますので、強く要望しなきゃいけないところが幾つかあるかと思いますが、その幾つかの部分をお答えをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（井口嘉生君）

副市長。

○副市長（福島裕幸君）

今の御質問にお答えします。

まず、予算的に決定するかどうかというその前に、先ほど御指摘のように、やはり効果のあるものにしていかなきゃいけないということが大きくあると思います。ですので、昨年というか、1回やった結果を踏まえて、どこにどういう工夫をすれば効果があるのかといった検証をやはりしっかりして、その上で実際にそれをどう工夫していこうとしておられるのか、そういったものも把握しながら検討していかなければいけないと思っております。したがって、これを実施するかどうかにつきましては、そういったものを踏まえた上でのその時点での決定ということになるかと思えます。ただ、要望がありましたら、その辺はちゃんと受けとめていくという考え方でいくことになると思います。

以上でございます。

○議長（井口嘉生君）

5番。

○5番（平木一朗君）

さすが経済産業局出身ということでの確な答えをいただきまして、ありがとうございます。まさにそのとおりですね。やはり言われたから出すというわけではなくて、反省点のもとにいいものをつくらなければ全く意味がないと思いますので、いつ発売する予定なのかどうかそういったこともまだ全然白紙の状態だと思いますので、十分に研究機関、そういったものをつくって10,000千円補助がことしは幾らになるのか、倍額になるのかどうなのかということも全部含めた上でやっぱりやる、補助を出す、地域経済のために出すということであれば、やはりそういったかに経済が発展するかということの要望書なり、そういったことをつけ加えるのが行政の仕事でもあると思いますので、ぜひその辺のことをよろしく願います。

インテリア課の課長のほうに質問ですけれども、具体的に商工会議所からのアンケートがいろいろ出てきていたかと思いますが、やはりその中での要望、反省点ですかね、そういったものを教えていただけないでしょうか。

○議長（井口嘉生君）

インテリア課長。

○インテリア課長（田中稔久君）

反省点といいますか、実際に商工会議所のほうでプレミアム商品券の発行事業運営委員会というのがありまして、その中でいろいろ御意見等をいただきました。実際に意見としては、もう少し違うやり方もあるんじゃないでしょうかと。それから、先ほども言いましたけど、個店の努力、魅力がやっぱり必要ではないでしょうかと。それから、大川らしいものの商品券みたいなものがないだろうかと。一番多かったのは、いろんな先進的、成功的な事例と一緒に研究していきましょうというのが多い反省点でした。

○議長（井口嘉生君）

5番。

○5番（平木一朗君）

ありがとうございます。

やはり失敗とは言えないと思うんですが、悪いところは見直した上できちっと形あるものに変えていかなければ意味がないと思いますし、私のほうで例えばの例で申しわけないんで

すけれども、やっぱりプレミアムつきの分のうま味というのは、購入者が買われたときに1割増しの金額がついてくると。10千円に対して11千円分ついてくるということでありまして、販売店、うちの店も非常にプレミアム商品券で物を買われた方が非常に多かったです。私の店にとっては非常によかったなと思っておりますけれども、この店側としてはプレミアム商品券もらって、そして何カ月間か寝かせてすぐ換金ということであったんですけども、やはり地域マネー、流通マネーの中では裏面か何かに販売店が3カ所ほど印鑑がなければ換金できないと。いわゆるその商品券がうちだけで保管するわけじゃなくて、うちの店だけでは交換できないもので、うちの店も何か物を買いに別の店で購入しなきゃいけないと、そういった回って3カ所ほど回ってやっと換金ができたりとかそういったことがあるみたいです。それとか、換金の期間が3カ月とかではなくて1年たたないと交換できなかつたりということもあります。そういったところもいろいろ事例としてありますので、そういった面を含めた上で具体的に流通が幅広くいろんな人間が回れるように、ただ、いいことは、うちの店もそうだったんですけど、手形でもらうよりはプレミアム商品券のほうが本当にありがたかったわけですから、やっぱり手形でいまだに大川の場合は手形を切って物を買われるという方もいらっしゃいますので、やはりそういったことを含めると、このプレミアム商品券のほうがまだ本当にありがたかったなと感じられます。

それで、経済産業局出身の副市長に質問でありますけれども、地域マネーとかプレミアム商品券とかありますけれども、具体的に経済効果が生まれるような、そういったふうな仕組みについて研究されたという件は何かございませんでしょうか。

○議長（井口嘉生君）

副市長。

○副市長（福島裕幸君）

まず、地域通貨として任意のものをつくって、それを地域内に限って流通させるとかいう取り組みというのは幾つか全国的にも見られていると聞いております。その効果といたしましては、これは本当にその地域、地域の工夫になるんですけども、例えば、ボランティアをしたらその地域通貨としてポイントといいますか、そういうものが積み重なって行って、そういうものをためたことによって、それがどこかで使えるとかいうそういう新しい価値を生み出していくような、そういう仕組みをつくっている例もございます。それも確かに取り組んでみる価値はあると思うんですけども、何といたしますか、まずもって一番のポイント

は、地元の例えば地域の中でそういった機運が生まれて、中身をどういうふうに地域ならではの非常に特徴を持った魅力のあるものにしていくかどうか、そういう動き、あるいは機運があるかどうか大きくかかわっていると思います。ですので、仕組みとしてはそういうものはありますし、実際にやられているところもありますので、ただ、中身については非常に慎重に検討して、そしてやっていくということが大切だというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（井口嘉生君）

5番。

○5番（平木一朗君）

わかりました。機運ですね。やっぱり使う、この金券をつくる目的もすべてそうですけど、機運、これに尽きると思いますので、やはり反省点が上がってきた材料、そして商店街とか地域店にとっていかにその商品券を取り組む姿勢があるか、そういったことも成功事例を踏まえながらそのような場を提供するというのも必要かと思っておりますので、ぜひその辺のことをよろしく願いいたします。

そして、せっかくですのもう1点ですけれども、エコポイントカタログというのが家電製品を買われたときに、こういったのがあります。この中でVISA券とかそういったのに交換できたりとかありますね。中には地域の商品券、近くで言うと佐賀とかそのあたりではあるんですけども、嬉野あたりは「うれしのほほん商品券」という名前で商品券をつくられていて、エコポイントと地元で使える商品券を交換すると。申請すれば交換できるという方法をとっております。ほかにもいろんな自治体がつくっている金券であったり、商工会がつくっている金券でありますとか、環境保全活動を行う団体さんがエコポイントをくださいということで、そういった寄附扱いされていることもあります。ただ、残念なことに大川市の場合は、前回のそのエコポイント申請のときに提出されていなかったということもありますので、まだまだエコポイントは今後国のほうでどういうふうな使い方をされるのか、検討をされる余地はあると思うんですけども、こういったカタログとかでやっぱり申請することも一つのまちとしての経済効果につながるとは思いますが、その辺のことをインテリア課のほうも重々お願いできるかどうか、その辺のことをお願いいたします。

○議長（井口嘉生君）

インテリア課長。

○インテリア課長（田中稔久君）

エコポイントの交換関係で、グリーン家電製品についてエコポイントということで全国的にも私調べておりましたら、やはり商工会カード会とかスタンプ会、そこら辺が中心になって地域商品券、それから商品券、プリペイドカード、それから地域の産品との交換とかいうのも結構出てきているみたいです。これだけいろいろ研究されてどうこれからやっていくかなというのは、先ほども申し上げましたけど、成功事例、先進事例をいろいろ研究させていただいて、大川ならではのそういうエコポイント制度の導入みたいな形でできないかなというふうな考えは持っております。

○議長（井口嘉生君）

5番。

○5番（平木一朗君）

ぜひお願いいたします。

このプレミアム商品券については最後ですけれども、先ほど余り変化がなかったと。8割ぐらいお答えしている中のごく一部かもしれませんが、私のほうに聞こえてくるのは、もしまた次に何かそういったのがあれば、やっとならわかったから何かしら知恵を絞ってプレミアム商品券そういったものを取り込めるような姿勢をとろうという商店もありますので、商店以外かもしれませんが、そういったところであると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

それと、1点だけインテリア課のほうにお願いしたいんですが、当初1人頭幾らという金額で購入を制限されていたかと思います。ただ、後々になってかなりの金額を交換された方もいらっしやっただと思いますけれども、その辺の指導というのはできないですか。単純にこれ個人の意見で言わせていただきますけれども、例えば、1人で50千円で交換できるという条件があったときに、家を増築するから、車を買うからと何百万円換金できないかということとでそれできてしまうと、口頭ではそう言うかもしれないんですけれども、換金する際、1,000千円なら1,100千円分、換金が1%ぐらいの手数料を取られたと思いますので、3カ月間寝かせておくだけで9%の利益が生まれると考えられてもおかしくないかと思います。そういったことに対してきちっとしたルールというものが必要かと思いますので、その辺の指導ということはもちろんしなきゃいけないと思いますが、その辺についてインテリア課長どう思われますか、お願いいたします。

○議長（井口嘉生君）

インテリア課長。

○インテリア課長（田中稔久君）

プレミアム商品券はお1人5セットまでということで決まっておりましたが、実際に買われた方の約75%が5セットを購入された方々です。先ほど言われましたけど、5セット買われてお名前と住所を書いていただいて購入をしていただくということで1回それで終わっていますけど、後で二、三日後にまた買われたという話も聞き及んでおります。これはプレミアム商品券の運用の規約の中で何かそこら辺を打ち込んだりとか、あくまでも何かの登録制を設けたりとか、そういう形をするように次の運営委員会等、そういうところで話をしてみたいなというふうに思います。実際に本当の声なんですが、買いに行っただけど買えなかったと。5セット買ったけど、違うところの方がそこで5セットじゃなくて4セットで終わったという方も聞いておりますので、その販売の期間、それから実際に5セットまでじゃなくて3セットまでにするとか、そういうこともいろいろできますので、そこら辺を運営委員会の中で規約にどう載せていくかというのも一つ考えるべきだと思っております。

○議長（井口嘉生君）

5番。

○5番（平木一朗君）

その辺のところはぜひお願いいたします。9日間で売り切れた、確かに素晴らしいことだと思いますけれども、やはり知らなかった、でも、行ったら売り切れていたと。9日間で売り切れたほうがいいのか悪いのかというのは別として、やはり幅広い方にその恩恵が出てくるように使っていただきたい。そして、前もってこれは当初に言わなきゃいけないなと思っておりますが、料飲組合さんたちのあの素晴らしい方法をやっぱりいろんな人たちも知ってうまく経験を踏まえて活性化していかなければいけないなと個人的に思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

続きまして、乗り合いタクシーについてですが、答弁のほうではやっぱり路線バスの話が出てきておりましたが、済みませんが、正確な金額は結構ですが、赤字路線の3路線に対して年々ふえてきております。この中でやっぱり交付税かれこれの金額とかがあるかと思いますが、市が幾らぐらい負担して、交付税で幾らぐらい出ているのか、そういったことを教えていただけますでしょうか。

○議長（井口嘉生君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（川野徳秀君）

先ほど市長の答弁の中で、市内の5路線の中で実は3路線が赤字路線でございまして、その合計額が、市が出しております額につきましては21年度が18,205千円ということでございます。これは、大まかに言いますと大体全体の赤字の半分が国県補助と、それとあとその残りを複数の自治体とか、大善寺線だったら久留米とか大川とか、そこで運行する距離によって案分をしますので、そのトータルが大川市の出し分が18,205千円ということになっております。そのうちの大体8割が交付税措置をされるということでございます。

○議長（井口嘉生君）

5番。

○5番（平木一朗君）

ありがとうございます。

18,000千円のうちの8割が交付税補助ということですが、実際にはほとんどバスに乗られた方、車とかでバスと行き違いされた方はあるかと思いますが、やはりバスは時間帯によっては全く人も乗ってない、そして排気ガスを垂れ流して空気だけ移動しているような感じがあります。もちろん大川だけじゃなくて柳川や筑後、それから久留米とか大木町、そういった部分でももちろん分け合っているとは思いますが、やはり個人的には無駄じゃないのかなと思っております。なぜかと言ったら、大事な血税でありますので、有効的な利用という方法で考えますと、そういったふうな路線バスの赤字路線というんですか、そういった18,000千円というお金を出しているということ自体は非常に納得できるように納得できないという気持ちもあります。

この乗り合いタクシー、いろいろ見ていたら確かに言われるように山間部で特に交通が不便なところに対して、合併措置に対して市内の路線バスが廃止されたところ、そういったところによって何かしら交通弱者を守るべきということでデマンド交通システムというのが取り入れられたところでもありますけれども、私は客商売をしておりますと思うのは、やっぱり大野島や議長がおられます紅粉屋、そのあたりのところのお客さんが、「平木君あした行くね」と言われたときに、「じゃ、お待ちしておりますね」といったときに、当日になって電話かかってきて、「ごめん、息子の機嫌が悪いけん、きょう行けんたい」と言われます。そ

れで、そのほかには、これは紅粉屋の方だったですけれども、もう年金暮らしで、買い物に行くにしても1週間のうち1回ぐらい市街の量販店のほうに行かれて、足腰が弱いものでタクシー代で往復で三千幾らかかると。ルミエールで待っていただいて——個人名申し上げて済みませんが、量販店で待っていただいて病院で薬をもらってタクシーで往復帰られるということで、それぐらい金額を使っておられる。少ない年金のうちからそういったのを毎週、毎週使わなきゃいけないというのは、これはざっとないねと。早くこっちの榎津のほうにおいでよという話はよくしていますけれども、やはりそういった不便さというのは地方、地方によってはあるかと思えます。バスといってもその紅粉屋までバスが出ているかといえば御存じのとおりだと思いますし、今後このような高齢化が進む大川市の場合も、福岡県の中でもかなり高い高齢化率であるかと思えますので、ぜひその辺の交通弱者のための協議というんですか、市として検討する、そういったふうな検討委員会の準備というのはもうそろそろしてもいいんじゃないかなと。これが地方主権・分権にかかわってくるとやはり市としての取り組みは一体どうなのかという部分、大事な部分にかかわってくるかと思えますし、そういったことも含めて市長はどうですかね、そういうふうな感じを検討する意義はあるかと思えますが、どのようにお考えでしょうか、お願いいたします。

○議長（井口嘉生君）

市長。

○市長（植木光治君）

先ほど壇上から答弁いたしました末尾のほうで申し上げましたように、デマンド交通システムの導入については、雇用の増加でありますとか、買い物客の増加とか、あるいは高齢者の自立支援という面で効果があるというふうなことは定性的には考えられます。それで問題は、議員いろいろ御指摘の点を踏まえて申し上げますと、確かに路線バスというのは席が全部埋まっているというのをほとんど見たこともない非常に搭乗率といいますか、これが低いというのは事実であります。ただ、公共交通機関をすべてなくしていいかというのはまた別の議論があるわけでありまして。特に大川市の場合には非常に残念なことなんですけれども、近郷近在で鉄道を持たない唯一のまちであります。有明海沿岸道路ができて多少道路のインフラ整備というのは進んでまいりましたけれども、ただですら、公共交通機関というのは特別脆弱というような状況もございますので、経済効果という面だけ直ちにとということにはなかなかかなりにくい面も正直ございます。これは一つの政策判断といいますか、経済効率

的な部分だけではなかなかはかり知れないものもあるんじゃないかというふうに思っております。我々がなかなかデマンド交通システムのようなものに一気になだれ込めないのは、一つは先ほど言いましたように、本市の意思決定だけではなかなかできないという足かせがあるということと、先ほど言いましたように、公共交通機関と名のつくものが大川市には皆無であると、これもなかなかつらいものがございます。それからもう一つは、びしゃっとした数字ではありませんけれども、おおよそ8割見当は交付税交付金で措置されているということでもありますから、額面18,000千円であったとしても、その正味は、真水は2割程度の負担で済んでいるということでもあります。デマンド交通ということになりますと、相当程度のやっぱり真水が必要になってまいりますから、そこの費用対効果といいますか、利便性の向上といいますか、そういったものの兼ね合いを定量、定性含めて、そしてまた先ほど言いましたように、まちの公共交通機関そのものがあるかないかといったようなことが外部に対してどういう影響を与えるか、与えないか、こういったものを含めて相当深い議論が必要になってくるんじゃないかというふうに思いますが、いずれにしても、議員御指摘のような点について検討を進めていくということは必要であるというふうに考えております。

○議長（井口嘉生君）

5番。

○5番（平木一郎君）

ありがとうございます。検討すべきという言葉をいただきましたけれども、やはり今、交付税ということがあります。これが地方主権・分権、道州制とかなってきた場合にどうあるべきか、どういう形になってくるかということもありますが、それよりもやはり市民の方たち、特に遠くに住まわれてある市街に来るのに車で結構時間がかかったり、バスとか交通の便のないところもありますので、そういった方が、ああ、大川市に住んでよかった、大川市にそういったことのシステムをしてもらって私たちは安心していろんな場所に行けると、外出の機会が多くなったと言われるようなこともやっぱり市民サービスの一つだと思いますので、幸いなことに大川市の場合はタクシー会社が数社ありますので、そういったところにジャンボタクシーもあります。そういったところと協議し合って、週1とか何度か地区、地区で乗り合いで行けるようなサービスのあり方というものも今後協議していったら、いい市民のサービスというんですかね、大川市の本当に他市にはない、この辺筑後一帯ではないサービスの一つにつながるかと思っておりますので、出どころ、そういったことも問題があるかと思いま

すが、ぜひ大川の人たちが、ああ、この地区に住んでよかったと、外出の機会がふえてよかったと思えるようなまちづくりのほうをぜひ取り組んでいただきたいと思います。

続きまして3番目、農業振興の件で市民農園ということではありますが、確かに古賀政男記念館南側の土地の利用方法とかそういった市の発展ということも考えますが、やはり市民農園というのは、今後検討してやる方向で進んでいくと解釈してもよろしいのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（井口嘉生君）

農業水産課長。

○農業水産課長（添島清美君）

今後、市民農園を開設する考えがあるかということだと思います。市民農園が農業への理解促進や高齢者の健康促進など多面的な機能があることは認識をしております。今後、農地を活用する農園利用方式の方向でできるのかできないのか、市民の需要や農地の所有者の意向を踏まえながら検討していきたいと考えております。

○議長（井口嘉生君）

5番。

○5番（平木一朗君）

九州農政局の市民農園アンケートというのがありまして、その中で市民農園の設置理由という中で半数以上の回答が地域住民からの要望があったから設置したんだという答えが一番多かったです。2番目が地権者から農地提供の申し出があったと、そういった点がこれも約4割近く36%ぐらいあったということで、課長言われるようにやっぱりそういったふうな要望がないとなかなか設置に向けては、市民農園したからといって需要があるかどうかというものもありますが、やはり昨今の農業のあり方というんですかね、そういったところで非常に土いじりをしたいというニーズが多いですし、この市民農園のアンケートをしてみると、60歳以上の方が約6割ぐらいいらっちゃって、次に50代、40代、30代と下がっていくんですが、我々30代の世代も、みんなでもち米をつくって収穫をして正月ぐらいに地域の子供たちにもちつき大会を自分たちでつくった米ですてやろうとか、そういった意識が非常にあります。そういったことでぜひ検討をする時期にしてもいいんじゃないかなと思いますので、今後ぜひ設置に向けてお願いしたいと思っておりますが、やはりこの市民農園にした際いろいろ課題も出てくるかと思えます。そういった課題で、済みませんが、知識不足で申し

わけないんですけれども、その課題について幾らか上がってきていることが事例があれば御説明をお願いしたいんですけど、よろしいでしょうか。

○議長（井口嘉生君）

農業水産課長。

○農業水産課長（添島清美君）

課題についてという御質問でございますが、やはり市民農園を開設する場合、農業者の土地の提供がなくてはなりません。そして、市民農園を開設した場合、駐車場、いろんな設備、そういうのも地権者をお願いしなければならなくなるかもしれません。そういうのを踏まえているいろいろ今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（井口嘉生君）

5番。

○5番（平木一朗君）

先ほど課長が言われたようなことのほとんどが今アンケートで上がってきております。給水設備の準備だとか駐車場、トイレ、農機具の格納庫だったり、やっぱりそれなりに出さなきゃいけない部分も非常に多いのかなと思っておりますが、やはり農という部分を触れるという機会が非常に最近では少なくありますので、ぜひそういったことも大川のやっぱり魅力の一つだと思っておりまして、この平野は非常にすばらしい環境だと思っておりますので、そういったことを広めていくことも団塊の世代の人たちがUターンで帰ってこられるときの新しい魅力づくりの一つにつながると思いますので、ぜひ御検討のほどをお願いしたいと思いますし、実は、これは兵庫県八千代町というところで、今は合併して多可町になっていますが、市民農園をされてあった方が、これは滞在型農園をされてあります。八千代のほうです。産直の広がりやバネに交流・滞在人口をふやすということで、八千代町というのは人口が約6,000人程度の本当村ですね。そういったところで、ホテルがすむ清流が流れ、村々は澄んだ空気と静けさに包まれていると。この八千代町の集落に滞在型市民農園フロイデン八千代をつくられ、交流事業が始まったのは平成5年のことだと。町は交流人口による町おこしを図ることにしたということで、この市民農園60棟のコテージ、1棟の管理棟、喫茶店つきの交流センター、共有農園、そのようなものをつくられてあって、この施設はドイツのクラインガルデンの思想に理想を求め、すべてドイツ風に仕立てられていると。1区画の敷地は約94坪で、8.4坪の各コテージにはバス、トイレ、冷房、電話、テレビ、キッチン、い

いわゆる生活スタイル全部が完備され、コテージの周りには駐車場も設けられている。入居の条件としては、月最低2回はこの農園に通うことが義務づけられており、年間の利用料は276千円、その36%が地権者に支払われるということでもあります。もちろん水道、電気、ガスは個人持ちでありますけれども、この農園に最初初年度60件の場所によって初年度は1,362件の応募があり、今も200組名以上があきが出るのを待っていらっしやいます。そして、もちろん週末だけではなくて、中にはほとんど毎日利用している定年退職者の方もおられ、コテージ周りの農園だけでは飽き足らず、減反田を借りて農業を始める人までいらっしやっております。また、収穫祭にはその村だけではなくて、人々たちの交流が始まって、その中で田舎の人たちと交流を深めていく中でいろんな人間関係が生まれ、本来であれば都市部のほうで、自分がもともと住んである土地で車を買ったり、生活用品いろいろ電化製品を買われると思いますが、この人づくり、この田舎の中で生まれた交流に対して、その都市部の人たちは、せっかくこういうすばらしい人たちが住んでいるならそこで車を買おうとか、テレビを買おうとか、また物づくり、そういったものやってみようとか、定住者が大分ふえてきているということもありますので、一つの新しい農業のあり方だと思います。大川には幸いなことにすばらしい温泉の箇所が2カ所ありまして、そういったことでもありますので、十分そういったのと連携すれば農業体験の場所としては非常にすばらしい環境もあるかと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして、いじめ、体罰の問題について質問をさせていただきたいと思っておりますが、以前、一般質問の中でいじめの件数かれこれは大体把握はしておりますけれども、もう一度聞きます。福岡県、南筑後教育事務所、そして本市のいじめの出現率、そして発生率、そういったことをお知らせください、お願ひいたします。

○議長（井口嘉生君）

学校教育課長。

○学校教育課長（武下博子君）

それでは、いじめの出現率ということでお答えをいたしたいと思っております。まず、いじめにつきましては、先ほど教育長が壇上のほうから申し上げましたとおりですけれども、本人が精神的な苦痛を感じているというものをとらえていじめというふうに認知をしているところです。

認知件数ですけれども、県と南筑後教育事務所、それから本市ということでもありますので、

数字を比較しますのに1,000人当たりの認知件数ということで申し上げたいと思います。まず福岡県ですけれども、平成20年におきましては0.6件、これは1,000人当たりの件数でございます。それから南筑後教育事務所が0.9件、本市が0.5件ということであります。これは小学校のほうです。中身につきましては、多いのが、悪口を言われたり、あるいは仲間外れにされたりというようなことが上位を占めているところです。次に、中学校ですけれども、中学校の県における出現率ですけれども、県が2.0件、それから南筑後教育事務所が2.8件、本市におきましては、平成20年度はゼロ件となっております。全体的に見てまいりますと、大川市では小学校が前年と比べて0.5件ふえているところです。中学校におきましては、19年度と比較いたしますと0.9件からゼロということになっておりまして、減っているという状況でございます。中学校のほうで見てみますと、いじめられた中身につきましては、先ほど申し上げました悪口、それから仲間外れ、冷やかし、それからぶつかる、たたくというのがちょっと中学校のほうでは出ているようです。全国的に県、あるいは南筑後教育事務所と比較しますと、本市においては少ないというような状況でございます。

○議長（井口嘉生君）

5番。

○5番（平木一朗君）

ありがとうございます。

県、南筑後、本市で見ると、本市の場合は非常に発生率とかその出現率は非常に少ない、ゼロというところもありました。非常に教職員の皆さんが日ごろ目を見張らかして努力されているということもあるかと思いますが、つい先日もテレビの報道では、中学校2年の女子がいじめを苦しんで飛び降りしたんじゃないかというニュースが流れておりました。毎回毎回ずっと流れておって、今月は特に自殺防止月間ということもありますので、ぜひともこれは件数で上がってくるのはまだいいほうだと思うんですね。見えないところでまだまだいっぱいいじめの問題が出てくると思います。だれにも相談できない、親さえも相談できないと、そういったふうな声をよく私もそういう親がいない子供たちとかそういったふうなボランティア活動をいろいろしておりますけれども、そういったケースの相談を物すごく受けます。夜中でも呼び出されて対応しに行くときもあります。そういったことを考えますと、やっぱり水面下で出てこない問題に対しても十分目を見張らかしてお願いしたいと思いますが、もしいじめ問題、体罰問題があった場合の対応のルートというんですかね、調査委員会があっ

て、それがこうやって、こうやって、こうやって県教委のほうに上がっていくとか、そういったふうな順番とか、そういったものがちょっとわからないもので、いじめと体罰はまた形が違うと思いますが、教えていただけないでしょうか、お願いいたします。

○議長（井口嘉生君）

学校教育課長。

○学校教育課長（武下博子君）

体罰が起こりまして教職員に対する調査がどのように行われていくかということでございます。まず、体罰をした教職員に対する処分につきましては、教職員は県費負担の職員でございますので、県の教育委員会のほうで処分をいたします。処分に至るまでの経緯を申し上げますと、まず、事件が発生した場合に、市の教育委員会のほうで学校側に対して、事のてんまつを具体的にかつ詳細に報告書を提出いたさせます。その中で市の教育委員会のほうで状況を把握いたします。その状況を把握した中身を県の教育委員会のほうへ内申書という形で提出をいたします。その際に当事者である教職員、あるいは学校の校長等からてんまつ書を一緒に提出いたさせまして県のほうに提出いたします。次に、県の教育委員会のほうでは、内申書に基づいて県の教育委員会のほうで協議がなされます。処分ということにつきましては、県の法制審議会というところがございまして、その審議にかけます。審議会では、先ほどの内申書を地方公務員法、あるいは過去の判例、事例等によりまして妥当な判断を出します。その判断したものを県の教育委員会のほうに提案され、その後、県の教育委員会のほうで懲戒処分の指針等ございますので、その指針に基づきまして処分を決定するというようなこととなります。

市町村の教育委員会で例えば、体罰に対する調査委員会等をつくるのかというような御質問であろうかと思っておりますけれども、特に調査委員会等は立ち上げはいたしませんで、大川市の場合ですと5人教育委員がおりますので、その教育委員会の中で内申書を県に提出する際に細かい事実関係等を調査いたしまして内申書を作成いたしますので、特別に調査委員会というような立ち上げはないというふうに考えております。

○議長（井口嘉生君）

5番。

○5番（平木一朗君）

ありがとうございました。こういう問題があったときに、対応策はこういった形で進んで

いくというのは何となくやっとなり理解させていただきました。

ちょっと他市の件で壇上のほうで質問しましたが、他市のほうで体罰に対する懲戒処分があったと。手を出したから県教委のほうから懲戒処分がおりたということだと思えますけれども、他市のことなので、本市の教育委員会、また教育に係る課のほうに十分にその内容を把握しているかどうかというのはわかりませんが、私はそのほうで聞いておりましたら、やっぱり一番の被害者は授業妨害により学ぶ権利を失われた生徒たちじゃないかなと、個人的には思っております。授業妨害をしょっちゅうやる生徒も、やっぱり体罰を受けた生徒は授業妨害をしょっちゅうやっていたと、そのほかにもいろいろ問題があったということです。確かに手を上げるのは悪い。悪いんだけど、やはりその中で先ほど教育長の答弁の中では授業を受けさせないとか、教室の外に出すのも体罰だという答弁がありました。もちろん教育長として適切な確たる部分の答弁であったと思っておりますけれども、個人的に言えば授業妨害された生徒もいらっしゃるということであれば、授業を受けさせないという妨害、その体罰の対処も考えられないわけでもないなど。じゃ、黙っておく、授業中ギャーギャー騒いでおる子供がおりながら、先生はそれを無視して授業を進めて、そういったことをするのかというわけにもいきませんよね。何かしらやっぱり指導したり、何かしら授業をとめなければいけないと思いますが、そういったときでもやはりその生徒を外に出すこと自体は法のもとで言えば体罰ということであるということであると思うんですけれども、やっぱり教育者としては納得できるのかもしれませんが、私個人で言うと納得できそうではないというのが本音ではないかなと思っております。やはり一番の問題であるのは授業がとまってしまうことが、子供は学ぶ権利があるのに学べないというのが原因でありますので、やっぱりそこら辺のことを現場における先生たちはどのように対応されているのかももう一度お願いできないでしょうか。

○議長（井口嘉生君）

教育長。

○教育長（石橋良知君）

今御質問されました内容につきまして、確かに今申し上げましたのは、教室外に出すということは学習権を奪うということで体罰になるということでございます。だから、うがった考え方で言いますと、教室の中に例えば、後ろのほうに立たせておくというのは体罰に入らないわけですね。学習を受けさせますので、しかしそれでは解決にはならないんですね。だ

から、今御指摘がありましたように、本人に対する懲戒という面で考えていきますといろんな面が考えられます。

この懲戒というのは、小・中学校におきましては退学とか停学というのはやることができないんですけども、「訓告」という言葉が使われております。訓告というのは、校長が特別にその子供に対していろんなしめつけたりいろんな条件を聞いたりいろんな指導をするという、訓告というのはできるわけですね。もちろん、それは特別校長が出ますので、また違った感覚でそれは指導していきます。しかし、それがもっともとなるのは、本当言いますとそこまでほったらかしておいたというのが一番私は問題じゃないかと思えます。見て見ぬふりしておるところにいじめとか体罰とか起きてきます。特にいじめはそうなのです。やはり日ごろからの観察といいますか、子供と接すること、ここがやっぱり一番教育的な眼点じゃないかと思っております。

そうであれば、子供の変化というのはいつでも登校時から学習時、昼食時、掃除の時間、帰るまで見れるわけなんです。この子供ちいっとおかしいと、日ごろの服装とかあいさつとか言葉遣いとかどんどん変わってきて沈んでいると、やっぱりそういう時期に早い時期に、その子供に話すというのも一つありましょうし、さらには、今のはいじめの問題で言いましたけれども、態度が横着になってきたときには、やはりそこでだめなことはだめとしっかり、本当にどうして君はそんなふうにするのかという、まずきちんと聞いてやるのが大切だと思いますね。聞いて、そしてそれを受容してやる、なぜかというやはりバックボーンをきちんとつかんでやって、そしてそれを共感しながらでも、そこに指導の手を入れる。昔の言葉を言ったらいけないかもしれませんが、「して見せて、言って聞かせて、させてみて、ほめてやらねば、人は動かじ」という言葉があるのは御存じだと思います。これはまさにそのことを傾聴して、そして、受容して共感しているわけですね。その子供というのはどうなるかといったら、自分がここにおるといふ自己存在感がはっきりしてくるわけです。そして、さらに自分でいろいろ決めていかなくちゃいけない。だから、考えさせるわけですね。自己決定していかなくちゃいけない。僕は1人じゃないんだ、聞く人がいっぱいいるんだと、やっぱりそういう指導を通しながらやっていかなくちゃいけない。それを見落としていくのがやっぱり体罰に走っている。体罰というのは本当言って先生方よく存じあげておりますし、そして、してはいけないと。意欲的な指導だと思いますけれども、そういうときにやっぱり出すということは、結局これは法に反しますから、後の始末が非常に大変です。今課長が申

し上げましたのは、簡単に申し上げましたが、本当に言いまして1冊ぐらいの本になります。それくらい学校の状況から、取り組みから、家庭との接触の仕方いろんなのが出てまいりまして、そういうのを起こしてはいけないわけなんですけれども、今申し上げましたように、もう1つできるのは何か。何度も注意しておってできないときには、御存じのとおり出席停止というのがございます。出席停止は学校がするのではなくて教育委員会ができるんですね。しかし、これをやりますと本当言うと学校の信頼性がなくなってきます。この出席停止というのは、本人に対する懲戒からという問題ではなくて、学校の秩序を維持するという面からやるわけですね。したがって、本人を家に帰して家で授業させるとかそんなじゃなくて、やはりある校舎の中の一部に部屋を用意してそして指導するということになります。その場合にも親の承諾その他もろもろの連絡等が必要になる。大川市の場合にもその規定がありまして、管理規則の中にその内容が記されておりまして、出席停止というのは伝染病の場合と性行不良の場合がございまして、それにのっとりながらやること。やること自体が本意じゃありませんけれども、ほかの秩序を保つためにはやらざるを得ないときもあるんじゃないかと。しかし、起こる前に、早期にそういうのは対処していくというのが基本的な教育の原点じゃないかと考えているところです。

以上です。

○議長（井口嘉生君）

5番。

○5番（平木一郎君）

ありがとうございます。訓告とか出席停止とかいうことの意味もちょっと教えていただきまして、ありがとうございます。起きる前にということがありましたけれども、私の学生時代のこととということで御理解いただきたいんですけど、子供の本性として、あの先生のとときにはおとなしゅうしておかんといかん。あの先生のとときには何やったって怒られんわて、騒ぎまろうが、窓割ろうが何しようが怒られんわという考えもありました。やはりそういったふうな形で子供だけが悪いという問題でもないかと思えます。やはりその先生たるものは確たる部分を言っていたのは教育者としての当たり前のことだと思いますので、その辺の問題もいまだに多分恐らくある問題じゃないかなと思っておりますので、そういった部分で余り前回の体罰の問題で、その先生に対して私はそういったことで裁判ざたになるのはとてもじゃないな、取り下げんといかんという気持ちで署名活動したんですけれども、悪し

き部分で、県教委のほうから手を出したということに対して懲戒処分ということがおりと。私はそういった話を聞いたときに、こういう問題があるなら、文部科学省とけんかしてでもそういった部分を守ってやらんといかんかなという気持ちは個人的に持っておりました。やはり教育者として確たる部分をつくらなければいけないと。

私が敬愛する福田恆存さんという方が、皆さん御存じかと思えますけれども、「なぐる教育が悪いからといって、なぐらぬ教育はいいとは申せません。生徒をなぐってはならぬという原則があって、しかも教師が怒りを発し、我を忘れて生徒をなぐったとする、それは悪いことかもしれない。が、少なくともその感情は本物であります。なぐられた生徒は本物の人間関係のうちに置かれているのです。それに比べて自他を意識した教師のにこやかな説得のほうで虚偽であるという場合が幾らでもあり得る。偽物の善より本物の悪のほうはずっと教育的だということを私たちは忘れてはならない。人間を信じるというのはそういうことです」ということのある文章がありますけれども、私個人で言えば教育の現場とはまた多少違うのかもしれませんが、私はこういったことのほうがすんなり子供としては、確かに子供のときにたくさんなぐられてきました。本当にたくさんなぐられて、卒業式にみんな仲間を募って何かしてやろうかという気持ちもあったんですけども、何かしらやっぱりそのときの先生の卒業するときの表情かれこれ見たら一遍に忘れて、ああ、この先生たちに教えていただいて本当よかったと思っております。そういう先生が今校長先生でいらっしゃって、なぐられた生徒が議員ということであつたら非常に縁というのがありますけれども、私はそういった先生のことを一人一人本当にうれしく思っておりますし、本当にいい先生たちにつかれて本当に幸せな学生時代だったなと今現時点では思います。

体罰すべてが暴力とは正直思っておりませんが、一番いけないのは親ということもあります。親への教育をどうするべきかということもありますし、地域というものも恐らくあります。昔は町なかにバンコを並べて、ちょっと悪いことをしたら、そのバンコに座っているおっちゃんやおじいちゃんたちからなぐられていました。騒ぐな、物投げるな何とかと、そういった文化が昔は大川の中でもあったと思います。

今この教育現場の問題でいろいろ抱えておられますと、本当に子供に物を教えるだけではなくて、親との関係、そしてそういう問題との関係、いろいろな問題があるかと思いますが、せめて地域でできる問題点は幾つかあるかと思いますが、その地域でできるこの教育という部分をよかったら数点教えていただきたいと思いますが、お願いいたします。

○議長（井口嘉生君）

学校教育課長。

○学校教育課長（武下博子君）

今、学校と家庭と地域というのは非常に連携をしているところなんですけれども、今、楽しい学舎ということで学校に地域の方からいろんな支援をいただいております。昨年の5月にもちょっと楽しい学舎の実績を載せたところなんですけれども、全市で20年度が1,300人程度学校にかかわりを持っていただいております。21年度も楽しい学舎への参加ということで1,400名程度の地域の方々が学校のほうにいろんな支援をしていただくということで登録をいただいております。このことは教育委員会学校教育課にとりましても、学校にとりましても非常にありがたいことだと感謝をしているところでございます。

楽しい学舎というのは、地域の方がそれぞれ自分の持っているもので学校に支援をいただいているというところで、一番身近なところで申し上げますと、学校見守り隊ということで、子供たちの登下校のときに地域で安全、安心の取り組みをしていただいております。それから、手助け隊ということで、学校での清掃活動、あるいは美化活動、それから地域の方々が自分の職業ですとか、いろんな特技を生かして学校の授業の中でゲストティーチャーということで学校に来ていただいております。それから、先生方を手助けしてくださる方ですとか、教職員のOBの方は授業の支援をいただいております。これは全部ボランティアでいただいているところでございます。それから、地域には青少年市民育成会議の中の各校区での取り組みということで、青少年育成会、あるいは子供会育成会というので地域の中でいろんな活動をしていただいております。家庭と親のあり方ということで講演会を開いていただいたり、地域で子供を育てる体験活動をしていただいたりしております。それから、中学校区のほうでは学校警察連絡協議会ということで、夏休みの補導ですとか冬の夜警、それから防犯パトロールなんかもしていただいております。ここの中で一番子供たちにさせていただいてありがたいと思っていることがこの体験活動の中身です。先ほど申し上げました環境の浄化運動、あるいは地域のお祭りに参加をするように誘っていただいている。あるいは地域でボランティアをするときに、子供と一緒に活動をしてもらっている。あるいは文化活動をしてもらっているとか、あいさつ運動をしていただいているというようなことをしていただいております。

その中で昨年の11月でした。田口校区のほうで子供会育成会のほうでは通学合宿というの

をしていただいたんですけれども、田口小学校の1年から6年生の子供が16名集まって6泊7日の通学合宿をしていただきました。子供たちが学校に行きながら自分たちで食事をつくって掃除をして後片づけをして学校に通うという、そういった共同生活でしたけれども、その中で中学生、あるいは地域の方々がいろいろと指導をしてくださっています。そういったいろんな体験活動ですとか、地域においては研修会ということで、ことしでしたでしょうか、大川コミセンのほうで「地域は子供のサポーター」という題で講演会があったと思います。そういったことで地域の方々にいろいろと御支援をいただいています。そういう一つ一つの積み重ねで子供を育ててもらっているかなというふうに思っております。まだまだたくさんあるかと思いますが、ちょっと御紹介をいたしました。

○議長（井口嘉生君）

5番。

○5番（平木一朗君）

ありがとうございました。教育の面においてもやっぱり地域がやらなきゃいけない部分がたくさんあると思います。本当に大川っ子を育てるということはもちろん教育だけではありません。地域と家庭、その3つが連携し合って大事に育てなければいけないと思いますし、最後のほうになりますけれども、地方分権・主権と進む中で私個人で言わせていただきますと、今の教育のあり方すべて、今子供たちの思想とかそういった国是とか国益とかを聞いてもなかなかそういういい答えが出てこない。むしろそれって何という答えばかりです。文部科学省が私はだめにした、ここ20年で失った文化じゃないかなと思っております。地方に任せた教育にすべきということも考えておりますので、それをまず教育ができるというわけではございませんが、地域だったらできると思いますので、寺小屋教室とかそういったものを開催して、儒教の教えとか美しい日本語そういったことに対してしっかりと指導をしていける立場でいたいと思っておりますので、ぜひとも地域、家庭の教育のあり方の基本というものを大きく今、本でいっぱい大川市でつくられておりますので、全家庭に行き渡るように広報活動をしていただきたいと思いますと思っております。

その辺で大変詳しい市長に、そういう学ぶ姿勢とか、そういったものに非常に詳しい武士道の考えをお持ちの市長のほうに、教育の現場のことに対して何か御意見があれば、最後にお願いしたいと思います。それをもって一般質問を終わらせていただきます。

○議長（井口嘉生君）

市長。

○市長（植木光治君）

教育の現場のことにつきましては、先ほど来、教育長及び担当課長が語る御説明したとおりでございます。私も後段のほうで議員がおっしゃいましたような部分といいますか、人としてのありよう、あるいは人と折り合いをつける、あるいは自助努力、自立する精神と、こういったようなものを学校だけに任せておいていいのかなという思いは強くいたしております。それは先ほど議員がおっしゃいましたように、学校と地域と家庭と三位一体の中でそういうものを子供の人間としての本当の力をつけさせていく、そういう努力は必要だろうというふうに思っております。その具体の手だてとしては、いろんなところで例えばアンビシャス運動でありますとか、先ほど担当課長が言いましたようなことが、それぞれの地域でそれぞれの工夫をしながらやっておりますので、大変心強いというふうに思っております。

これはまだ目の目をとといいますか、完成をしていないかもしれませんが、先ほどおっしゃいましたような美しい日本語でありますとか、論語の一節でありますとか、和歌の一節でありますとか、あるいは童謡であるとか、そういった美しいものを集めた本を今作成の途上でありまして、そういったものを具体の手段として道具として、そういった子供の内面の教育といいますか、人としてのありようといいますか、そういったものの心の耕しに使っていただければなというふうに思っています。いずれにしても、一義的には教育委員会、教育長以下の御努力がメインでありますけれども、私はそういう思いを持ちながら教育長ともよく議論をしているというところであります。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○議長（井口嘉生君）

ありがとうございました。

ここで暫時休憩をいたします。なお、再開時刻は14時45分といたしますので、よろしくお願いたします。

午後 2 時28分 休憩

午後 2 時45分 再開

○議長（井口嘉生君）

休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

次に、8番川野栄美子君。

○8番（川野栄美子君）（登壇）

それでは、通告に従い、一般質問をいたします。

私の後ろのほうの議員が1時間29分で終われるようにというふうにしておりますが、執行部の答えによっては早くなりますので、どうぞ御期待をしていてください。

一般質問の、まず最初いたしますのは、新幹線開通とともに観光戦略についてどうあるべきか、行政のほうはそれをどう考えているのか、戦略——戦うという字ですけれども、それにつきましてお尋ねいたします。

もう既に皆様方御存じのように、新幹線が博多まで開通するのは来年の春になってまいりました。この新幹線開通に当たり、東北のほうもそうですけれども、やはり近くに駅を持っているところは本当にいろいろなものをしておりますけれども、大川は駅は持ちませんけれども、それをどうやって利用して戦略とするのかというのはとても大事なことだろうと思います。

と申しますのは、私どもの基幹産業でございます木工産業が余りよくないということであります。この木工産業を踏まえた観光の戦略は、大川市にとりましてとても大事なものだろうと思います。

そういうことも含めました、まず最初にお尋ねしますのは、木工産業を含めた観光戦略としてどのようなものが考えられるのか。担当課はインテリア課でありますけれども、これは戦略でありますので、大川市全体で行政としてどういうふうにしたらよくなっていくのだろうかというものをお答え願いたいと思います。

次に、情報の発信とPRの推進ですけれども、やはり観光といたら情報であります。

2月の終わりに嬉野温泉のほうにちょっと用があつて行きました。2月でありながらお部屋は満室でとても多いわけですね。私もこんな2月に何でこんなふうな満室だろうかということで、その担当の方にお尋ねいたしました。なぜこの2月にこのように旅館が満室なのかということではありますが、1つとしては、高速道路の料金の払い戻しをその旅館がやっているとか、普通じゃない戦略としていろいろ考えて来ていただくというものをかなりしている。そういうところは大変お客さんが多いという。何もしなかったらやはり温泉地でもあります嬉野でも倒産したところはあるというふうにおっしゃっています。情報の発信とPRの推進。

2011年にはデジタルサイネージとあって、やはり電子看板みたいのがもうどんどんなってきました、2015年には携帯電話も普及しましたが、その次にはやるのがこれだろうと言われています。大体2015年にはこれが1兆円ぐらいのヒット商品としてなるだろうと言われています。そういうふうなものも踏まえたPRの推進をどう考えているのかということをお尋ねいたします。

もう1つは、新幹線の最寄りの駅、新船小屋とか久留米とかありますけど、そこから大川までの交通戦略としてどのようなものが考えられるのかということです。先ほど、市長の答えの中に市の路線バスの補助金の問題など出ましたけれども、市が必ず出さなくちゃならないというものもありませんし、どこかにこれを出させる方法はあるのかということもやっぱり考える必要があるんじゃないだろうかなと思います。

例としては、観光ではありませんけれども、佐賀のほうも佐賀のまちの路線がやはり赤字であるからというところで、佐賀のゆめタウンが自分のお客さんが来る場合には全部お金を払い戻しにする。そのかわりこのバス会社と提携してやるというふうなものをしますので、やっぱり考え方によっては、これも開発できるんじゃないだろうか。大川は汽車もない、それから電車もない、もちろん船もない、それから、バスは時々しかないというふうなところがどうやってその戦略を考えるかと。考え切れたら、これはうちもおもしろい観光地がありますし、木工産業というすばらしいものも含めていますので、私は火がついたらなかなかおもしろいものになるんじゃないだろうかなと実は思っています。

以上、新幹線開通と観光の戦略についての質問は終わります。

次です。2番目に、中心市街地の再生と優先事業についてであります。

中心市街地を見ますと、このあたりは道路がきれいになっていますが、特に商店街のほうを見ますと、ここが昭和62年に大川市の榎津地区の区画整備事業A調査が実施、それから、昭和63年には大川市区画整理事業B調査の実施、平成12年大川市中心市街地活性化基本計画の策定、平成14年に大川市土地区画整理事業の凍結というふうになっております。だから、何かをしようと立ち上がったらちょっとまたやんで、また行こうかなと思ったらやんで、そしてまた区画整理をやっていこうかなというところで来たら、今度は凍結になったということで、そこに住んでいる人たちの不満というものはやはり大なるものがあります。一つ、私もいろんなところを回った中に、行政と本当に信頼関係でやっていかなくちゃいけないけれども、やはり行政に対してなかなかああそうですかというふうにながめられないというような、

意見がやっぱりたくさんあったというところに、私は、やはりまちづくりというのは人づくりと言われていまして、この付近からやはり再度見直して中心市街地の再生をしないとかなかなか難しいのではないだろうかかとひしひしと身に感じました。それは、ある程度の方にお聞きしまして、そういうものが感じたわけでありまして。

ここでお尋ねいたしますのは、平成12年以降、地域住民の声としてどのようなものが挙げられているのか。実際、行政が把握している点を答えていただきたいと思っております。

また、中心市街地の空洞化、榎津地区が昭和39年5,547人、それが平成17年2,515人、54.7%少なくなっています。町なかにやっぱり人を集めなくちゃいけないというものはもうしつこく言われていますけれども、住む人たちを町なかに集める再生を行政は今からどのように考えてどのように実行していくのかというものをお尋ねしたいと思っております。

以上、簡単でございますけれども、壇上からの質問は終わります。

○議長（井口嘉生君）

市長。

○市長（植木光治君）（登壇）

川野議員の御質問にお答えをいたします。

平成23年春の九州新幹線全線開通は、観光面だけでなく、地場産業の浮揚においても好機ととらえております。

大川市では、観光戦略として次の3つを柱として考えております。

まず、1つ目は、広域的な取り組みであります。

大川市は、筑後田園都市推進協議会、定住自立圏等において、官民一体となった取り組み、また、自治体間では筑後地区観光推進協議会等での筑後地区の広域的な観光振興を図っております。

2つ目は、大川市の観光戦略で重要なポイントとなるインテリア産業であります。

町なか至る所に匠の技が息づいており、大川の優れたものを訪ねるマイスターツーリズムとして観光の主軸となるものと考えております。また、大川木工まつりは、産業と観光という点で最大の集客イベントであり、今年の春の大川木工まつりも含め、観光振興の面からも推進していく必要があると考えております。

3つ目は、情報発信であります。

昨年より空港での電照看板の掲示やテレビでのCM放送などを行い、メディアを上手に活

用することで大川の魅力の発信に努めており、今後も継続してメディア戦略を図ってまいります。

また、デジタル技術を活用したデジタルサイネージは、デジタル通信で多様な情報を発信できるとともに、クーポンやポイントの利用もできるなど活用範囲が広く、店舗など消費の現場でのピンポイント宣伝活用が広まっており、現在、商業ベースでの研究が行われていると承知をしているところであります。

次に、新幹線駅から大川市までの交通戦略についてのおただしであります。現在のところ、新たに設置される新幹線の久留米駅、船小屋駅、大牟田駅と大川市との間で、公共交通機関で直接つながらない状況にあることは非常に残念なことであると思っております。

このような中で、新幹線開通による3駅と大川市間の交通戦略の具体的な方法といたしましては、定期路線バスの設置、タクシーの利用補助、乗り合いタクシー、デマンドタクシーや送迎バスの運行等が考えられますが、いずれの方法も市の相当程度の財政負担が生じるという問題がありますので、費用対効果などについて検討をする必要を感じております。

いずれにしましても、大川を訪れていただくためには、交通戦略と同時に、まずは大川そのものの魅力をこれまで以上に高めることが何よりも大切であると考えております。したがって、みんなが訪れてみたいという大川を実現するための努力を今後も続けてまいります。

それから、次に、中心市街地活性化についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、中心市街地を再生する施策として、榎津地区において、昭和62年度から土地区画整理事業を進めてまいりましたが、平成12年から平成13年にかけて地区内関係者の聞き取り調査を行いまして、平成14年に、合意形成の状況、社会情勢の変化、市の財政状況などの観点から、土地区画整理事業については断念されたところであります。

その後、民間ベースによる都市再生モデル調査によるインテリアモール整備計画や敷地整序型のミニ区画整理、大川中央商店街活性化基本構想などの活性化策等が検討されています。

また、平成18年9月及び平成19年12月に、大川中央商店街振興組合と大川商工会議所との連名にて、改正まちづくり三法による中心市街地活性化基本計画の見直しや庁内推進体制の確立などの要望がなされ、平成20年10月、大川中央商店街振興組合から活性化策についての行政との対話を深めたい旨の請願がなされました。

私どもといたしましても、中心市街地の活性化は長年の懸案であり、平成12年度に策定し

た大川市中心市街地活性化基本計画に即した実施計画として、都市再生整備計画を策定し、本年度より事業に着手したところであります。

特に、中原交差点から東町交差点に至る沿線及び周辺地区につきまして、まさに、大川の中心部として「地域資源（人材）を活かした中心市街地の賑わいの創出」と「元気に暮らせる中心市街地の形成」などを目標に、地域住民、商店街、国際医療福祉大学、まちづくり団体などと協働での中心市街地まちづくり協議会を立ち上げ、ハード、ソフト両面から、中心市街地の元気再生を図っていきたいと考えております。

また、中心市街地の空洞化に歯止めをかけ元気を取り戻すために、町なか居住は大変重要な要素だと認識をいたしております。この課題につきましても、協議会の中で協議、検討をいただき、地域資源を生かした元気再生につなげていきたいと考えております。

壇上からの答弁は以上であります。答弁漏れがございましたら自席から答弁をいたします。

○議長（井口嘉生君）

8番。

○8番（川野栄美子君）

市長、御答弁ありがとうございました。

市長にお尋ねしますけど、1番の大川市の産業を観光にするということは、やっぱりこれは大事だと思いますけど、ここでちょっと頭を整理しなくちゃいけないのは、大川市の産業のことを私もパンフレットを何回かはぐってちょっとチェックしてみましたが、木工業と出たり、インテリアと出たり、木のたくみのふるさととかいうふうなもので、3つがかなり入り混じって出てきますので、大川市の産業は何なのと、絞る場合に何となく絡んでくる。今から大川市が進むのは、市長、たくみのほうに行くんですか、たくみといたらやっぱり手の技術的なものだろうと思いますけど、その付近のところを何となくわかりにくいとかいうふうなもので、私は大川市におるので大体意味はわかりますけど、知らない人に言う場合に、木工業といたらもう家具を指します。インテリアといたら美的なもの、美術的なものを指すわけです。それがかなり3つが入り混じって成っている。じゃ、大川の戦略として何を売っていくのかというものを——何でしょうか。

○議長（井口嘉生君）

市長。

○市長（植木光治君）

インテリア産業——木工業というのをかつてインテリア課というものをつくった折に仄聞するところによりますと、木工ということで470年の歴史を刻んでまいりましたけれども、やはり近代的な名前ということも必要だろうということで、いろんな思いが込められてインテリア産業というような呼び方にしようということで、課の名前もインテリア課ということになっているわけですが、これを行政の中で統一的にしているというわけでもございませんで、主にインテリアというのが今の業界も含めて一般に膾炙かいしやされているといえますか、口の上に上っている言い方だろうと思います。

それから、たくみということですが、これはインテリア産業という物づくりの中核である技、技術ですね、これがまさに470年の歴史の中で積み上げられてきているわけでありますから、インテリア産業ということと、たくみということは、これは基本的にはインテリア産業を支える精神といえますか技術というか、そういうことで、たくみのまちということを使い分けしているということではないかというふうに私は理解しています。

○議長（井口嘉生君）

8番。

○8番（川野栄美子君）

今、市長が御説明されましたけど、聞いているだけでもなかなかやっぱりわかりにくいですが、外に向けてどういうのかと。私はわかりました、市長が何をおっしゃっているか、よくわかりました。でも、これは観光を戦略として売るんですから、やはりわかりやすい言葉で、大川ってこんなまちよということと言わなくちゃいけないだろうと思うわけです。だから、「匠」というその文字も、それはもう中身はわかりますけど、実際にたくみを調べてみますと、市長も心配されているように、手づくりでやっている方がなかなか少なくなっているから大事にしないで。これが基本でだんだんインテリアのほうになったから、原点はとてども大事にしないでいけないだろうということをも市長も思っているし、私も思っているんですけども。木工のほうを戦略として売っていきますけれども、その中に、じゃ、何と言われたときの、何という一言の答えが、一番気になるのがぼおとぼやけているわけです。そこを戦略として皆さんたち行政の方が出したら本当にわかりやすくなっていくだろうと思いますが、その付近が戦略としてやっぱり大川市は少々わかりにくいとやないだろうかなと私は思うんですけども、副市長、先ほど手を挙げられましたが、この付近

どう思われますか。

○議長（井口嘉生君）

副市長。

○副市長（福島裕幸君）

今の御質問ですけれども、確かにわかりやすい表現で戦略というものを表現するのは非常に大切なことだと思います。

例えば、インテリア産業、あるいは木工産業、いろいろな呼び方がある、それぞれに定義を決めてもいいのかもしれませんが、それというよりは、例えば、大川はまち全体がインテリア関係のショールームとかいう、もう一步踏み出したようなイメージをキャッチフレーズなりなんなり戦略をつくっていく上で新しいワーディングをしていくというのは恐らく必要だと思います。それはむしろ広く皆さんの御意見を集めて、その中から最もいいようなものを、例えば、業界の方と議論をする中でそういうのが出てくるとかいう中で考えていくというのが非常に重要だと思います。まさに御指摘の点、重要だと思いますので、その辺はこれからの一つのポイントだというふうに思っております。

以上です。

○議長（井口嘉生君）

8番。

○8番（川野栄美子君）

今、副市長がおっしゃったように、私は行政だけで考える必要はないと思うわけですね。やっぱりいろいろな方を多く含めてうまくそれを利用していくというのが行政の戦略の一番大事なことだろうと思うわけです。

それと、けさからニュースで流れていましたけど、仙台のほうの新幹線が来る中に、戦略として、市民の皆さん、あなたたちは何をやりたいのというふうに公募したと。春はねぶた、ねぶたを使ってはねこをみんな募集してそういうようなイベントをやりたいというふうなものが上がってきたと。秋は野菜村をして、地元でとれる野菜をたくさん集めて、そして、食の祭典をやりたいということが市民の皆さんから出たそうです。秋はハロウィン、カボチャのパレードをしたいということ、こんなものをやりたいということで、じゃ、それをやりましょう。具体的に企画を立てるのは行政が立ててやったというわけですね。でも、この中で、ここの市長さんが言ってありましたけれども、じゃ、これをやるためには何を基準でや

るのか。これを推進するために、ただただこれをやりたい、これをやりたい。何のためにやるのかということを書いてあったんですけど、みんな募集した人のアンケートの中に、私たちはこのまちが好きだからこの行事をやりたいんです。つまり、郷土愛がなかったら観光もないというわけですね。だから、私は観光戦略の中に、行政の皆さん、ぜひ考えてもらいたいのは、自分たちの課だけで考える、市長、それから副市長、教育長、このあたりだけではなく、そういうものを一般に市民の皆さんにどうですかというふうにして、それから答えをもらって、そして、やるというふうな方法もとても今からは大事になってくるんじゃないだろうかなというふうに感じました。そして、そこに住んである方々はなかなか知恵がある方もたくさんいらっしゃいますので、やはり大川はこれだけいいものがあるって、ただ少々交通の便の悪さも含めてなかなか来られないからというふうに逆手にとってやる方法もいっぱいあるんだろうと思いますけれども、ただいま申し上げました、市民の皆さんに観光戦略はと、もちろん観光課とか、ボランティアの方もいらっしゃいますけれども、私はそれを聞いてなるほどと思いましたけれども、市長、いかがでございましょうか。

○議長（井口嘉生君）

副市長。

○副市長（福島裕幸君）

お尋ねの件でございませぬけれども、まず、観光という意味で最も重要なのは、そこに置かれているまちがどういうメッセージを発しているか、そして、どれだけの魅力を持っているか、これが一番重要だと思っています。そういうものがあれば、恐らく交通の部分というのは、それを埋めるためにだれかが、あるいは民間の旅行の会社とかそういうところがその観光を目指すために何らかの手だてをするかもしれません。あるいは、ハード的なものというのは後からついてくるのかもしれません。むしろ重要なのは、やはりどういうイメージを発信して、あるいは受け取るほうはどういうことをそのまちに求めたいか、その市に行って何をしたいか、そういったものがきちんと届いているかが物すごく重要だと思っています。

そういう意味で、この前も申し上げましたけれども、産業と観光という非常にいい素材がある市でございませぬので、そういうものを何かのキーワードできちんと結びつけて、そして、訪れて来られる方にメリットがあるように、あるいは魅力があるように出していくというのが大事だと思っています。それが自動的に交通戦略にもつながってくるんじゃないかというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（井口嘉生君）

8番。

○8番（川野栄美子君）

副市長にお尋ねいたします。

大川に来られているんなところを見られたと思いますけど、私たちはどっぷりこの大川につかっていますからよさもよさと見えないところもあるだろうと思いますけど、例えば、木工産業、木工をしている会社の中で、おお、ここはすばらしい、この会社を見せたいというところがありましたら、ちょっと言っていただけませんか。

○議長（井口嘉生君）

副市長。

○副市長（福島裕幸君）

個別にはちょっと申し上げませんが、幾つか参りまして、ああ、これは自分が思っていたイメージと違うことをやっていたら、非常にとんがったこととか、非常に特徴のあることをやっていたら、というのは感じる場所は幾つかございました。いわゆる一般的なイメージとしては、例えば、食器棚とか、普通の婚礼家具とかというイメージというのが強いんだと思うんですけども、必ずしも今はそうではなくて、非常に狭いんですけども、強く消費者が求めているものに、そこに投げ込んでいかれているような、商品を投げ込んでいかれているような、そういう会社もありました。

したがって、一つはそういうものをもっと広く、あるいは消費者の方々に届くように、どういう年代の方に、どういう地域の方に届けるかという問題はありますけれども、きちんと届くように発信していくということが大切だと思っております。

その一つは、もう既にテレビコマーシャルとかで去年からやっておりますと、ああ、こういうものもあったのかということで、木工まつりあたりにお出かけになられて非常にびっくりしたと。こんないいものを扱っているのかというふうなアンケート結果にも出ておりますけれども、そういった形の結果にもつながっているということでございますので、一つのヒントなり方向性じゃないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（井口嘉生君）

8番。

○8番（川野栄美子君）

今、副市長がどこかありませんかと聞いたら、ちょっと名前を言うのはというふうな感じでおっしゃいましたが、私たちもそうなんです、行政もそうなんですよ。どこかといったら、御商売をいろいろされているから、いろいろ名前を挙げられるというのはなかなか難しいところが、何かここが推進しない何かやっぱりするわけですね。私もすると、あんだ、何であそこばかりお客さんを言うかと私も言われたことがあるし、なかなか難しいんですけども、やはりこれをどうやって本当、宣伝していくのかというものが戦略として本当にしっかりしたら、みんなもやっぱり宣伝マンになっていいだろうと思うわけですね。だから、もうそういうところをある程度クリアするといいいものになってくるんだろうと思います。

私は観光PRにテレビとかそういうのを出せばいいことはわかっていますけど、観光PRには、やっぱり4つか5つぐらいの要素を含めたものがないと観光PRにならないと言われたんですよね。だから、観光PRとは何ですかと聞いた中に、やはり状況力——状況を見る力がないと観光PRにいけないと。それから、商品力、これがないといけない。広告力、これがないとできない。それから、売るですね、販売する力がないとできない。そしてあとは、組織力がないとできない。これを5つぐらい含めて観光PRというんですよと。ただテレビばかり言うんじゃなくて、そういう状況力を、この一番基礎的なものがなかったら観光PRにならないんですよというふうに言われたんです。なるほど私たちは宣伝をするというものの、何かその付近ばかりしているけれども、もっともっと手前のところの一番大事なようなものをよく知っておきなさい。そういうものでないと観光PRができませんと言われて、ああ、なるほど、こういうふうなものが観光のPRの戦略の基本中の基本であるかということも私も気づかせていただきました。

そこで、市長にお尋ねいたしますけれども、大川市は家具産業のほかにもいろいろな観光地を持っています。市長も行かれたそうですけれども、先日、清力美術館で欄間展がありましたけれども、そういう欄間展なんかも非常に美術館ではよかったという評判であります。今度は、古賀政男先生の歌を推進するものが3月にあるんですけれども。

そこで、これは提案型の質問でありますけど、観光戦略として大川検定をやったらどうだろうかというような提案的な質問もさせていただきます。それは、観光戦略の中に私は入れてほしいと思うんですけど、それよりももっとこの検定を受けることによって大川が大好き

になつてもらいたい、お友達になつてもらいたいというふうなもので、大川検定はどんなものだろうかと思うのです。やはり検定するにはたくさん資料がなくちゃいけないんですけども、古賀政男さんの曲は5,000曲ぐらいあると言われてます。これは資料として十分あるだろうと思いますので、古賀政男先生の歌と木工の検定をやつたらなかなかうまくいくんじゃないだろうかなと思います。

中身につきましては、ちょっとあるあるんですけども、そういう検定をやつて大川を観光戦略の中に入れる一つとして提案的な質問ですけども、いかがなものごさいしょうか。

○議長（井口嘉生君）

副市長。

○副市長（福島裕幸君）

私から検定につきましてお話しさせていただきます。

今ちょっと思いましたのは、検定でどこにどういうものを発信していくのかというのももう少しお伺いしたいと思うんですけども、その前に、やはりそういう検定でもってこのことを知っていただく。あるいはこのことを知っていただいて、またPRにそれを使っていただくというものだというふうに理解してお話をしますと、それも一つだとは思いますが、やはりテーマを何かに絞つてやるということが、もしやるにしても重要だと思います。そのテーマを絞るときに、いろいろなものが魅力がある、観光地があるというふうなことで非常に広がってしまいますと、なかなか今度はまた焦点がぼやけてしまつて何の検定なんだろうかと、わからないというふうになってしまうのが非常に危惧されますので、その辺のところの一つのポイントかなとは思っております。

以上でございます。

○議長（井口嘉生君）

8番。

○8番（川野栄美子君）

大川は古賀政男の歌が流れるまちですから、歌の流れるまちとして古賀政男先生を中心とした検定をやつて、観光の戦略の中の1つにしたらどうだろうかということでもあります。1つです、歌というところがキーポイントになります。

○議長（井口嘉生君）

副市長。

○副市長（福島裕幸君）

それは一つ考えられる案だとは思いますが。ただ、そこをどういう担い手でもってやっていくのかというのが出てくると思いますが、そのあたりは十分に検討をしていかないと、仮に市が直接やるということは、検定ものについては余りやれないんじゃないかというふうに思いますので、そこを推進していく、そして、それをきちっと発展させていくような強い意志と、それから動機をお持ちのそういう固まりがあるかどうかということだと思います。

以上です。

○議長（井口嘉生君）

8番。

○8番（川野栄美子君）

必ずしも行政にそれをする必要があるんでしょうかとおっしゃいましたが、なるほど必ず行政がしなくちゃいけないという理由はないだろうと思います。ただし、そういう知的な部分も入れた観光戦略も必要ではないんでしょうかというような提案でありますので、これも十分検討をしていただいて、必ずしも大川の行政がやらなくていいんですよ。やっぱりそういうふうな部分も必要だから、だれかにこれはやっぱりやっていただくようなものに戦略として考えたらどうだろうかということで、必ずしも行政がしてくださいという意味ではなくて、そういうふうなものを申し上げましたから。ただ観光はある程度付加価値を、よそと違うようなものをしないと浅くなってしまうわけですよ。だから、メディアでも注目するような感じ。古賀政男音楽祭と検定試験が前夜祭にやって、これをやるというふうな感じのものを持ってきてつけてやるとか、やはりそういうような、1つだけするんじゃなく、そういうものも入れたある程度の観光戦略としてやったらどうだろうかという提案で言っておりますということでもあります。これはもう別に議論する必要はないだろうと思いますけど、そういう提案があるということだけして、もし行政のほうもそれが頭にありましたらそういうものも、ここの団体にやってくださいというところがあったらやってもらったらいいいし、また手を挙げていってしてもらってもいいだろうと思いますので、ただ私は例を言ったんですけど、そういう戦略もいろいろする必要があるんじゃないだろうかなと申し上げました。いかがでございましょうか。

○議長（井口嘉生君）

副市長。

○副市長（福島裕幸君）

まさに御指摘のとおり、私も全く同感でございます。一つの戦略として柱になるものを考えていくというのは同感でございます。ですから、一つの提案として私も考えてみたいと思っております。

以上です。

○議長（井口嘉生君）

8番。

○8番（川野栄美子君）

先ほど市長から、大川市は3つ戦略として考えているということで、広域を取り巻くようなものを行っているということでもありますけど、これは前から広域につながっているというけれども、この効果は上がっているんでしょうか。この効果——なかなか広域事業はありますけど、いろいろなパンフレットももらいます。でも、今までも広域の取り組みはあっているんですけど、何となくまだ何か、おお、つながっているという感じは余りしないんですけど、担当課はどうでしょうか。やっぱりこれはつながっていい取り組みだと実感してあるんでしょうか。

○議長（井口嘉生君）

インテリア課長。

○インテリア課長（田中稔久君）

言われるとおり、広域で連携を組みながらいろんな事業をやっておりますが、実際には端的に出てきているのはあります。スローフードフェスタというのを筑後地区でやっております。これは、昨年の秋に久留米駅を中心としてB1グルメみたいなものがありました。そこで、大川からもよその市町村からも一緒になって筑後地区でのスローフードという形で結構お客様も来られましてテレビ関係の取材も来られました。こういうものは広域的に一緒にやっていくことによってやっぱり皆さんが目を向けてくれるかなど。これはどこの市ですか、どこの食べ物ですかということで、大川に来ていただいたりとか、そこで情報を発信して観光のほうにも結びつけることができると思います。ただ、ポイントとしてはそういうところだけが中心になっていますけれども、筑後地区全体での旅行するのに、1時間コース、4時間コース、そういうものに各自治体がこういう観光のポイントを載せながらお客様を都市圏

のほうから誘客事業という形で呼び込んでおるところでございます。

○議長（井口嘉生君）

8番。

○8番（川野栄美子君）

市長、それから副市長、担当課の田中課長がお答えいただきましたけれども、全体的に聞かしまして、新幹線は開通していませんけど戦略はまだまだ間に合うだろうと思います。もうちょっとやっぱりつき込んで本気に実行するために考えないと、ただ一般質問に川野がこんな言っただけ、答えばこんなふうに出せばいいというふうなものだったら私もしませんよ。本気になってやっぱりしてもらわないとつまらんじゃないだろうかなと思います。市民はこの不況をどんなふうな感じで乗り越えていこうかと。新幹線が来るんならせめて観光バスぐらい来て、たんす1つでも買ってもらいたい、見てもらいたい。せめて買わんなら見てもらいたいと、これぐらいのひしひしした希望を持っています。ですから、本当に戦略を考えてもらわないと、うちの議員がだれか言いましたけれども、やはりこの大川の愛着心がだんだん薄れてきます。愛着心が深まるような感じでやっていただきたいなと私は思います。また、やるだけの能力を持っている行政の方がたくさんいらっしゃいますので大変期待をいたしております。しっかりこれは戦略でまだ考えてもらっていいですので、新幹線が通るまで来年の春まで来ておりますが、ぜひお願いしておきたいと思っております。

それでは、次の質問に入ります。

中心市街地の再生と優先事業についてであります。今聞かしまして、議会も、それから行政がおっしゃるように、中心市街地の再生はとても大事であるということをおっしゃっています。私たちも議会として何とかここが再び活気を戻して、そして、ここに住む人たちが笑い声が聞こえるような中心市街地になったらいいなということをおっしゃっています。ただ、ここを再生するために一番大事なことは、皆さんたちは今何をやりたいのかということをおっしゃらないと、市民の皆様は考えはばらばらであります。私はここを回っていて一番もう本当にかっかりしたというか、ええ、と思ったのは、市長を初め、うちの議会も賛成しましたけれども、あそここのところに橋をかけました。植木商店の後ろのほうに橋をかけて、国際医療福祉大学、そこそここの商店街をつなぐというふうなものをしまして、これで何かいい方向に行くんじゃないだろうかなと思いましたが、全然あそこは人が通らないと。だから、通らないような感じのものに予算つけて橋をつくって

もらってから、あれが何になりますかと言われたときにはもうぎくっとしましたね。私たち議会も賛成した人間の一人でありますけれども、でも、かけたらそれが本当に通っていただくようなものにしなくちゃいけないなと思って私は責任を感じました。そのためにはあの付近のところを本気で再生をするようなものが何かないと、どこからしたらいいのと、そのどこさえわからない。今、行政の答えとしては、協議会を立ち上げておりますのでそこでよく話を聞いて、そしてやりますからというようなお答えだったろうと思いますけれども、じゃ、行政は再生のためにどのような提案があるのか、ここで聞かせていただきたいと思います。

○議長（井口嘉生君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（川野徳秀君）

どのような提案があるのかということですが、先ほど市長のほうからも御答弁申し上げましたけれども、基本的には、特に14年の区画整理を断念すると。それ以降、まちづくりをどうするのかということがございました。それで、基本的な問題として、中心市街地の活性化を図らないかと言いながらも、その一番の動向を左右する区画整理が頓挫をいたしまして、さ、どうするかということで行政も地元も頭を抱えられたらと思う。その後、商店街のほうからも商工会議所と連名で何回か要望もございました。

そこで要望がありましたのは、やっぱり活性化のために市が何をしてくれるのかということが1つございます。もう1つは、市として推進体制を強化してくれということがございます。その2つの問題について、率直に言って議論が余り行政の中でもなかった面もあるかと思えます。ただそうばかりもしておられないということで、特に大学が来まして、大学と一緒に商店街の振興というのは、これは切り離してはできないということもございましたし、それと、小保、榎津の町並みも含めたところで全体的に底上げをしていこうと。そのためには、都市再生整備計画ということで、市としてのプランになるものをまず打ち出して、それが発火点となって活性化につなげていければなということで昨年の3月に策定したわけでございます。と同時に、市の推進体制といたしましても、まちづくり推進課を立ち上げるということでバックアップ体制もできたところだというふうに思っております。この間、1年間いたしまして、小保、榎津の藩境のほうでは、いわゆるまちづくりのための協議会が立ち上がりまして、そこでいろんなアイデアを出していこうという具体的な動きが出てまいります。

それと、中心地の商店街につきましても、先ほど市長からも答弁いたしましたように、その協議会を立ち上げようということで今進んでいるわけでございます。何といたっても地元の熱意、やっぱり機運が高まるかどうかというのがこれにかかっていると思います。幾ら行政が音頭をとっても、やはり地元の方がどういうまちをつくりたいのかということを出していただく、これが一番大事だというふうに認識をしております、そういった意味で、できるだけ早目に協議会のほうで、例えば具体的に、先ほどの木橋をかけましたけれども、このまちを生かす方法はないのかと。そういうアイデアも出し合っていきたいと。あれは使いようによっては——使いようによってはという言い方は語弊がありますがけれども、大学と商店街を結ぶかけ橋でございますので、非常にいろんな活用方法はあるというふうに思っております。

そういったことも含めまして、市として一応、中原から東町までの美装化というのもあわせて考えることによって、例えば、お年寄りの方の通行が非常に動きやすくなると。そのことで、あそこのお年寄りの方が立ち寄られる、そういう商店街にしていきたいというふうなこともバックアップできる分はそういったことを今は考えておるところですけれども、それに加えて地元の方から出していただくアイデアをもとに、例えば、国とか県からの補助事業とかそういうことがあればできるかもしれませんし、そういったものを具体的に今後検討をしていきたいと。その橋渡しの役割がやっぱり行政ではないかなというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（井口嘉生君）

8番。

○8番（川野栄美子君）

るるありがとうございました。

市長にお願いしたいことがあります。

私はあそこの商店街をいろいろ回りまして、やはりここが高齢化も進んでいるし、自分ところの店は今からどうやっていったらいいのかというふうに、アイデアを出せと思ってもなかなか出ないというような方もいらっしゃいますが、せめて3カ月か4カ月ぐらいでもいいんですけれども、空き店舗のところにもまちづくり推進課でもいいですけど、ちょっと一人ぐらいあそこに来て、本当に実態はどうなのかということをやっぴり聞いていただくようなものをしていただけないかな。そうすると、何かということが出てくるんだろうと思います。

課長もおっしゃいましたけれども、何かが出てこないとやっぱりアイデアも何もできないんじゃないだろうかなと思って、私はあそこのところ回らしてそう感じました。でも、私がそのところをしてくださいという権限もないんですけれども、やはり協議会が立ち上がったからそこに聞けばいいということじゃなくて、その中も出てこれない人があるから、本当に行政とは一体何かといったら皆さんの意見を聞くというところの姿勢はとても大事だろうと思います。この付近だけ二、三か月でもいいんですけれども、聞く人をあちらのほうにして何でもいいから御相談に来てくださいというところの、1年間するといってもなかなか難しいんですけれども、それくらい優しい行政であってもいいんじゃないだろうかなと私は思いましたが、市長、何かそういうふうなもので、この商店街が再度元気になるということは、やはり優しい言葉かけ、そして、本当にじっくり聞くゆとりの耳が私は必要じゃないだろうかなと思いましたが、いかがなものでございましょうか。

○議長（井口嘉生君）

市長。

○市長（植木光治君）

もうおっしゃるとおり、聞くというのはとても大切なことだと思っておりますし、それゆえに制度としては、出前市役所といいますか、そういったものも活用をしていただいておりますけれども、御指摘のようになかなかそういうがっちりしたものを持ち込みますと気軽に行けない面もありましようから、聞くということについてはとても大切なことでもあります。そこに常駐させるかどうかはいろいろあると思っておりますけれども、職員をまめに現場に行っていて、現場といいますか地域の声を聞く。特に、中心商店街といいますか、そのあたりの意見をつぶさに聞いていくと、そういう努力はしていきたいというふうに思います。

○議長（井口嘉生君）

8番。

○8番（川野栄美子君）

ぜひ市長、それをしていただきますと何かいいものが出てくるだろうと思っておりますので、ひとつ努力をしていただきたいなと議会のほうからお願いいたします。

まちづくり推進課は担当課の川野課長も精力的にいろいろなものになってあってアイデアもいろいろある、勉強もしてありますし。やはり行政が持っている情報をわかりやすく説明すると、ここにはこういうものをしていいだろうというようなものもやっぱり出てきて意

欲が出てくるだろうと思います。

やはり一番大事なものは、ちょっと信頼を失いかけた行政と市民とがもうもとのようになるようなものには、やっぱりあれだけ間がありましたからすぐはならないと思いますが、徐々にやっていけば本気に皆様がなられるんだろうと思います。

まちの中に老人が住むためには元気な老人の補助金なども県のほうにもある。課長はよく御存じですけれども、そういうふうなものもやろうと思ったらできないこともないだろうと思いますし、ひとつここは言葉だけではなくて、行政も本気になっているんですよというふうなものを踏まえたら、きっと商店街のほうもそれにこたえられる能力を十分持つてあると思いますので、このことを再三申し上げ、私の一般質問はこれで終わります。

○議長（井口嘉生君）

ありがとうございました。

ここで暫時休憩をいたします。

再開時刻を3時55分といたしますので、よろしく願いいたします。

午後3時38分 休憩

午後3時55分 再開

○議長（井口嘉生君）

休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

この際申し上げます。本日の会議が午後5時に至ってもなお終了し得ないときは、会議規則第9条第2項の規定により時間を延長いたしますので、あらかじめ申し上げておきます。

次に、7番石橋正毫君。

○7番（石橋正毫君）（登壇）

皆さん、こんにちは。最後の質問でございます。用途地域内の道路・クレーク等の環境整備についてお伺いをいたします。

議席番号7番、ニューウエーブの石橋正毫であります。昨年12月議会におきまして、大川市第5次長期総合計画基本構想が、また今年1月臨時議会におきまして、平成22年度から平成26年度までの5年間の基本計画が提案され可決されたところであります。大川市の未来像を「活力、誇り、人を育む水と緑のまち 川郷 おおかわ」と表現し、今後10年間の市政の目標が策定されたのであります。私も大川に生まれ育ってきた大川人といたしまして、また、7年間の議員としての市政に携わってきた私の政治スローガンである「あなたとともにまち

づくり」の信念のもと、この基本構想及び計画に同意をいたしたところであります。

「あなたとともに」のこの「あなた」とは、すなわち地域の住民、市民はもちろん、同僚の議員、それから行政の執行部、一般職員に至るまでが「あなた」ということで、協調の上に尊敬と信頼をもってともにまちづくりに当たっていかうとするものであります。前議長の故岡正成先生がよくおっしゃっていましたが、「切磋琢磨」という言葉を使ってあったことを思い出します。切磋琢磨してともに健全な市政を運営していかうと思っておるところであります。

ちなみに、第4次マスタープランのキャッチフレーズは、「目指せ元気、快適空間インテリアシティ おおかわ」でありましたが、その10年間において、世の中は高度経済成長期から大きく後退をして、長引く不況のもと、私たち市民生活は快適とはほど遠い結果を迎えているのであります。第5次マスタープランにおいては、「水と緑のまち 川郷 おおかわ」とイメージを一新したと思うのであります。大川市を穏やかで住みやすい、なおかつ活力あふれた新鮮なまちとして再生していくことをあらわしたものであると思っております。

しかし、大川市のまちづくりは都市計画から見ても容易なものではありません。大川市の総面積3,361ヘクタールのうち、78%を占める2,632ヘクタールの区域は農業振興地域として農業構造改善事業により基盤整備が完了し、現在、クリーク防災事業による水路整備が進められ、近代農業の条件が整えられつつあります。私が今回訴えたいのは、市内の22%を占める729ヘクタールの用途地域内の改善であります。

中心市街地は今回別といたしまして、農地195ヘクタールを含む市街地周辺地域の問題について質問をいたしたいと思っております。

高度成長期には宅地化が進み、虫食い状態に住宅団地等がつくられ、道路は狭く、クリークは埋まり、生活環境、農業環境は最悪の状態に陥っているではありませんか。基本構想の将来都市像の項では、「私たちが心から住んでよかったと言い、みんなから住んでみたいと思われる大川をつくる」とありますが、まず用途地域におけるビジョンについてお示しいただきたいと思えます。

次の道路の改善についてであります。この地域の市道は狭く、未舗装の道路が多数残っております。従来、農道と称されていた未舗装の道路は、クリークに沿った路線も多く、雨の日は車の通行ができないところさえあります。このような状態は一刻も早く改善すべきであると思うのです。市はこの現状をどうとらえてあるか、道路の舗装率、他の地域との比較等

についてお示しいただきたいと思います。

また、用途地域を長期的に見た場合、地域の活性化には幹線道路の新設が不可欠であります。国道442号バイパス、国道385号バイパス、有明海沿岸道路の見通しがついていた今、都市計画道路堤上野線の完全整備、それに続く上野大橋線の442号バイパスへのアクセス等により用途地域北部の開発を促す必要があると思いますが、いかがですか、御答弁をお願いいたします。

次に、クリークの整備について伺います。

用途地域も大川・三又校区から田口・川口校区と状況もさまざまではあります。この際、地形的に特異な大川校区・向島地区について伺います。このうち若津地区においては、都市下水路が整備されていますので、上野向島地区について伺います。御答弁、よろしく申し上げます。この地区については、旧来の水利慣行に基づいて用水が供給され、また排水もされており、クリークののり面崩壊や泥土の堆積が進み、水質の悪化も極まり、住環境としても悪化をいたしております。この現状をどうとらえ、どう改善していくのか、当局の取り組みについて伺います。

以上、3つの観点からお尋ねをいたします。御答弁、よろしくお願いをいたします。

なお、副市長へのお尋ねは自席からいたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（井口嘉生君）

市長。

○市長（植木光治君）（登壇）

まず、用途地域内の総合的な整備について、どのように考えているかという御質問でございますが、議員御承知のとおり、用途地域制度は都市における住居、商業、工業などを適正に配置することにより、機能的な都市活動の確保と秩序あるまちづくりを目的としております。また、土地利用や建築物の規制、誘導を行って秩序あるまちづくりに資するものであります。

本市の用途地域内の整備につきましては、用途に応じた都市の良好な環境を守り、秩序ある都市機能の発展を図るため、都市計画道路の整備を初め道路、公園、都市下水路等の公共施設整備を含め、用途地域内のまちづくりを総合的に推進していかなければならないと考えております。特に、都市計画道路堤上野線や上野大橋線は、有明海沿岸道路、国道442号バイパスなど広域幹線道路とともに道路網の骨格を形成する主要な道路であり、整備優先順位

の高い路線であります。

議員御承知のとおり、有明海沿岸道路にアクセスする堤上野線につきましては、大川中央インター側から旧小保踏切まで市で整備をし、県の街路事業にて県道水田大川線までの整備が進められております。

国道208号以北の区間につきましても、市街地と久留米方面を結ぶ幹線道路として重要な道路であり、次年度以降、県との協議を進め、事業化を目指してまいります。また、上野大橋線につきましても、国道442号バイパスと連絡し環状道路を形成する重要な路線であり、整備優先路線として堤上野線と一体の事業化について検討したいと思っております。

次に、用途地域内の道路改善についてお答えをいたします。

石橋議員御指摘のように、用途地域内にはまだ狭隘道路や未舗装の道路があることは承知をいたしております。

市といたしましては、道路を市民の方々に安心して通行いただけるよう、必要に応じて維持補修を行うとともに、道路狭隘部の補修では、路肩修繕等の際に擁壁を設置するなど幅員確保に努めているところであります。

また、道路の舗装につきましては、道路の劣化の程度を勘案しながら取り組んでいるところでありますが、同地区の未舗装部分については、今後、3ないし4年を目途に舗装化を進めていきたいと考えているところであります。

次に、用途地域内のクリークの整備についてお答えをいたします。

向島地区の農業用水については、新酒見堰の操作開始と木之元樋管からの取水によって一定の改善は見られているところであります。しかし、地形や泥土の堆積等により全体への水の流れが思わしくなく、農業用水の確保に苦慮しているところであり、現在、泥土のしゅんせつに取り組んでいるところであります。

当面は、水の流れがスムーズになるようクリークのしゅんせつやポンプアップなどを着実にを行い、のり面崩壊箇所については、木柵等により緊急な復旧に努めてまいります。

中期的には、補助事業により全体的な幹線水路の整備を検討し、実施を図っていく必要があると思っております。

壇上からの答弁は以上であります。

○議長（井口嘉生君）

7番。

○7番（石橋正毫君）

御答弁ありがとうございます。私も初当選以来、用途地域のクリークや道路等の問題につきましては常々要望を強くしておるところでございます。今回の要望に対しましても、例えば、未舗装の道路については三、四年で集中的にやるんだという積極的なお答え、また、水路の整備についても前向きに整備していくというお答えをいただきましたことは一定の評価をいたしておきたいと思うところであります。

ここでですね、先月、2月の12日、副市長におかれましては、本木下林地区の幹線水路から向島地区のクリークの視察をしていただきました。私も同行させていただきましたが、その際の率直な感想というものにつきまして、お伺いをしたいと思います。

○議長（井口嘉生君）

副市長。

○副市長（福島裕幸君）

2月の12日でございましたけれども、あの寒い中、私も初めてクリークに参りましたけれども、御一緒にいろいろと御説明いただきました。本当にありがとうございました。

率直な感想ということでございますので申し上げますと、まず、国営水路関係から幹線にかけて、先ほどおっしゃいましたように見ましたけれども、かなり水をたくさんたたえてですね、かなり整備が進んでいるというふうな感触を持って、そのときも感じました。ただですね、その一方でやはり支線といいますか、少し小さいところの水路につきましては、水の流れが悪くてたまっているというふうなところも正直言ってございまして、こういうところにつきましては、現状をやっぱりきちんと把握しなきゃいけないんだなということを強く感じまして、そういった意味で非常にためになる視察だったというふうに率直に思っております。

それで、既に御承知のことでございますけれども、クリークは大川市にとりましてもこれは大切な財産であると思います。いろんなところの地区のクリークを見ますと、「大切な財産です」という立て看がかかっておりますけど、まさにそのとおりだと思います。それをきれいに維持して水が流れるように、そして、環境的にもいいものにして、かつ利活用するというのが非常に重要だと思っております。そのときも、そして今でも非常にそういう感じを強く持っておりますので、これは平成22年度におきましてもですね、予算的な措置もきちんとなされているということで、今後とも現実を着実に把握しながら進めていかなきゃいけな

いなというのを感じました。率直に申し上げて以上でございます。

○議長（井口嘉生君）

7番。

○7番（石橋正毫君）

一緒に見ました下林地区の幹線水路で工事が、クリーク防災事業が展開されておりますが、私も向島に住んでおりますが、本当にうらやましいぐらいの、すばらしい工事がなされております。それに引きかえですね、向島地区に入りますと本当に雲泥の差であります。本当に悲しいぐらいです。副市長もいろいろお感じになったと思いますが、副市長は大川に來られて、副市長として就任されて半年、6カ月が経過したわけでございますが、今回、クリークも——今回は私はクリークについてお伺いしておるわけですから限定ですが、このクリークの視察によってですね、市長に何か提案なり助言なりされたことがあったらお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（井口嘉生君）

副市長。

○副市長（福島裕幸君）

それはそのとおり報告をし、そして議論をいたしました。そして、今回ですね、こういう御質問についての検討をさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（井口嘉生君）

7番。

○7番（石橋正毫君）

具体的にどういう御提言、御助言があったかということです。

○議長（井口嘉生君）

副市長。

○副市長（福島裕幸君）

私のほうからということで。（「はい」と呼ぶ者あり）まずですね、用途地域内の部分についてとですね、それ以外のところについて、率直にというか、見たものをそのまま御報告しました。

実は市長は、その部分についてはかなり御存じでいらしてですね、その議論についてはこ

れまでの御存じの部分、それから私が見た分、そういうものをいろいろと議論をしてといたしますか、話をいたしまして、そして担当課も交えて検討したということでございます。

以上です。

○議長（井口嘉生君）

7番。

○7番（石橋正毫君）

ありがとうございます。この用途地域と農業振興地域のクリークの状態の格差というのがですね、確認されたというふうに思います。今後ともひとつ、適切なですね、クリーク行政に対しての適切な助言、御提案をお願いしたいと思います。

それでは先にまいります。

それでは、生活環境の改善など用途地域のビジョンにつきましては後ほどお尋ねすることといたしまして、まず道路の改善の問題についてですね、お尋ねをいたしたいと思います。

副市長にも今回、向島地区の状況を見ていただいたわけではありますが、この視察の折に、道路の状況は本当にひどいものであったということがおわかりになったと思います。当日も雨は降っておりませんでしたけれども、道路がスリップしそうで、車を運転する職員さんは、横に乗っている私にですね、ここは通れるんですかというような顔であります。後続の副市長さんの車はですね、結局、迂回をして徒歩による視察と、こういうふうになったわけではありますが、もちろん、こういう道路は普通車は通れない、軽自動車で、しかも、できれば四輪駆動がよいというような悪路であります。宅地化が進んだとは言いましても、宅地化した場所は車つきのよいところばかりであります。大部分の農地は軽自動車を通ればよいほうと、こういう状況であります。あの狭い道路を拡幅してですね、舗装化すればもっと効率的な農地の活用が図られ、そして、高収益型の農業にも取り組めるというわけであります。このことは地域の経済力も向上するということでもあります。拡幅、舗装など整備が早急に取り組んでいくということが求められておると思うのであります。

先ほど市長は、三、四年で舗装を重点的に整備すると言われましたけれども、この狭隘な道路の拡幅についてはどういうふうにご考えていただいておりますでしょうか。

○議長（井口嘉生君）

都市建設課長。

○都市建設課長（今村辰雄君）

向島地区等におきます狭隘道路等についての今後の改善をどう考えているかというお尋ねでございますが、整備手法につきましては、1つの都市建設課が考えております案といたしましては、今現在、21年度から新規事業として狭隘道路の取り組みを始めたところでございます。そういった事業メニューがございまして、これは国の補助を受けて市の出し分を減らしながら進めていくような事業でございます。ただし、これにつきましては、4メートル以上の拡幅が条件であるとか、あるいは一定の道路の延長を確保するとか、そういった条件のもとで他の地区で21年度、本年度でございますが、取り組みを進めておりまして、この地区でもそういったものが地元の用地協力等いただきながら進めればと考えております。

以上です。

○議長（井口嘉生君）

7番。

○7番（石橋正毫君）

4メートル以上の道路幅が欲しいということですが、地権者の協力も得ながらということではあります。なかなか難しい事情もあるかと思いますが、地域の活性化については、やはり幹線道路の整備はですね、これは必ず必要でございます。舗装も非常におくれておりますが、先ほど壇上からもお尋ねしておりましたが、道路の舗装率というか、そういう点について他の場所との比較というものが何かデータとしてありましたらお願いをいたしたいと思っております。

○議長（井口嘉生君）

都市建設課長。

○都市建設課長（今村辰雄君）

向島地区におきます舗装の進捗率のお尋ねでございますけれども、資料作成として用途地域内全体といいますか、相当区域が広がるございますので、これが1つの例ということでお聞きいただきたいと思いますが、向島地区の国道208号から北側を見て、新橋水門のところ付近までの向島地区を想定してでございますが、市道路線として約90路線近くございます。これにつきましては舗装率が、道路台帳で調査した結果、62%となっております。全体の舗装の進捗率につきましては20年度末での比較でございますけれども、70%ということで約8%舗装率が落ちているという状況でございます。

以上です。

○議長（井口嘉生君）

7番。

○7番（石橋正毫君）

具体的にはいろいろ問題がありますけれども、ひとつ生活道路の整備につきましては、より以上の取り組みをお願いしたいと思います。

次に、既に市長からもお答えをいただきましたが、都市計画道路堤上野線と上野大橋線の整備についてでございますが、これはこの用途地域の北部の、極めて第一の幹線、代表的な幹線道路であります。大川市内の環状道路と位置づけましてですね、この大川市内の道路の混雑、それから優良な住宅地や企業誘致に必要な用地の提供ということからもですね、できるだけ早くですね——できるだけではありません、一日も早くこれに取り組んでいただいて整備をしていただきたいというふうに思うわけでありまして、この計画が着工されるとすればですね、ほとんどのこのコースは農用地を通過する予定であると思うんでありますが、極めて早く完成をして地域に貢献すると、こういうふうに思うわけでありまして、その点についてはどういうふうに思っておりますでしょうか、お尋ねします。

○議長（井口嘉生君）

市長。

○市長（植木光治君）

御指摘の点につきましては、私も同感でございます。

それで、壇上からでも答弁いたしましたように、この道路につきましては県事業となります。実質的にはまるっと県事業という格好に多分なっているだろうと思っておりますので、そういう格好で事業が進められていきますように我々は最善の努力をしていく、つまり街路事業という格好ではなくてですね、道路局関連の補助事業という格好で進めていただきますと私どもの負担も非常に少なくなってまいりますので、ひとえに県に対しまして、事業着手に向けて一歩進んでいただくように我々として最善の努力をしてまいります。

○議長（井口嘉生君）

7番。

○7番（石橋正毫君）

ありがとうございます。この道路は幅員27メートルの442号バイパスよりも勝るとも劣らないというような規模の都市計画道路でありますので、少しでも早い計画の実行をお願いし

たいと、重ねて強く要望いたしておきます。

次に、クリークの改善についてお尋ねをいたします。

木之元樋管から試験的通水が平成20年10月から行われるようになりまして、向島地区の水質改善は幾分というかですね、飛躍的というか、少しは改善が見られるというような状況になりましたけれども、何分クリークが浅くて絶対的な水量が少なく、根本的な改善にはなっておらないというのが実情であります。この水路整備につきましても、かなり広範囲であって、今はしゅんせつ等におきまして整備をやっていただいておりますけれども、やはり幹線水路を整備してですね、そして用水、あるいはまた排水の機能と、そういうのを高めていかななくてはならないと、こういうふうに思いますが、当局はどういうふうに考えていただいておりますでしょうか、お伺いをします。

○議長（井口嘉生君）

農村環境整備課長。

○農村環境整備課長（田中美俊君）

先ほど市長が答弁しましたように、当面はですね、水の流れがスムーズになるようにクリークのしゅんせつやポンプアップなどを行っていきまして、のり面崩壊箇所につきましては、木さく等により緊急な復旧に努めてまいりたいと思っておりますのでございます。

それからまた、幹線水路の整備につきましては、中期的には補助事業により都市下水路事業で整備ができないかということで今後幹線水路の整備を検討してですね、実施を図っていく必要があるかと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（井口嘉生君）

7番。

○7番（石橋正毫君）

今は先ほど申し上げておりましたが、地元からの強い要望によって、主にしゅんせつによって環境浄化と用水の確保をやっていただいております。近年は特にこのしゅんせつについては力を入れてはおるんだという当局の、担当の返事ではございましたが、近年のこのしゅんせつの実績というか、実績の動向につきまして、ここ3年ぐらいですね、どういうふうに変わっておるかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（井口嘉生君）

農村環境整備課長。

○農村環境整備課長（田中美俊君）

向島地区のしゅんせつにつきましては、平成19年度5カ所、延長が715メートル、金額は約1,500千円でございます。平成20年度は6カ所、延長が548メートル、うち木さくが34メートルで金額は約2,150千円程度でございます。それと、平成21年度は10カ所、延長が793メートル、うち木さくが12メートルで金額が約3,400千円程度になっているところでございます。

○議長（井口嘉生君）

7番。

○7番（石橋正毫君）

私はですね、たびたびの予算委員会とか決算委員会等でお願いをいたしておりますが、このしゅんせつを重点的に主にした用悪水路の整備というのはですね、予算的にもスズメの涙なんですよ、少ないということをたびたび申し上げております。その点についてですね、ただ、しゅんせつとか、一部のところの護岸整備ということではですね、そのところどころを飛び飛びにやっていってはだめなんですよ。やっぱり幹線水路を計画的に、あるいは例えば、都市下水路として排水の機能を果たすための水路ですから樋管等からですね、すなわち下流のほうから計画的に年度別にやっていくと、護岸整備を図っていくということが、これは最低限必要だと思うのでありますが、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（井口嘉生君）

農村環境整備課長。

○農村環境整備課長（田中美俊君）

先ほども答弁しましたように、幹線水路の整備については少しずつやっておってもですね、何年かかるかわかりませんので、都市下水路事業として補助事業で取り組めないかということ、今後十分検討していく必要があるかと思っているところでございます。

○議長（井口嘉生君）

7番。

○7番（石橋正毫君）

その点、よろしくお願ひします。この地域の水路は非常に狭くてですね、しゅんせつで深く掘ることによって畦畔の崩れ等も生じるわけでありまして。また、長年の風雨などの自然現象や集中豪雨の際の急激な排水によってもり面の崩壊が進んでおる現状であります。「コ

ンクリートから人へ」というどこかの政党の言葉を引用して、市長は木さくの護岸を推進してあるかのようにお聞きをいたしておりますが、例えば、大川市内300キロにも及ぶかというこのクリークを木さくでやれば、もう毎日その補修にかからなければならないというわけでありますので、臨機応変、場所によってはやっぱり恒久的な護岸を施していただきたいというふうに強く要望をいたすわけでありますが、この点につきましてお答えをいただきます。

○議長（井口嘉生君）

市長。

○市長（植木光治君）

もとよりコンクリート護岸でなければいけないところにつきましてははですね、コンクリート護岸でやらなければならないと思っておりますが、一方におきましては、コンクリート護岸でやる場合のやっぱり単位面積、距離当たりの単価というのが木さくと比べてかなり高い部分もございますから、緊急性を要するような場所につきましては、当面の措置として木さくを使っていくということもやっぱり選択肢としては必要じゃないかと思えます。

木さくもですね、使い方、つくり方によりましては随分もつというふうに私見ております。担当にも言っておるんですが、佐賀のですね、208号をずっと佐賀のほうに行きますと光法という場所がございますが、あそこに交差点があつて右側にこう入っていきますとすぐ左側に、昔は光法の駅がございました、佐賀線の。あの踏切を越えて少し行きますと、左側にずうっとクリークみたいなものがございますけども、ここは私は非常にうまく整備しているなと思つていつも感心するんですが、出たぐいの高さがですね、割と小さく、少ないといひますか、夏場はちょうどぎりぎりぐあいで、夏場の水位の場合はぎりぎりぐらいで水の中に沈んで、冬場、紫外線の少ないときには、水位が低いときには頭が20センチぐらい上がる、こういう整備の仕方をしている。御案内のように、木さくが腐るのは地上部でありまして、泥の中というのは還元性といひますか、腐らない、千年、二千年、場合によってはそういったものも出てくるわけですが、泥の中、あるいは水の中というのは割と腐りにくい。ですから、木さく、10年程度平均的にもつと思ふんですけども、つくりようによりましては15年程度もつんじゃないかというふうに思ひますから、今後、そういう工夫も担当にさせていきながら、木さくも場合によっては対応すると、そうすることによって崩れている現状を早く、とりあえずは現状よりもよくしていくということが可能でございますので、ちょっと例がおかしいかもしれませんが、いきなりベンツを買うということではなくて、とりあえず軽を買つ

ておこうと、こういう発想も状況によっては、状況といいますか、場所によっては必要じゃないかというふうに思っております。

以上であります。

○議長（井口嘉生君）

7番。

○7番（石橋正毫君）

木材の使用というのはですね、私もあの辺の地形をですね、状況を思い出してみますと、なるほど木材を使っておるような現場もあろうかと思いますが、いわゆる木材の使用というのは護岸というよりも基礎工事的な面が私は強いんじゃないかというふうに思っております。ああいう場所でものり面は、例えばコンクリートではなくてですね、石組みでやるとかですね、そういうふうな極めて情緒あふれる整備がなされておるんだというふうに思っております。あのあたりは非常にスペースがですね、クリークののり面のスペースも広いわけでありまして、クリークの幅も広いということでスペースが十分にあると私は思います。用途地域、向島地域等におきましては、なかなかそのスペースがとれないんですよ。やっぱり堀の幅も持ちながら隣接の道路であるとか、あるいは耕地であるとかですね、そういうふうな土地を有効に使うためにはできるだけのり面の勾配の急なですね、面積の少ないといいますか、工法が必要であると思うんですよ。そういうことで技術的なことはいろいろ検討していただきまして、環境の整備については極力早急に取り組んでいただきますように重ねてお願いをしておきたいと思っております。

最後に、用途地域のビジョンということについてお伺いをいたしました。この用途地域内の環境整備につきましては、適正な土地利用において良好な環境をつくっていくんだという市長の御答弁をいただきましたが、この地域の土地利用を考える上でですよ、大規模な区画整理事業というものが不可能という今日ですね、現状の利用状況が今後とも長く続いていくというわけでございます。

先般、まちづくり推進課から資料をいただきましたが、これは資料が平成11年というふうにお聞きしたと思いますが、平成11年というともう10年になるわけですが、この用途地域等の土地利用別の面積の集計というデータがですね、このように古い資料に基づいてなされておるのかなという私は心配をいたしました。この面積の集計は土地利用の現況図をもとに図上計測により算定をしたというふうな注釈がついておりますが、この土地利用の状況につ

いてはどのように把握を、数字じゃないですよ、どのように把握をしていただいておりますかということについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（井口嘉生君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（川野徳秀君）

ちょっと質問の趣旨がわかりにくいんですけども、もう1回お願いいたします。

○議長（井口嘉生君）

7番。

○7番（石橋正毫君）

これはですね、10年前の資料ということでしたいたわけなんですよ——10年前の資料ということでしたいたわけではありません。いただいた資料が10年前のデータだったということですね。もういいです。

この資料は10年前であります、多少数字の誤差はあろうかと思えますけれども、そんなに極端な違いはないかと、こういうふうに思いますので、これを参考にさせていただきたいと思えますが、大川市を用途地域と用途地域外、すなわち農振地域と申しますかね、これを分ければ、先ほども私は壇上で申し上げたとおりですが、この大川市内の22%を占める729ヘクタールのうちに、農地は195ヘクタールあるというふうにはなっております。そのごとく、宅地用地は145ヘクタール、商業用地は70ヘクタール、工業用地は101ヘクタール、パーセントでいきますと、この用途地域の中で農地が27%で一番多い。その次は住宅用地20%、その次は工業用地14%、その次が商業用地10%と、こういうふうな状況であります。総面積の中には、水面であるとか道路用地であるとか、その他もろもろございますけれども、私たちが使っておる土地の利用状況というのは大まかにそういうふうな状態であると、こういうふうになっておるわけでありまして、このまちづくり推進課といいますが、こういうデータのもとにやはりまちづくりは検討されておるといふふうに私は思っているんです。

ここにですね、福岡県の大川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針というのが都市計画区域マスタープランとして平成16年5月に決定、告示されておると思いますが、間違いございませんでしょうか。

○議長（井口嘉生君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（川野徳秀君）

これは県のほうですね、福岡県全体の都市のマスタープランとして策定をされております。間違いございません。

○議長（井口嘉生君）

7番。

○7番（石橋正毫君）

それは県がつくったんだ、うちは知りませんということでは恐らくないと思うんですが、そういうふうに言われたんではないと思いますけれども、これは県が地元とも協議しながらですね、そしてまた、国との法定協議も進めながら告示をされた権威あるものだと思うんですよ。そうじゃないですか。

○議長（井口嘉生君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（川野徳秀君）

それはもうもちろんでございます。

○議長（井口嘉生君）

7番。

○7番（石橋正毫君）

その中で私が今回申し上げておる用途地域の問題ですね、「土地利用の方針」という方針の中で、用途転換、用途純化、または用途の複合化に関する方針という項目がありまして、「土地区画整理事業の局面的整備を推進することにより住工混在を解消し、良好な市街地形成を図る」と、こういう方針が打ち出されておるわけですが、このマスタープランというのはまだ生きておるわけですかね、いつごろまでの範囲で策定されておるわけですか。

○議長（井口嘉生君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（川野徳秀君）

スパンといたしましてはですね、一応10年間というのが1つのめどになっておりますので、まだその計画、マスタープラン自体は生きておるということでございます。

○議長（井口嘉生君）

7番。

○7番（石橋正毫君）

恐らく10年間の計画だろうと思っておりました。この中に先ほども読んでみましたがですね、この用途地域の中を区画整理事業のり面整備等を促進するんだと、こう言われておりますが、土地区画整理事業の取り組みについて、先ほどもちょっと質問も出ておりましたけれども、改めてどのように、現在の取り組みについてお答えをいただきたい。

○議長（井口嘉生君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（川野徳秀君）

区画整理につきましては、先ほども答弁いたしましたとおり、社会情勢も含めまして現時点で14年に断念をいたしておりますので、それを立ち上げるとかというのは当分考えられないというふうに思っております。

○議長（井口嘉生君）

7番。

○7番（石橋正毫君）

このマスタープランは大体10年ということであれば平成25年、16年から平成25年まで生きておるといことであります。区画整理事業も頓挫した現在、なかなか用途地域内のクリークとか道路の整備ができないというのはですね、ここは区画整理でやるんだという縛りが生きているから、なかなか財政的な支援態勢というか、バックアップというか、国、県のそういう支援態勢ができないんじゃないですか。どうでしょうか。

○議長（井口嘉生君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（川野徳秀君）

区画整理で道路の拡幅を縛るといふうなことはございません。

○議長（井口嘉生君）

7番。

○7番（石橋正毫君）

今の経済状況の中で、住宅用地や工業用地が減少するということはあるかと思いますが、この195ヘクタール、27%を占める農地が著しく減少していくということはとても考えられないわけです。むしろ、今、優良農地といえますか、健全な農業経営をしていただいております。

農地は、ここ長いことなく耕作放棄地として地域の環境をますます悪化させていくということになってですね、非常に私は危惧しておりますが、やっぱり抜本的な改良と改善というのが必要じゃないかというふうに思うんです。

この平成16年から10年間続く県のマスタープランの策定もありますけれども、やはり現状に即応した新しいマスタープランをここで策定するということが必要ではないかというふうに私は思いますが、市長はどういうふうにお考えになりますか。

○議長（井口嘉生君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（川野徳秀君）

いわゆる用途地域内のまちづくりということで一くりにいたしますと、先ほど答弁を市長のほうからもいたしましたとおり、やはり道路なり水路の整備というのが具体的になってくるわけでございます。用途地域内におきましては、御承知のとおり有明海沿岸道路とか幹線道路の整備も進んでまいりました。それと公共下水道も着工いたしております。それと、先ほど市長のほうからも答弁いたしましたとおり、堤上野線の久留米方面への延伸も必要だということで具体的にはそういうのが改善策としてできるんじゃないか、そのことが土地利用の誘導になるんじゃないかというふうに思っておりますので、それを具体的にやるのがまさにこの土地利用を有効になしていく手段だというふうに考えております。

○議長（井口嘉生君）

7番。

○7番（石橋正毫君）

重ねてお尋ねしておるが、県のこの平成25年度版での計画、地元でもきちんと協議をされて、それから市民にも閲覧をされ、議会でも審議され、国の法定協議も受けて告示をされたですね、こういう10年間のマスタープランというのはなかなか途中で破棄するという、見直すということもできるのかなと私思っておりますが、やっぱり経済状態も全然変わっておるわけでありますから、現状に即応した都市計画というのを組む必要があると、抜本的にですよ。そこそこの対症療法的な行政ではなくて、抜本的な市政の展開をしていかななくてはいけないと思いますが、市長、ちょっと市長のお考えをお聞きしたいと思っております。

○議長（井口嘉生君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（川野徳秀君）

これは市長にお尋ねでございますが、先ほど来言っておりますように、抜本的なという質問の趣旨がわかりにくいんですね。ですから、抜本的といいましても、例えば、個別的に土地利用をどうするのか、道路をどうするのかということでございますので、それが集まっておりますね、いわゆる土地利用の誘導とか観光のルートに開発するとか、例えば、企業を誘致するとか、そういったものにつながっていくわけでございますので、それを都市計画でやったもの、結集したものが結果としてあらわれてくると、経済効果として最終的にあらわれてくるということでございますので、抜本的というのはなかなか意味がわかりにくいんですね。ですから、市長も答えにくいというふうに思います。

抜本的な手法とか、そういうのは率直に言ってないと思います。具体的にこれをどうするのか、道路をどうするのか、そういったものが結集されて初めて都市計画というのができるようになってくると、都市の整備が進んでいくというふうに思いますので、そういった意味で御理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（井口嘉生君）

7番。

○7番（石橋正毫君）

まあ、川野課長がそういうふうにおっしゃっておるので、例えば、具体的に聞けということであればですね、用途地域の中にも190なんぼの農地があると、これは農業振興地域ではありませんので、農業の振興をすることはできない、財政的に農業予算を使うことはできないということで振興していないわけでしょうけども、振興していないということはないですね——わけでありますが、例えば、農地等、将来どういうふうに市としては誘導していくのかということを私はお尋ねしておるわけですよ。この土地利用というのがどういうふうに市としては将来像をですね、結局、将来の用途地域のビジョンをどういうふうに描いておるのかということを私は聞いておるんです。

○議長（井口嘉生君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（川野徳秀君）

この土地の利用状況調査というのは、都市計画基礎調査というのがございまして、これは今手がけておるわけでございますが、それはなぜかといいますと、いわゆる本来は5年に一

回ぐらい調査をなささいということになっておりますが、率直に言って今の経済情勢からして、用途の変更がそう大きくは変わっていないということで、実は10年ぶりに調査をするということでございます。問題はこれを、今言われる土地利用の将来の方向を見るためのことでございますが、結果的にですね、例えば、動いていないということであれば結論的にはこのままの土地利用を続けるということになってくるかと思えます。そういった基礎調査は行っていきたいというふうに考えておりますが、こう誘導していこうという方針は、基本的には今の現状を見る限り経済情勢からしてですね、そう大きく動いていくことはないだろうというふうに思っております。

○議長（井口嘉生君）

7番。

○7番（石橋正毫君）

まあ無策というわけですよ、早い話がですね。実際、現実的に農地が、営農がなされておるのに農振地以外であるから予算的にも行政は用途地域内の農業はバックアップしませんよと、条件整備もしませんよと、こういうことですよ。そういうことでは、私は全く行政ということは期待が持てないなというふうに思うわけです。

まあ時間もありますので、次に行きたいと思っておりますが、次にですね、このビジョンということについて関連してお尋ねをいたしますが、最後でございます。

オランダプロジェクトと、最近耳にしました。先般の一般質問におきましても、岡議員が詳しくお尋ねをしたところでありますが、市長はオランダプロジェクトとして農村の美化を考えてあるようですけれども、大川市を上空から見ると、まさにオランダに似た地形だと、こう述べておられます。私はオランダを旅したことはありませんが、先月ですね、ニューウエーヴの同士とともにセスナ機を利用いたしまして大川市の上空視察をいたしました。下界を見ましてですね、なるほどこれが市長がおっしゃっておるオランダ的な風景かと思って見たわけでありまして。しかしながら、上空から見れば佐賀県側も、あるいは大川市も、大木町も、あるいは柳川市も似たような風景であります。この筑後川下流のデルタ地帯ですからね、当然同じような風景であります。

そこで景観をよくしていくというのは、私は道端や堀端に草花を植えるということでは完成しないと私は思ってるんです。既に基盤整備された農地にはですね、それこそ条々とした稲田が広がり、イ草場や野菜畑、あるいはビニールハウスや温室が連なってですね、そして、

それが季節ごとに彩りを変えていくと。野良で働く人々の顔は本当に収穫の喜びに満ちあふれていると、こういうのが私は本当の地域の人々の幸せであり、求めておる豊かさではないかと信じております。用途地域以外の農地、つまり、農業振興地域では既に莫大な資本が投下されているではありませんか。オランダプロジェクトというのは、これは言葉のあやであって表現の1つだと私は思いますが、このオランダプロジェクトを展開するならですね、用途地域、例えば、向島地域を対象とするとしたら、私はそれはすばらしい計画であると思うんですよ。それはすばらしい市長のビジョンだなと私は思うんです。初めて聞いたときも私は、これはすばらしい未来像を市長は持ってあるなと思った次第です。

向島というところを1つのポルダーとしてとらえて、大きな風車、つまり、強制排水のための、私がいつも防災事業で申し上げております強制排水のためのポンプ場をつくりですね、荒れた農地や水路を整備し、そして、水辺や畦畔を草花で覆うと、グラウンドカバーでカラフルに覆うと、そのような市民の心をいやすような中心市街地周辺の農地、そういう地域を本当の水と緑の川郷としてつくろうではないですか。この用途地域のビジョンとして、用途地域におけるオランダプロジェクトの実現と、こういうものを提案し、そのための検討をする考えはないかということをお願いいたします。

○議長（井口嘉生君）

市長。

○市長（植木光治君）

確かにですね、イメージをしておりますのは、何と申しますか、大きなクリークが国営水路でありますとか、県営の水路でありますとか、そういった大きな水路が整備される、そしてそののり面の部分、そこに水生植物と申しますか、景観植物と申しますか、そういったものを導入して今までのような、ある意味での無味乾燥な整備だけということではなくて、景観を少しでもよくしていきましょうということでは思い立っているところでありますが、このことだけでですね、大川市の景観がすべてよくなるかということではもちろんないと思っております。今までのような、ある意味では機能一点張りのような整備だけで無機質な護岸のクリークがそこに存在をするということだけでは、これは少しやっぱり寂しいだろうということで名称はともかくといたしまして、地形がオランダに似ているということもありまして、「オランダプロジェクト」という名前をつけて、そういう景観植物を導入していきましょう

ということであります。

非常にきょうといえますか、議員から御指摘をされている点を聞きまして、正直耳が痛いといえますか、辛い思いをしながら聞いてきたところでありますけれども、確かに用途地域というのは、ある意味では土地利用の柔軟性が非常にあるわけであります。プラスの面ももちろんあった。農用地区域というのは、もう農業にしか使えないわけでありまして、ここに土地を売って商業施設として売りたいというような思いがあったとしてもなかなかできないということでありますが、ある意味では土地利用の柔軟性、多様性といえますか、重要度が非常に高い、それがゆえにですね、それがゆえに現在、非常に難儀をしておられるということだろうと思います。

かつてのように右肩上がり経済が伸びている状況であるならば、ひょっとすると2つの区画整理というのは既にもう立ち上がっていたのかもしれませんが。そういうふうな状況を想定いたしますと、大川の中で一番いい地域の1つということにもなっていたのかもしれませんが、時代がそういうことになりまして、財政的にも諸条件から含めましても、なかなかそうはいかなかったということで、結果的には非常に全市的に見たら難儀をかけているような地域だという認識はしております。しかしながら、その都市計画法の網のかぶっている中でどうやって皆さん方の満足度を少しでも上げていくかということにつきまして、先ほど言っておりますような幹線道路の整備について、大きく一步県から踏み出していただくような努力をしていくと。それを1つの起爆剤にして地域の開発と言ったらちょっと言葉が違うかもしれませんが、浮揚につなげていくと。

それとあわせて、先ほど来言っておりますように、なかなか水路の整備につきましても今単独事業でやっておりますから整備の進捗が非常に遅いということでありますので、補助事業に乗っかるような計画を立てていこうというのが1つ、壇上から答弁したところであります。

それから、道路につきましても、なかなか今の道路の幅でいきますと、補助事業に乗っかりませんので、場合によっては例えば、例えばでありますけれども、部分的に地域から用地を提供していただいて補助事業に乗っかるような道路の規模、幅になった場合には、我々としても非常に事業としても進みやすいといったようなこともありますから、そのあたりは地元とよく相談をしながら、そういう狭隘な道路の拡幅といえますか、整備を進めていかなければならんと思っておりますが、壇上から申し上げましたのは、現状で舗装するといった場

合に財政的におよそ三、四年程度のスパンをいただければ何とか舗装だけはやれるんじゃないかなというめどは持っております。ただ、そのことにつきましても当然のことながら議会でまた議論をしていかなければなりません、そういうふうな思いをしているところであります。

以上であります。

○議長（井口嘉生君）

7番。

○7番（石橋正毫君）

用途地域内の道路やクレークの整備について、お願いをいたしました。市長におかれても前向きに取り組んでいくというお答えをいただいたというふうに期待をしておきます。

大川市の隅から隅までがですね、安心して暮らせるという、よい大川市に今後なっていきますように市長にますますの努力、こういうものを私も信じまして今回の質問を終了させていただきます。御答弁ありがとうございました。

○議長（井口嘉生君）

ありがとうございました。以上で本日の一般質問を終わります。

なお、次の本会議は明日午前9時から開くことになっておりますので、念のため申し添えます。

本日はこれにて散会いたします。ありがとうございました。

午後5時5分 散会